



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカに於ける法人税の発達（一）－〈法人-株主〉を中心に－
Author(s)	島山, 武道; HATAKEYAMA, Takemichi
Citation	北大法学論集, 24(2), 1-103
Issue Date	1973-12-15
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16149">https://hdl.handle.net/2115/16149</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	24(2)_p1-103.pdf



# アメリカに於ける法人税の発達 (一)

— 法人—株主— 課税を中心に —

高 山 武 道

## 目 次

序 論	対象とする問題の提示	第三款	留保利潤に対する課税
第一章	初期及び二〇年代の税制	第二節	第一次大戦後の法人税改革論議
第一節	〈法人—株主〉課税の諸側面	第三節	二〇年代法人税制と経営財務の關係等
第一款	法人及び個人に対する課税	第二章	ニューディール期の税制
第二款	受取配当に対する課税の調整	第三章	戦後の税制
			(以上、本号)

## 序論 対象とする問題の提示

## 一 法人―株主〕課税の諸側面

一 法人実在説と法人擬制説<sup>(1)</sup>

本稿は、アメリカにおける法人税制の発展過程を、〈法人―株主〕課税を中心に見ようとするものである。そこで、〈法人―株主〕課税の意義と問題状況を的確に規定する必要がある。

さて法人課税の理論的根拠といえ、まず法人実在説と法人擬制説の対立が想起せられる。<sup>(2)</sup> 両説は法律学上の権力概念をめぐる争いに関するもので、前者は、「法人は法律の擬制した空虚なものではなく、一個の社会的実体だから、法律上権利能力を与えられている」とし、ギールケ、ミシュ、サレイユ等によって主張されたのに対し、後者は、「権利義務の主体たり得るものは、自然人たる個人に限られるものだから、自然人以外に権利義務の主体たり得るのは、法律の力によって、自然人になぞらえたからである」とするもので、サヴィーニ等により主張されたと言われる。<sup>(3)</sup>

しかしながら、法人が社会的実体か法律の擬制かの論議は法理論的には意味があっても、もはや今日において法人が事実として課税され、徴税がなされている以上、税法(制)上はさして実益のない論議であって、<sup>(4)</sup> そこから税制改革の指針を導き出せるようなものではない。即ち、問題が〈法人税―個人所得税〉あるいは〈法人―株主〉という接点に係わるものでない時には、両説の争いは意味がないということになる。

(一) 言うまでもなく、法人実在説は Corporate Entity Theory、法人擬制説は Proprietorship, Impersonal Entity Theory の邦訳である。この訳語が適切か否かについては、例えばシャウブ勧告書の邦訳をめぐる論議があるが(石塚陸「擬制説、実在説と法

人税」『税法』二〇七号、一七頁以下、一九六八年）、北野弘久「現代税法の構造」(一九五頁注(2)、一九七二年、勁草書房)参照) Entity, Personality, Impersonality 等に、画一的に、實在、人格、擬制、擬人等の訳語を充てるのが如何にも不都合な場合があるので、序論では慎行に倣い「實在説」、「擬制説」の用語を使用するが本論中では凡て原語を使用することにした。

(2) 例えば、渡辺喜久造「税の理論と実際—理論編」(二〇五—二二頁、一九五五年、日経新聞社)、岡野鑑記「国家租税論」(二七八—一九頁、一九六五年、中央書房)の説明の仕方参照。

(3) 以上は、林大造「所得税の基本問題」(一九八一—九頁、一九六六年、税務経理協会)、泉美之松「税法条文の読み方—法人税法の基礎」(二〇四頁注三、一九七一年、東京教育情報センター)の説明による。なお、この点の一般的解説につき、浜上剛雄「法人の本質」(『学説展望』二二〇頁以下)参照。アメリカにおける論議については、塩崎潤訳「R・ゲード原著、法人税」(九頁以下、一九六七年、日本租税研究協会)〔以下、簡単に「ゲード「法人税」と略す〕が簡潔な説明をなし、文献にも詳しい。更に文献については、A. W. Machen, Jr., "Corporate Personality," 24 *Harv. L. Rev.* 285 (1911). を参照。

(4) ゲード「法人税」一〇頁。

## 二 配当に対する「二重」課税

さてしかしながら、法人とは結局は自然人により経営せられ、その資本金は株主の出資金からなり、利潤のうちの一部もしくは全部は株主に配当として分配されるべきものである。その際、配当は、株主に個人所得税が課せられている限り、当然に株主の所得を構成する。ここに問題が発生する。即ち、配当所得以外の個人所得(例えば、利子所得、不動産所得、山林所得、譲渡所得等)は、個人に於いて所得税を唯一度のみ課せられる。しかるに配当所得のみは、既に法人段階に於いて法人税という所得税を課せられ、更にその利潤が分配された際に株主に於いて個人所得税を課せられる。即ち、所得税が「二度」、「二重」に課せられることになる。これが通常にいわれる「配当二重課税」問題である。

ここに至り、先の法人實在説と法人擬制説の対立はその論争的価値を發揮する。即ち法人實在説によれば、法人はその構成員である株主等から独立した一箇の实体(Entity)であり、それ自体として課税単位となりうるものとされる<sup>(1)</sup>

ことから、この立場からすれば、法人所得課税と株主配当課税とは別個の実体に対する別個の課税であり、二重課税とはならず、その結果二重課税の緩和、排除措置は何ら必要ではない、ということになる。<sup>(2)</sup>

他方、法人擬制説は、「株式会社（法人の代表的形態）をば利潤追求のために個人株主たちが集って組織するもの……法人の取得した利得は、結局において個人株主に帰属すべきもの」<sup>(3)</sup>であることと捉えることから、法人所得と株主配当に対する課税は株主の所得に対する二重課税となり、他の所得との公平課税を図るために何らかの緩和、排除措置が構ぜられなければならない、と主張することになる。<sup>(4)</sup>

かくして法人実在説、法人擬制説の論争も配当課税の具体的措置に関連して実益を有してくることになり、更に言えば、両説は配当課税の具体的措置に関する争いに他ならないということもできるのである。<sup>(5)(6)</sup>

- (1) 田中二郎『租税法』三九八頁、一九六八年、有斐閣。なお、林榮夫『財政論』三二六頁、一九六八年、築摩書房、参照。
- (2) 北野・前掲書、一七八頁。渡辺・前掲書、二〇六頁。岡野・前掲書、二七八―九頁。
- (3) 林榮夫・前掲書、三二二頁。田中・前掲書、三九八頁。
- (4) 岡野・前掲書、二七九頁。吉国二郎『法人税法（理論編）』二二―二三頁、一九七〇年、財経詳報社。
- (5) 各種の文献・解説書から明らかなように、法人実在説、擬制説とは（法人―株主）関係の理解に関するものなのであり、配当課税の具体的措置をめぐる争いなのである。即ち、配当課税の具体的措置を如何にすべきか、ということの選択の結果として、説明のための理論構成として、両説は機能する。本稿が明らかにするように、アメリカにおいては、問題は常に「配当所得に如何に課税するか」という具体的租税政策判断として現出するのであり、実在説か擬制説か、というようにな次元の争いとして現出するのではない（石塚・前掲論文参照）。また法人本質論から配当課税の方策が導き出されているようにみえても、具体的政策判断は全く逆の順序でなされるのである。配当課税の具体的方策は法人本質論とはさしあたり別個に考察するべきである（北野・前掲書、一九四頁。小松芳明『各国の租税制度』二一七―一八頁、一九六七年、財経詳報社）。田中勝次郎『法人税法の研究』二一―六九頁以下、一九六五年、税務研究会」。忠佐一「法人税の課税根拠の素描」『会計』一九五二年二月号」。金子宏「租税法の基本的

考え方四」(『税大通信』七五号、三頁)等。なお、和田八束「現代租税論」(七八一八頁、一九七〇年、日評)の説明の仕方は若干異なるように思われる)。

(6) アメリカにおける論議としては、やはりあたり J. F. Due, *Government Finance*, rev. ed.(Homewood, Ill.: Irwin, 1959), pp. 220-221; W. L. Raby, *The Income Tax and Business Decision* (Englewood Cliffs, N. J.: P. H., 1964), pp. 53-54. 参照。論旨は我国と類似なので省略する。

### 三 留保利潤課税

これまでは、「配当」即ち法人利潤のうち株主に分配された部分のみを問題としてきた。その結果、「二重課税」は配当所得に他の所得以上の重い負担を課するものであった。しかし、ある法人の配当政策を左右しうる株主若しくは経営者にとっては、将来企業拡張に必要とされるような資金を調達する場合に、一度利潤を分配し高率の個人所得税を支払った後の残額から再び必要な資金を調達するよりは、利潤を法人内に留保し、個人所得税の支払いを逃れつつ直接に留保利潤より再投資を行う方が、税務対策、株主対策、証券市場対策、経営の便宜等の点から好ましいことはいうまでもなからう。またさしあたり再投資計画がないにしても、法人内に利潤を留保することにより高率の累進個人所得税の支払いを延期することができる。<sup>(1)</sup>

さて、法人実在説に立てば、法人と株主とは全く別個の課税単位であって、両者間の負担調整を行う必要はないのだから、留保利潤に対する特別の調整や課税措置は無用であるということになる。しかしこの立場を貫けば、法人を自己の「財布」として利用する株主(配当所得者)は他の所得者(利子所得、不動産所得、給与所得、その他)に比して優遇されることになる。また、株主のみならずその法人自体も個人所得税の支払いを逃れつつ再投資をなしうるという点において、分配された利潤に対し高率の個人所得税を支払った後の残余から再び資金を調達することしか認められない個

人事業、パートナーシップに比して優遇されることになる。その結果、主として配当所得を受領する高額所得者は、ますます税法上の優遇をうけることになるであろう。<sup>(4)</sup>

さてこの際、法人実在説の立場からは、法人利潤に高度の累進税を課し、利潤が分配されたか留保されたかにかかわらず利潤の多くの部分を税として吸収し株主にダメージを与えることもできる。しかし、この場合には法人税率と個人所得税率を一致させることが必要であり、法人税率を個人所得税率なみに引上げるか個人所得税率を法人税率なみに引下げなければならない。前者は実在説の立場から二重課税排除措置を講じないとすれば株主に耐えきれない負担をもたらすであろうし、<sup>(5)</sup> 後者は累進税構造を根本から覆す。

かくして「法人所得税と個人所得税とは制度上無関係という建て前になっているとみてみたところで、税制全体のシステムとしては、またそのシステムの効果としては、やはり社内留保利潤に対しては利潤配当に対するよりも軽課する結果とな」<sup>(6)</sup>ることから、何らかの調整措置を講じて課税平等を図らなければならないことになる。

法人擬制説に立てば、法人の留保利潤に課税しなければ法人利潤を凡て株主のものとして株主に課税するという建前が崩れることになる。「そこで、通常、法人擬制説の立場からしても、会社利潤を分配前の法人段階で課税することを認めなければならない」<sup>(7)</sup>ことになる。

かくして留保利潤課税問題に関しては、実在説、擬制説のいずれによるも独立別個の留保利潤課税が施されねばならず、両説はその具体的措置の提案について益するところはない。即ち両説の争いは実益がない。留保利潤課税問題の解決なくしては「法人―株主」課税における公平実現はありえないのであり、むしろ困難性は「配当二重課税」の調整よりは、こちらにあるのである。<sup>(8)</sup>

- (1) この場合、留保利潤は一度低率の法人税のみを課されるだけであるから、一般的には他の所得に比して優遇される。しかし留保所得には法人段階で分配されたならば受領する株主の所得に関係なしに一律に法人税率が適用されるのであるから、株主は人的控除や免税点適用の恩恵はうけ得ないことになり、この点ではかえって不利なのである。これは高額所得者よりも低所得者に不利に作用する。この点からみても、「配当二重課税」という表現は専ら「分配利潤」にのみこだわったもので、「留保利潤」に関連して生じる様々の不平等を等閑視したものと「どう」ことがあろう。この点については、R. Goode, "The Postwar Corporation Tax Structure," in *How Should Corporation Be Taxed?*, rpt. in *Bitker, B. I., Federal Income, Estate and Gift Taxation*, 3rd ed. (Boston: Little, 1964), pp. 592-598, esp. p. 592. を見よ。
- (2) 林大造・前掲書、一七〇頁。北野・前掲書、四〇頁。このように留保利潤課税においては、個々の個人所得者間の税負担の格差と、事業形態の差異によって事業組織自体の被る税負担の格差の両者が問題とされなければならない。本稿では前者を「株主―株主」、後者を「株主―パートナー個人」と示し、後者を「法人―パートナーシップ個人事業」と示すことにする。本稿にいう「法人―株主」課税はむしろこの両者を含むものである。
- (3) グード『法人税』一八〇―一九三頁、参照。
- (4) *Due, op. cit.*, p. 223.
- (5) 吉国・前掲書、五二頁。
- (6) 林栄夫・前掲書、三二六頁。
- (7) 同前書、三二二頁。渡辺・前掲書、二〇七頁。グード『法人税』一八五頁。
- (8) かくして「配当二重課税」問題は「法人―株主」課税問題の一部を形成するにすぎない(林大造・前掲書、一九六頁)。留保利潤課税こそが最大の問題であることを示唆するもの。吉国・前掲書、一六、二九、五一、五四頁。グード『法人税』一八五―一六頁。H. M. Groves, *Postwar Taxation and Economic Progress* (N. Y.: McGraw-Hill, 1964), pp. 36, 72.

#### 四 キャピタル・ゲイン課税

配当「二重」課税と留保利潤への課税を適正に調整しても、未だ不十分な場合がある。というのは、株価は一般的には、長期的に見て留保利潤の存在を反映して上昇する。それ故に株主は法人が留保利潤を有する場合には株式の売

却により株式譲渡益(Capital Gains)を得る可能性がある<sup>(1)</sup>。キャピタル・ゲインは「基本的には会社利潤の転形<sup>(2)</sup>」と考えられる。その点において、「株主は、法人の内部に留保された利益の分配を、現実には受けとることなく、しかも、間接的に自己の手に享受することができる<sup>(3)</sup>」のである。また留保政策が既に株主の黙諾のもとになされる場合もありうる<sup>(4)</sup>。キャピタル・ゲイン課税の必要性もまた法人実在説、法人擬制説の争いに関係なく存在する。真に公平課税を図らんとすれば、配当「二重」課税―留保利潤課税とともに、キャピタル・ゲインに対する適正な課税方式が検討されなければならぬ<sup>(5)</sup>。

- (1) グード『法人税』二〇三―五頁。吉国・前掲書、五二―五三頁。北野・前掲書、一七一―一八頁。
- (2) 林栄夫・前掲書、三二五頁。
- (3) 林大造・前掲書、一七〇頁。
- (4) J. R. Hellerstein, *Taxs, Loopholes and Morals* (N. Y.: McGraw-Hill, 1960), pp. 69-70.
- (5) 但し、北野・前掲書、一七一―一八頁、参照。

## 二 基礎祝座の設定

結局、法人実在説か法人擬制説か、という論争は配当「二重」課税の存否に係わる論議であって、公平課税を図るために不可欠の留保利潤課税、キャピタル・ゲイン課税の問題までをも有効裡にその視野に包摂しうるものではなかった。そこで課題は必然的に、法人実在説か法人擬制説か、配当「二重」課税の政策的是非如何、という図式においてではなく、法人税と個人所得税の全体的税法系が包摂され得るへ法人―株主〳課税の政策的是非如何、という図式として提起されることになろう。またその際には、「配当、二重」課税という呼称自体が問題の一部のみを拡大した表現

であり、問題の全体性を見失わせる性格のものである。それ故本稿では、「配当」を最狭義に株主が法人より現実に受領した利潤としてではなしに、「株主が法人という組織を通じて獲得し、処分しえる利潤」として捉えることとし、「配当」に換えて「分配利潤」の用語を使用することにしよう。それ故、他方に当然に「留保利潤(未分配利潤)」の存在が想定される訳である。また「二重」課税の用語も、いかにも配当に対する不平等な重い税負担を連想させ、へ法人へ株主へ課税の図式中にあってはむしろ株主が他の所得者に比して軽課税で済まされる場合があることを無視しており、この点で、特定の意図をもつ情緒的表現であるといわねばならない。そこで「二重」課税に換えて「過大課税」(1)「過少課税」(relative overtaxation↗relative undertaxation)<sup>(2)</sup>あるいは「超過課税」(3)「不足課税」(contra taxation↗deficient taxation)<sup>(4)</sup>の用語を用いることにしよう。<sup>(5)</sup>

(1) 北野・前掲書、一九五頁注(1)が、實在説、擬制説に換えて「法人個人一体課税説」「法人独立課税主体説」の用語を提案されるのも同趣旨と思われる。しかし本稿は更に、両説を対比可能なものとして優劣を判断するという視点に立たないので、両説を区別する実益を認めず、単にへ法人へ株主へ課税とした訳である。

(2) グードは、「二重課税」という呼称が、それ以上耳を傾けることなく人々の心中で現行税体系を有罪とするのに十分なエモーションemotional appealな響きをもち、且つまた配当所得が他所得に比して軽・重いずれにも課税されうることを無視しているとして、呼称の変更を提案する(Goode, *op. cit.* [Tpt. in Bittker *op. cit.* pp. 592-593.]。なお、グード「法人税」二五二七頁も参照。

(3) *Ibid.*, pp. 592-593. 同『法人税』一九〇頁。

(4) C. S. Shoup, "The Dividend Exclusion and Credit in the Revenue Code of 1954," 8 *Nat'l Tax J.* 136, 139-140 (1954). See also D. M. Holland, *Dividend Under the Income Tax* (Princeton: Princeton U. P., 1962), p. 142 et seq.

(5) なお過大・過少課税はへ配当所得者(株主)へ他の一般所得者へ間のみならず配当所得者相互即ちへ株主へ株主へ間にも生ずることに注意されたい。この点は本論で詳しく取り上げるが、さしあたり Shoup, *op. cit.*, pp. 138-139; 島恭彦「財政学概論」(六九一一七三頁、一九六三年、岩波書店)を見よ。

## 三 基本的モデルの提示と分析

以上のような諸側面を含みつつ選択される現実の「法人—株主」課税の具体的方式（制度）は各国によって実に多種多様であり、各国の歴史的、社会経済的な諸事情の違いを反映しているが、しかしそこには細かい相違を無視すればおのずといくつかのタイプが存在している。それらは、一応歴史的、場所的規定性を捨象され得る技術とも称すべきものであり、各国において「法人—株主」課税方式が論議されるときには必ず並列され、比較検討されるものである。そこで、以後本稿中でアメリカにおける「法人—株主」課税の制度的変遷を見る上でそれらにつき一応の了解を得ておくことが便利であり、また本稿中にてその都度説明を加える必要を省き、叙述の円滑に資すると思われる。

(1) 我国でそれらを論じたものには、井藤半彌『租税論』（九六一—二六頁、一九五七年、千倉書房）、をはじめとして、林大造・前掲書一六五—一九六頁、吉国・前掲書、二二—二九頁、金子宏・前掲論文、二—三頁、等があるが、アメリカにおいてはその点に触れるものはすこぶる多く、ほとんどの財政学の教科書に説明がみられる。しかしここでは制度の概要のみを示すこととし論争のある点には立ち回らないので、以上の文献に加えて、グード『法人税』一八六—二〇一頁（*Due. op. cit.*, pp. 240-249 ; J. A. Peckham, *Federal Tax Policy* (Washington : Brookings Institution, 1966), pp. 132-140. 等を一般的に参照する）ととし、また各個所での引用を省略する。

(一) パートナシップ課税方式——これは、課税の際には法人の存在を全く無視し、法人の所得は分配されたか留保されたかを問わず株主の所得とみなし、留保部分については持株数の比例的割合に応じて課税せんとするものである。この方式は法人の存在を否認することと同じであるから、「法人—株主」課税にからむ諸々の困難な問題は生じようがない。かくしてこの方式は論理的に完全であり、且つ最も合理的に公平課税を実現しうるものとされる。この方式の難点は第一に執行面にあり、数種の株式を有する法人の場合の比例配分方法や多数の株主を有する法人の場合の配分の行政実務的煩雑さ等が欠点とされる。また実際に留保利潤を獲得しておらず、且つまた分配を要求できないような株主には架空の所得に基き課税することになり、公平課税ならびに「実現」の法理からみても問題があるとされる。

(二) 受取配当控除——これは、株主が法人より受取った配当は既に法人段階で一度所得税を課されたものとして、全額あるいは一部

に個人所得税を課さないために個人所得（あるいは税額）からの控除を認めるものである。この方式の欠点は、株主の所得額にかかわらず同額の救済を各株主に与え、その結果高度の累進税率に服する高額所得者に有利となることである。また課税最低限以下の所得者も法人税相当部分については課税されることになる。またこの方式は留保利潤部分には法人税を均等に課すにとどまるから、法人税率以下の個人所得税率に服する株主には（留保利潤のうち自己の持分につき）過大に、それ以上の富裕株主には過少に課税することとなり、留保利潤部分に適正な累進課税をなすことができない。この方式の長所は、行政手続が簡単なこと及び株主に直接の「救済感」を与える点にある。

(三) 支払配当控除——この方式は、株主の受取配当には全額課税するが法人には支払配当額の控除を認め、結果的には法人の留保利潤にのみ法人税を課するものである。この方式は個人所得税を操作しないから受取配当控除の場合のような救済の不平等は生じないが、法人と株主との関連を断ち切って法人留保利潤のみに課税するから、受取配当控除の場合と同様留保利潤を適正に累進税率に含めることができない。またこの方式は法人企業拡張の重要資金源である留保利潤を狙い撃ちすることになるから、税率如何では経営者の強い反撥を招くことになる。この方式の長所は、行政的簡便さと、社債資金調達と株式資金調達とを差別せず企業の資本構成に対して中立な点にあるとされる。なお、配当損金算入法、留保利潤課税法も内容的には同一である。

(四) 源泉徴収方式——これは、法人税を株主の受取配当に対する個人所得税の源泉徴収とみなし、個人所得税額算定の際には他の所得をも加えた総合所得に対する累進税率を法人税を加算した受取配当額に課し、不足額は追徴、過剩徴収額は還付するもので、給与、利子所得、その他の源泉徴収の場合と同様のものである。この方式は二重課税を完全に公平に排除するが、留保利潤課税問題を解決しないことは前二者と同じである。また、この方式は追徴、還付手続が煩雑である点に欠点がある。

(五) 強制配当方式——利潤留保による個人所得税の節約、納付延長を防止するため、高率の罰則税を留保利潤に課し配当を促すものである。これは自身で二重課税や留保利潤課税の問題を解決するものではなく、せいぜい他の方式の留保利潤課税に絡まる不平等の一部を是正するものであることから、前三者の方式と併合して用いられる。しかし一般的に留保利潤に高率の罰則税を課すことについては(二)の場合と同様に不満が大きく、且つまた利潤留保を常に罰則の対象とするのも不合理であることから、結局要件を限定し特定の法人や特定の状況における留保利潤のみに課税することになる。

結局、右記のうち(五)を除外して他の方式を比較すれば、(一)(二)(三)(四)の二重課税排除措置のうちでは、(一)は不平等性が大きく、

(三)(四)は平等の救済をもたらす。しかし、いずれも完全な累進課税を貫くことはできず、(一)のパートナーシップ方式のみが完全に満足のゆく解答を与えることになる。<sup>(1)</sup>かくして「法人―株主」課税の最善の方式は、パートナーシップ方式であり、そのみが完全な累進構造の維持を保証し、近代所得税制の基本原理である担税力に応じた課税を可能にする。これが、パートナーシップ方式は実行不可能とされながらも、各時代を通して根強い支持を得ている理由である。

(一) この点の要約については、井藤・前掲書、一二二―三頁、を参照されたい。

#### 四 本稿の課題と対象の限定

##### 一 本稿の課題

本稿は、以上に述べたような諸側面を含む「法人―株主」課税制度につきより妥当な現実的具体的提案や政策批判を目標とするものではなく、より基礎的で全体的な法人税制の発展過程を「法人―株主」課税を軸に跡づけようとするものである。歴史的アプローチを採ることの意味は、今日論議されている諸問題が既に過去の論議の中に十分に述べられているという点にもあるが、より巨視的に税制全体が時代ごとに当時の社会経済的・政治的状况というべきものを反映し、「法人―株主」課税をめぐる論議もそのような状況の中での制約や影響を自ずから被っており、且つ現在のにもそのことが妥当するということが、歴史を回想することにより明らかにになると、いう点に求められる。そのことは今日的論議の方向と限界を見極める場合に少なからぬ意義を有すると考えられるが、更に私は、そこにはその国々における税をめぐる政策決定過程あるいは合意形成過程の特色が表出しており、それを我国の状況と比較することは一層重要な意味があるのではないかと考えている。

本稿はアメリカにおける法人税制の展開を検討するものであるが、アメリカの個々の制度や改正は、技術的な観点

からの紹介がなされることは多くあつても、税に対する国民の基本思考や社会的動向に占める税の役割の差異という点に着目しつつ紹介されたものは少なかつたように思われる。<sup>(1)</sup> 本稿の中心は「法人—株主」課税制度の具体的変遷の紹介であるが、更に前後の叙述からアメリカにおける税をめぐる社会史とも言うべきものを読み取っていただければ一層私の意図に沿うものであり、歴史的アプローチを採つたことの意味もそこに生かされてくる訳である。

(1) 浅沼潤三郎「米国における租税回避の理念」(『税法学』一五四号以下、一九六三年)はこの点の叙述に成功している。

(2) この点に関する最も優れた著書は、言うまでもなく R. E. Paul, *Taxation in the United States* (Boston: Little, 1954) ; S. Rafter, *Taxation and Democracy in America*, Science ed. (N. Y. : John Wiley & Sons, 1967). の一書であり、本稿の関連部分の記述の大部分はこの両書に負っている。

## 二 本稿の対象の限定

序論においては、「法人—株主」課税の諸側面を、(1)配当二重課税、(2)留保利潤課税、(3)キャピタル・ゲイン課税とした。本稿はしかし(1)(2)のみを扱い、(3)には全く触れていない。キャピタル・ゲイン課税は確かに「法人—株主」課税の重要な一環をなすが、キャピタル・ゲイン発生のみかニズムやその税法上の捕捉技術の究明にあつては、「通常の配当課税、留保利潤課税の分析に必要とされる以外の様々の方法と道具立が必要であつて、通常の「法人—株主」課税の論議にはなじみにくく、それは現在の私の良くなしうるところではない。キャピタル・ゲイン課税は配当二重課税や留保利潤課税以上に株式会社資本蓄積に重大な影響を与えるものであつて格好の研究素材であると思われるが、今後の課題とする他ない。<sup>(1)</sup>

本稿の叙述の方法は編年体形式によるものであるが、各時期の全体的特色を明確にするために三期に区分した。第一期(一九二—一九三三年)は、アメリカにおける「法人—株主」課税の様々の側面を具体的に分析しアメリカ税制の基本

説  
構造を明らかにするもので、全体への導入の役割を果たすものである。第二期（三〇年代）の中心は未分配利潤税の成立と崩壊過程であるが、これは本稿の叙述全体の中心でもある。第三期は第二次大戦後の税制を扱う。なお各種個別制度の変遷も時代ごとに切斷され各章に散在しているが、節・項の設定を同一にしているので各制度の通史として読むことも可能なはずである。

(一) この点に関する最も優れた著作は、L. H. Selzer, *The Nature and Tax Treatment of Capital Gains and Losses* (N.Y. : NBER, 1951). であるが、本稿の記述に則した簡単な立法沿革史としては、A. Wells, "Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1919-1948," *2 Nat'l Tax J.* 12 (1949). が、やや古いが便利である。

## 第一章 初期及び二〇年代の税制

### 第一節 法人—株主—課税の諸側面

#### 序 説

一 合衆国は、一九一三年に恒久所得税を導入する以前に二度にわたり所得税の実施を経験している。それは前史として位置づけられるべきものであるが、一九一三年における所得税導入の歴史的意義を確定するためにも簡単な記述を序説としておくことにしよう。

一八世紀中期頃までのアメリカは基本的には農業国であり、イギリスに対する原料輸出国であった。財政規模は小さく、支出は主として海軍、インディアン、国債利子、関税徴収費、道路、港湾、河川、公共建築等であり、それらは関税、国有地売却収入等で十分に賄われることができ、消費税収入さえ、戦時を除けば重要な財源でなかった。

ところが、南北戦争開始による戦費の巨額の増大は、このような簡素な財政構造に「革命的影響」を及ぼした。戦費は財務省の甘い見透しを遙かに超えて膨張し、ここに数度にわたり消費税の大幅増税が行なわれたが、北東部諸州の富裕者の財産、所得に課税し税負担

の公平を図るために一八六一年に所得税が導入された(但し実施は六二年法より)<sup>(5)</sup>。この所得税は、実施当初は混乱と租税回避があいつぎ徴税額も失望的に低いものであったが、<sup>(6)</sup> 税率引上げや徴税機構の整備により徐々に巨額の税収をあげるに至り、戦後復興期の財源として大きな役割を果たした。<sup>(7)</sup>

さて南北戦争の終熄とともに財政事情は好転し、財源としての所得税の重要性は減少した。ここに所得税額の大部分を負担する北東部諸州の産業資本家、金融投資家の不満が大きくなり廃止のキャンペーンが開始されたが、<sup>(8)</sup> 加えて、繁栄の幻想とそれに伴う保守的風潮の中で一般大衆もこの主張に同情的となり廃止運動に拍車をかけた。<sup>(9)</sup> かくしてこのような「大衆の感情的敵意」<sup>(10)</sup>の中で、南北戦争所得税は、他税に比しての長所やその累進税構造の有する所得再分配機能を十分に發揮する以前に、また理論的にも十分な検討が加えられる以前に、数度の減税の後、七二年をもって廃止された<sup>(11)</sup>。

- (1) H・U・フォークナー・小原敬士訳「アメリカ経済史」(第一部各章、一九六九年、至誠堂)、参照。
- (2) D. R. Dewey, *Financial History of the United States*, 11th ed. (N. Y. : Longmans, Green & Co., 1931), pp. 267-270.
- (3) フォークナー・前掲書、六六四頁。 Cf. L. H. Kimmel, *Federal Budget and Fiscal Policy*, 1789-1958 (Washington : Brookings Institution, 1958), p. 64.
- (4) S. Ratner, *Taxation and Democracy in America*, pp. 64-67.
- (5) 財務長官チェイスは所得税の実施には悲観的・気乗り薄で慢然実施を引き延ばし、結局六一年法による所得税の徴収はなされなかつた (Ratner, *op. cit.*, p. 68; R. Paul, *Taxation in the U. S.*, p. 9)。
- (6) Dewey, *op. cit.*, p. 305; Paul, *op. cit.*, p. 10; Ratner, *op. cit.*, p. 82.
- (7) Dewey, *op. cit.*, p. 306; Ratner, *op. cit.*, pp. 141-142. フォークナー・前掲書、六六五頁。
- (8) Cf. Dewey, *op. cit.*, pp. 394-396.
- (9) 即ち「所得税納税者は全人口の1%以下であり、それは富の偏在した N. Y., Pa., Mass., Ohio, Ill., N. J., Calif., Md. 等に集中してゐた (Ratner, *op. cit.*, p. 143; E. R. A. Seligman, *The Income Tax*, 2nd ed. [N. Y. : Macmillan, 1914], pp. 472, 481-483)。
- (10) ラットナーはその理由を、所得税が「従来欺詐及び遁脱などによって連邦及び州課税の双方を逃れていた多数の産業及び金融

資本家に到達することに成功したからである」としており、セリグマンも同意見である (Ratner, *op. cit.*, p. 144; Seligman, *op. cit.*, p. 475.)。

(11) いわゆる「金ヅカ時代」の風潮であるが、インフレ通貨による物価上昇により労働者の生活水準はさほどに向上はしていなかった (Ratner, *op. cit.*, p. 138 f.)。

(12) Ratner, *op. cit.*, p. 121.

(13) Seligman, *op. cit.*, p. 480.

(14) 廃止までの経過については、Ratner, *op. cit.*, pp. 121-128, 130-135; Seligman, *op. cit.*, pp. 449-468. を参照。

二 南北戦争終結後から二〇世紀突入までの時期は、一般に産業資本主義から金融資本主義への移行、確立期とされている。<sup>(1)</sup> 一方には鉄道、鉄鋼業の発展を中心に巨大な独占体が形成されたが、それらはまた他方に周期的恐慌に弄ばれる多数の賃金労働者と農産物価格の下落、鉄道独占資本の搾取に悩む農民を生み出した。かくしてこの時期にはアメリカ全土に労働争議と農民運動が勃発し、それがポピュリスト運動、ブライアニズムへと展開してゆくのである。<sup>(2)</sup>

自由放任、支出削減主義を採る連邦財政の規模はさほどに拡大しなかった。<sup>(3)</sup> 他方、州・地方政府の財政規模は公共事業、土木、保健衛生費等を中心に拡大の一途をたどったが、それらは殆ど凡て農民が負担しなければならないこととなった。即ち、当時の州・地方税制は旧式の財産税により占められていたが、それは実際には農地、農機具に対する不動産税であったからである。<sup>(4)</sup> また連邦消費税も労働者、農民に不利であった。<sup>(5)</sup> かくして「圧倒的力で彼らの上に押し掛かる州及び地方課税体系並びにもはや彼らに何らかの防禦を提供するのではなく、逆に、農産物―畠山」価格の下落に―彼らの察するところ―責任を負う階級を利用しているようにみえる全国的課税体系に直面して、農民階級 (特に西部、南部の―畠山) の不満が大きくまた深くなってゆくことに何ら不思議はないのであった。<sup>(6)</sup> 数年の間、累進所得税はポピュリスト及び反独占主義者のみならず全国至る所に於ける農民集会の政綱の主要項目であった。<sup>(7)</sup> 連邦議会には幾度も所得税法案が提出されたが、それらは常に東部財界と提携した議会の指導者や共和党保守派によって葬られた。<sup>(8)</sup> しかし農民は上記の運動を組織化しながら累進所得税の支持者を増やしていった。このような中で民主党は全国的政党として甦えり、独占保護関税の改正を掲げたクリーヴランドが一八八四年に続き一八九二年に再び大統領に当選し、また累進所得税の実施を主要な政綱の一に掲げた。ポピュリス党のウィーヴァーも第三党としては稀にみる投票を得た。<sup>(9)</sup> このようにして、累進所得税導入は無視できない民衆の要求で

あることが示されたのである。

さて大統領クリヴランドは清廉、独立ではあったが、その政治的信条は急進的・進歩的と言う以上に保守的であり、累進所得税に対する態度も曖昧なものであった<sup>(11)</sup>。そこで、富裕者に対する累進所得税課税法案はマクミリンやブライアン等の民主党急進派議員から一八九三年に議会に提出された<sup>(12)</sup>。かくして連邦議会におけるマクミリン、ブライアン等に率いられる南部・西部選出の民主党急進派、急進派、ポピュリスト党と東部(カリフォルニア)選出の共和党、民主党保守派との間の激しい抗争は、はっきりとした階級斗争、地域斗争の色彩を帯びるものとなったが、遂に所得税支持論者が多数を制し、歴史上二度目の所得税法が施行されるに至った<sup>(13)</sup>。この九四年の所得税法は個人と法人の双方に二%の比例税率で課税するものであるが、個人には四〇〇〇ドルという高い免税点が設けられた<sup>(14)</sup>。この結果、納税者は富裕者に集中し歳入調達の実効性はきわめて疑いしいものではあるが、逆にその点で富裕者課税の特質をよく示すものとなっている<sup>(15)</sup>。

さて、財界と保守派議員は最後の期待を連邦最高裁判所の態度にかけていた。連邦最高裁判所は既にその違憲立法審査権によっていくつかの進歩的改訂立法を骨抜きにし、財界の期待にこたえていたからである<sup>(16)</sup>。そして一八九四年所得税法の合憲性に関して下されたのが、合衆国税制史上最も有名な判決の一つである *Pollack v. Farmers' Loan & Trust Co.* 判決である<sup>(17)</sup>。判決は九五年四月八月と五月二〇日の二回にわたって下されたのであるが、結局最大の論点は「動産からの所得」に対する課税が合衆憲法二条九節四項によって「連邦に加入する各州の人口に比例して、各州の間に配分される」(同条二節三項)ことを要求されている「直接税」に該当するか否かであった<sup>(18)</sup>。最高裁はこの点につき、動産からの所得に対する課税は違憲無効の直接税であり、この違憲条項は他の規定と分離することができず、結局所得税法全体が違憲であるとした<sup>(19)</sup>。最高裁は従来の判決において、「直接税」には人頭税と不動産税のみが該当するとして、法人所得、相続、銀行社債への課税及び南北戦争所得税等を合憲としてきた<sup>(20)</sup>。そこでこの判例変更は、人々をして最高裁の立法府への不当な干渉であり、また同年の砂糖トラスト判決、デブス判決とも相俟って、最高裁が「反動的なる富裕階級の同盟者」であるとの疑念を一層強いものにした<sup>(21)</sup>。このようにして九四年所得税法は遂に施行一年を経ずして廃止された。その後九六年の大統領選挙で民主党のブライアンはポピュリスト党の支持をも得て所得税問題を主要政綱として斗ったが惜敗し<sup>(22)</sup>、またポピュリスト運動もそれを契機に急速に終焉に向った。

(一) このことは一般的了解となっておりことさらな引用を必要としないと思われるが、例えば、石崎昭彦「アメリカ金融資本の成

立』(第三章、第三章、一九六二年、東大出版会)、吳天降『アメリカ金融資本成立史』(第一章、一九七一年、有斐閣)、鎌田正三他『アメリカ帝國主義』(『帝國主義の研究』三、第一章、一九七三年、青木書店)、等を参照。

(2) 高木八尺『近代アメリカ政治史』(六九—七五頁、一九五七年、岩波書店)、有賀貞『アメリカ政治史』(一一六—一二六頁、一九七二年、福村出版)、Seligman, *op. cit.*, pp. 493-494、等。更に一般的に、フォークナー・前掲書、一九—二三章を参照。

(3) Dewey, *op. cit.*, p. 476. むろし連邦財政規模も一七八九年以来飛躍的な拡大を遂げてきているのではあるが、南北戦争以後一九〇〇年の間は陸海軍費削減、公債償却による利子支払減少等によって支出は減少している。詳しくは、C. J. Bullock, "The Growth of Federal Expenditures," *18 Pol. Sci. Q.* 97 (1903), rpt. in *Selected Readings in Public Finance*, 3rd ed., ed. Bullock (Boston: Ginn & Co., 1924), pp. 50-51. 参照。

(4) *Ibid.*, pp. 51-69.

(5) Seligman, *op. cit.*, p. 495. 法人に対しても初歩的な財産税が賦課されたに止まるが、この点については、E. R. A. Seligman, *Essay in Taxation*, 11th ed. (N. Y. et al.: Macmillan, 1921), p. 218. を参照。

(6) Seligman, *The Income Tax*, p. 495. 更に *ibid.*, 640-642. を参照。

(7) Ratner, *op. cit.*, p. 148.

(8) Ratner, *op. cit.*, pp. 164-167. 高木・前掲書、七二—七五頁。

(9) この点については、例えば、ホフスタッター・田口他訳『アメリカの政治的伝統』(二五—三〇頁、一九六〇年、岩波書店) 参照。

(10) 彼が九三年に提案したのは「一定の法人投資からの所得に対する少額課税を含む極僅かの付加的内國歳入税」であった(Ratner, *op. cit.*, pp. 173-174.; Seligman, *op. cit.*, pp. 495-496.)。

(11) Ratner, *op. cit.*, p. 172-174. Cf. Seligman, *op. cit.*, pp. 497-499.

(12) 討議の経過は、Ratner, *op. cit.*, pp. 174-189.; Seligman, *op. cit.*, pp. 499-505. 参照。

(13) この四〇〇〇ドル控除は「一部、累進課税の役割を果たすものではあるが、結局ポピュリストの要求である累進課税は実現されなかつた(Bitter, *Federal Income, Estate and Gift Taxation*, p. 4.)。

(14) Cf. Ratner, *op. cit.*, p. 192.; Seligman, *op. cit.*, p. 520. セリグマンは「それにしてこの免税点は高すぎて多くの富裕者

を課税から逃れさせているとする (*ibid.*, p. 524)。

- (16) このことは特に独禁法関係において顕著である。高木・前掲書・六五一―六八頁。更に、浦部法穂「アメリカ独占資本と最高裁」〔*国家学会雑誌*〕八四卷十一・十二号、六七九頁以下、特に六九一―七〇三頁、一九七二年〕参照。
- (17) 157 U. S. 429, 39 L. ed. 759 ; 158 U. S. 601, 39 L. ed. 1108.
- (18) Cf. Seligman, *op. cit.*, p. 533. 論点は、①不動産所得に対する課税は「直接税」か否か、②動産所得に対する課税は「直接税」か否か、③もし「直接税」でないとしても、本税の人的控除は平等原則違反でないのか、④州、地方債利子課税は合憲か否か、⑤一部の規定の違憲は法全体を違憲とするか否か、の五点であった。
- (19) 第一回判決は①については六対二で、④については全員一致で違憲を判示したが、その他の点は四対四で結論は出ずじまいに終わった。第二回判決は、病欠していた合憲派のジャクソン判事が加わり合憲判断が予想されていたのであるが、シャイラス判事が意見を翻し違憲派に加わったため五対四で②⑤についても違憲判決が下された。シャイラス判事はこのゴシップで歴史上の人物となった (Ratner, *op. cit.*, pp. 208-210.)。
- (20) See *Bitker, op. cit.*, p. 6 ; Ratner, *op. cit.*, pp. 196-197 ; Seligman, *op. cit.*, pp. 571-576.
- (21) 高木・前掲書、七六、八二―三頁。浦部・前掲論文、七二〇―七二五頁、参照。
- (22) 高木・前掲書、八三頁。この点で銘記さるべきはフィールド判事の次の言葉であろう。即ちいわく、「現在の資本に対する攻撃はほんの端初である。それはしかし、より強大にかつひどく吹き荒れて、遂には我々の政治的競争が貧乏人の富裕者に対する戦争にまで至るような攻撃の第一歩である。戦争は絶えまなく激烈且つ悲痛なものに成長している。」 (39 L. ed. 828 ; Ratner, *op. cit.*, pp. 202-204.)。
- (23) 世論「シャーナリズム」学界の反応については、Ratner, *op. cit.*, pp. 212-214. を参照。また九四年法及び本判決をめぐる膨大な文献については Seligman, *op. cit.*, p. 718 ff. を見よ。
- (24) 高木・前掲書、八四頁。より一層重大な抗争は銀の自由鑄造問題であった (フォークナー・前掲書、六六一―二頁)。

三 さて、ポピュリズムの退潮により一頓座をきたした累進所得税導入運動は、二〇世紀に突入して興隆した革新主義によって再び推進されることになった。今回の担い手は但し農民、労働者ではなく、プチブル、都市知識人、シャーナリスト等であった。革新主義

を標榜した最初の大統領はT・ローズヴェルトであり、彼は一九〇六年の年頭教書で適当な形式の累進所得税が望ましいことを表明し、<sup>(2)</sup> 實際に八年には他の急進的改革案とともに直接税及び相続税の導入を提案したのであるが、保守的な共和党マンローンは既に立候補を断念した彼の提案にまじめに耳を貸そうとはしなかった。<sup>(3)</sup> 後継者タフトは大統領選挙中は民主党候補ブライアンの「お株を奪う」ために累進所得税への賛意を表していたのであるが、当選後は全く口を噤み、わずかに累進相続税を示唆するに留まっていた。<sup>(4)</sup> しかるに一九〇九年に、おりから審議に入ったペーネーオールドリッチ関税法をめぐり共和党は保守派と急進派に完全に分解した。ラフォレット、カミングズ、プリストウー、ボラー、ノリス等の共和党急進派は日常品関税の大幅引下げの他に保護関税に育成された大企業を規制し担税力に応じて課税負担を調整すべきだという考えに立っていたことから、最良の累進所得税信奉者であったベイリー、ハル等<sup>(5)</sup>に率いられる民主党進歩派と連携するに至った。<sup>(6)</sup> かくして議会においては急進派・民主党と共和党保守派との間に激突が繰返えされたが、何としても当会期における累進所得税の成立を阻止せんとする共和党保守派リーダーのオールドリッチは法人(所得)税を提案し、<sup>(7)</sup> 大統領タフトもこれに同意した。<sup>(8)</sup> 急進派・民主党はこれに猛反対したものの果さず、遂にこの妥協案が議会を通過し、<sup>(9)</sup> 同時に個人所得税導入のための合衆国憲法修正案を州議会に付託する決議がなされた。この一九〇九年の法人税は、名称を慎重に「法人消費税」(Corporate Excise Tax)とすることで簡単に最高裁の合憲判決を得た。<sup>(10)</sup>

この合衆国憲法修正案は、ニューヨーク等の東部富裕州議会において激しい反対をうけたものの、保守派の予想を裏切り一九一三年二月二五日にその批准をみた。<sup>(11)</sup> と同時に一二年の選挙において勝利した民主党と大統領ウィルソンは、直ちに累進所得税の導入を決意した。<sup>(12)</sup> かくして一九一三年のアンダーウッドサイモンズ関税法案中に盛りこまれた累進所得税法案は、保守派からは激しい非難を浴び、また急進派からも手緩いと批判をうけたものの、無事に成立をみた。この累進所得税法は、ウィルソン大統領の表明したごとく、まさに「過去の一世代以上にわたって民衆のため、また産業上の自由のために戦われた闘いの成果」<sup>(13)</sup>であった。

このように、合衆国における所得税導入は単に歳入を調達するためではなく、「貧困にはなく富に課税し、保護関税を通じて一方に巨万の富の蓄積をもつカーネギー、ヴァンダビルト、モルガン、ロックフェラー等を実際には除外しながら、アメリカ人民に連邦課税負担の大部分を課している悪名高き階級立法体系を終焉させるため」<sup>(14)</sup>、あるいはまた「貧民と富者の間により一層公平な課税を実現し、貧民への過重賦課を防止する」<sup>(15)</sup>ためであり、正しくその敵対者達が認識したことく「歳入のための課税ではなく、多数の利益のための少数者への課税であった」と言うことができる。<sup>(16)</sup> 所得税はかかる動乱の経過より導入されたものではあるが、所得税はそれを近代税制の中核とするに足る十分な諸長所を備えており、以後、飛躍的な「発達」をみることになるのである。<sup>(17)</sup>

- (1) 高木・前掲書、九九一—一〇〇頁。有賀・前掲書、一三七頁。Hellerstein, *Taxes, Loopholes & Morals*, p. 10.
- (2) Seligman, *op. cit.*, p. 591.
- (3) Ratner, *op. cit.*, pp. 256-257.
- (4) *Ibid.*, p. 269.
- (5) Ratner, *op. cit.*, p. 269 ; Seligman, *op. cit.*, p. 592.
- (6) 高木・前掲書、一一一頁。Ratner, *op. cit.*, pp. 276-277.
- (7) Ratner, *op. cit.*, p. 277.
- (8) 両者のすくれた「所得税観」については *ibid.*, pp. 272, 280-283, 326-327. を参照のこと。
- (9) *Ibid.*, pp. 284-285.
- (10) Ratner, *op. cit.*, p. 285-286, 288 ; Seligman, *op. cit.*, p. 593. ホフスタッターは、彼を「大会社の番犬」と評している(前掲書、一一一頁)。
- (11) Ratner, *op. cit.*, p. 286 ; M. H. Robinson, "Federal Corporation Tax," 1 *Am. Econ. Rev.* 691, 693 (1911).
- (12) *Ibid.*, pp. 287-292.
- (13) *Flint v. Stone Tracy Co.*, 220 U. S. 107. この事件の評釈も多数にのぼるが、さしあたり F. W. Bird, "Constitutional Aspect of the Fed. Tax on the Income of the Corporation," 24 *Harv. L. Rev.* 31 (1914). を参照せよ。連邦議会における質疑については、J. S. Seidman, *Legislative History of Federal Income Tax Laws, 1938-1861* (N. Y. : Prentice-Hall), p. 1010. を参照せよ。
- (14) 保守派は、憲法修正案がまの州議会の同意を得られないであらうと判断していたのである(Hellerstein, *op. cit.*, p. 11 ; R. G. Blakey, "The New Income Tax," 4 *Am. Econ. Rev.* 27 [1914])。
- (15) 州議会における批准経過については、Ratner, *op. cit.*, pp. 303-307 ; K. K. Kennan, *Income Tax* (Milwaukee : Burdik & Allen, 1910), p. 294 et seq. を参照。
- (16) Ratner, *op. cit.*, pp. 324-325.
- (17) *Ibid.*, p. 331.

(18) 高木・前掲書、一二三頁。

(16) Ratner, *op. cit.*, p. 272.

(20)(21) *Ibid.*, p. 372.

(22) ブラッキーは、一三年の所得税法は唯一の歳入源としてではなく、あくまで補充的歳入源とみられていたとする (Blakey, *op. cit.*, p. 36)。この指摘は誤りではないが、所得税導入の立役者ハルが所得税の近代税制において果たすべき中核的役割をはっきりと認識していた (前注〔8〕の箇所参照) 点に留意すべきであろう。

四 さて新所得税法が施行され、納税者は予想どおり東部富裕州に集中した。この点で所得税法は「地域的、セクト的立法」の役割は果たしたのではあるが、準拠規則の不備、個人帳簿と所得計算の不正確等の執行面での不備が目立ち、期待されたほどの効果をあげたとは言い難いものであった。所得税がその歳入調達における弾力性の真価を發揮するのはむしろ続いて勃発した第一次大戦の最中においてである。

一九一四年に勃発した第一次大戦は、通商混乱、輸入減少による関税収入の大幅減少をもたらし、その点で従来の関税収入依存型の歳入構造を大きく揺動した。しかし一四年歳入法では酒税、煙草税、仲買人、質商、銀行、劇場への課税、印紙税等の増税が図られたに留まった。しかし歳入不足は拡大し、更に一六年六月には国家防衛法案、八月二十九日には大海軍法案が議会通过し巨額の支出超過が予想されたことから、再び増税が図られた。この一六年の増税にあたって、ハル等の民主党進歩派は富裕者課税のための付加所得税率及び法人税率の引上げ、累進相統税の新設、軍需品製造税の新設等を中心とする法案を作成した。共和党はこの法案に「全くの且つ純然たる階級立法」との非難を加え、ここにまた「数千年来の強者と弱者の抑制不可能な抗争、主たる税負担を弱者に山積みせんとする強者の試み」(ハル)が展開されたが、共和党急進派は「この法案が彼らが長年擁護してきた租税原理をおよそ含む」との理由で支持し、この富裕者課税法案は成立した。この一六年法は、従来の関税収入依存型財政を放棄し、富裕者保護関税に替えて富裕者課税手段たる累進所得税を税制の中心としたことで重要な意義を有するものであった。さて一七年三月には更なる歳入不足を補うための超過利得税新設と相統税率の引上げによる第三次増税がなされたが、同年四月六日の正式参戦によってこれらも全く不十分なものとなり、更に同年一〇月に増税が企てられた。この「一九一七年戦時歳入法」は多くの物品税、消費税率等も引上げたのであるが、なんといっても中心は戦時利得税の改正と法人税率、個人所得税率の大幅引上げであった。即ち法人税率は二%から六%に、個人所得税率は

二—一五%から五—六七%へと大幅に引上げられ<sup>(14)</sup>、同時に人的控除額は三千ドルから一千ドルに引下げられ<sup>(15)</sup>、上・下にわたり課税強化が図られた。税率は一八年法によって更に一三—七七%に引上げられたが、一八年一月には終戦をむかえ、翌年からは九—七三%とされた。法人税率も一八年法では一二%とされたが、一九年からは一〇%に引下げられた<sup>(16)</sup>。

戦時租税構造の特色は、何といたっても従来の関税、消費税に替わり個人所得税並びに超過利潤税及び法人税の法人課税が歳入の大部分を占めたことである。個人所得税徴収額は税率引上げ前の一四—一六年間には平均四六六ミリオンで全歳入の約六・二%を調達したにすぎないが、一七—二〇年間には平均七四六ミリオンを全歳入の一八・四%を調達した<sup>(17)</sup>。また、納税人口割合は一%にも満たなかったものが一〇%前後にまで達した<sup>(18)</sup>。他方超過利潤税と法人税徴収額も巨額に達し、両税で戦時歳入の四〇%を調達した<sup>(19)</sup>。このように所得税は戦時においてその歳入調達の弾力性を遺憾なく発揮し、税制に於ける補完的地位から完全な主役へと転身した。またその結果、税制の経済変動や企業活動に与える影響もきわめて「刺戟的」なものになったのである<sup>(20)</sup>。

- (一)(2)(3) Dewey, *op. cit.*, p. 491.
- (4) Dewey, *op. cit.*, p. 500 ; Ratner, *op. cit.*, p. 342. 野津『米国税制発達史』六三頁、及び六四頁のウィルソンの教書参照。
- (5) Dewey, *op. cit.*, p. 500 ; Ratner, *op. cit.*, p. 342 ; Seligman, *Essay in Taxation*, p. 680.
- (6) Ratner, *op. cit.*, p. 346.
- (7)(8) *Ibid.*, p. 348.
- (9) *Ibid.*, p. 352.
- (10) Dewey, *op. cit.*, pp. 501-502 ; Ratner, *op. cit.*, p. 352 ; Seligman, *op. cit.*, pp. 681-682, 693. 野津・前掲書、七二—七六頁、参照。
- (11) Cf. Blakey, "The New Rev. Act," 6 *Am. Econ. Rev.* 837, 837, 850 (1916) ; Ratner, *op. cit.*, p. 353.
- (12) Seligman, *op. cit.*, p. 682.
- (13) See, generally, Dewey, *op. cit.*, pp. 504-506 ; Ratner, *op. cit.*, 372-383 ; Seligman, *op. cit.*, pp. 682-686, 693-694. 野津・前掲書、八〇—一〇〇頁。
- (14) 「これは今までのところ課税史において達成された高水位標識である。文明記において、未だかつて人間の所得の四分の三を

- 課税によって取り上げる試みがなされたことはなかった」(Seligman, *op. cit.*, p. 694.)
- (15) 従来は普通所得税について独身者は三〇〇〇ドル、既婚者は四〇〇〇ドルであったが、一七年法は「追加普通税」(supplementary normal tax) については独身者は二〇〇〇ドル、既婚者は二〇〇〇ドルに引下げた (cf. Seligman, *op. cit.*, p. 694.)
- (16) 戦時所得税における税率の詳細については、Seligman, *op. cit.*, p. 713. を参照。
- (17) R. Goode, *The Individual Income Tax* (Washington: Brookings Institution, 1964), pp. 319-320. 年度毎の詳細な数値については、Seligman, *op. cit.*, p. 714. を見よ。
- (18) これによって大衆課税的色彩が強められたことは確かであるが、第二次大戦後には納税人口割合が七〇%以上に達したのに比較すれば、この程度で大衆課税ということではできないであろう (Hellenstein, *op. cit.*, p. 12.)
- (19) 特に顕著な増大をみせたのは超過利潤税であって、一八年以降は全歳入のおよそ四〇%を占めた。法人税額自体は個人所得税と同様二〇%以下である (Seligman, *loc. cit.*)
- (20) 超過利潤税は戦時利得税の発展形態である。戦時利得税は戦時の混乱を利用し不当、異常な利益をあげたものから、公正に受領できる模範的で正常な利得以上を戦時インフレ（これは戦争支出の結果であり戦時財政の失敗であって、ある人を富ませ他人を貧困にする）の副産物、あるいは不当、有害な利得として没収するものである。しかしこれは表面的理由であって、実際には利得を得ているものから調達するのが便宜的であるとの理由から選ばれた「贖罪の小山羊」に他ならない。戦時利得税は一九一五年にスウェーデン、デンマークで提案され、その後スペイン・インフルエンザのごとき勢いで全世界に伝播し、一七年には一三か国が採用していた（以上の記述は、C. C. Plehn, "War Profits and Excess Profits Tax," *10 Am. Econ. Rev.* 283, 283-285[1920]. による）。アメリカでは一六年に軍需品製造者に対する戦時利得税として始められ、一七年三月に法人一般に対する超過利潤税に改められ、更に同年一〇月には個人の戦時利得にまで課税する戦時利得税に改められた。しかしながら名称のとく戦時利得税は戦争終了とともに停止するものであったことから、一九年以降廃止される戦時利得税にかえて再び超過利潤税が設けられ、かくて一八年には両税が併用された（以上の経過については、野津・前掲書、七四一七五、八八一九一、一〇〇一—一〇二頁、参照）。
- (21) 戦時税制の経済学者による分析としては、例えば、加藤栄一「戦費金融の遺したもの」(東北大研究年報「経済学」三〇巻一号、一九六八年)、同「連邦租税構造の大転換とその経済効果」(同、三二巻一号、一九七〇年)がある。

五二〇年代は好景氣と政治的反應の時代であり、大統領及び議會の多数派は常に共和党が占め、民主党も保守色を強めた。また財政政策の目標は、均衡予算維持、厳格な支出統制、公債減少、高率関稅維持、附加所得稅減稅がすべてであった。<sup>(2)</sup>

即ち、共和党や財界は二〇年には強力な附加稅大減稅、超過利潤稅廢止とそれに替わる関稅引上げ、一般売上稅導入のキャンペーンを開始した。超過利潤稅は戰時利得を吸収する重要な手段であったことから、財界はそれが大法人規制、企業擴張阻止の手段となることを恐れたのである。ハーディング政権の財務長官メロンはその意向に添ひ、一九二一年四月に、超過利潤稅廢止（代替として法人稅率の若干の引上げ）、個人所得稅の大幅減稅、売上稅・消費稅の大部分存続、印紙稅増稅、自動車使用免許稅新設よりなる提案を行ない、下院歳入委員會はそれを法案化し議會に提出した。しかしこれに対して共和党内の急進派、西部議員の「農業ブロック」及び民主党があまりに商工業者の利益に偏したものと理由で猛反對を開始し、下院もメロン減稅案に反對したので、上院、メロン及びハーディングはこの法案の成立を断念し妥協した。この結果、二二年法によって超過利潤稅は二二年から廢止されることとなったものの、個人所得稅率の引下げはメロンの希望からは程遠いものに止められた。<sup>(3)</sup>

財政緊縮の結果国庫は連年の剰余を見るに至つたので、二三年末にメロンは再び富裕者のためにする個人所得稅と遺産稅の減稅を提案した。しかるに下院歳入委員會はメロン提案に基く減稅案を作成したものの、下院本會議においては民主党と急進派の力が甚だ強く、減稅幅は縮小され、逆の中、低所得者のための各種の修正がなされ、更には遺産稅率引上げ、贈与稅新設までが付け加えられた。保守的な上院財政委員會はこの下院案を拒否しメロン案に基く法案を上院に報告したが、上院本會議においても民主党と急進派に圧倒され、ノリス議員の富裕者の所得申告公開までが設けられ、減稅法案は完全に急進派—民主党法案となつてしまつた。メロンとクルリッジはこれに絶對反對し、拒否權行使を考へたが、おりから軍人恩給法案が大統領拒否權を乗り越えて成立し多額の支出増加が見込まれたので、クルリッジもこの稅法案に署名した。この二四年法では最高稅率は五〇%から四〇%にしか引下げられなかつたが、適用点が大幅に引上げられ、結局富裕者の所得稅負担は大幅に軽減されていた。<sup>(4)</sup>

さて二四年の大統領選挙で圧勝したクルリッジ、共和党及び財界は直ちに贈与・遺産稅の廢止、附加所得稅大幅引下げの大キャンペーンを開始し、二五年一〇月にメロンはそれを受けて最高附加所得稅率の二〇%への引下げ、遺産稅の大幅減稅乃至廢止、贈与稅の即時廢止を提案した。これを容れた法案はごく少数の急進派、進歩派の反對にあつたものの、民主党保守派の支持も得、圧倒的多数で可決され、しかも上院財政委員會と上院本會議は各々、更に減稅額を上積みした。この二六年法は極端な富裕者減稅法であり、個人所得稅率は最高が二四年法では五〇万ドル以上に対する四〇%であつたものが、一〇万ドル以上に対する二〇%に引下げられた。しかし、それ

に比較して中低所得者の減税幅は極僅かであった。また贈与税は廃止され、所得申告書の公開規定も廃止された。<sup>(10)</sup>

さて経済界は益々好調を呈した結果、二七年度において巨額の剰余の生ずることが明らかとなった。そこでメロンは四度減税を提案したが、今回は支出の増加を予想して、個人税率の調整、法人税率の一・五%引下げ、相続税廃止に留めた。ところが業界や民主党はこの減税案に全く不満で、下院歳入委員会は法人税率引下げ以外のメロン案を凡て否決し、自動車税、酒税、入場税等の減税を定めた法案を作成し、下院本会議は減税額を更に増加して圧倒的多数でこれを可決した。クーリッジ・メロンは、この下院の独立に憤慨し、断然反対の意を表した。結局上院はメロン案に近い減税額の法案を可決し、両院協議会で妥協が計られたが、この二八年法においてメロンの提案が採用されたのは法人税減税だけであり、逆に民主党と進歩派は消費税減税の他に遺産税存続と所得申告公開制度の復活に成功した。<sup>(11)</sup>

以上見たごとく、二〇年代の個人所得税減税によって、導入当初及び戦時中に幾分かは発揮された所得税の再分配効果は全く毀損されてしまった。<sup>(12)</sup>しかもこれらに対する反省は革新主義の流行した一九一〇年前後とは全く異なる二〇年代の状況にあっては（ごく一部を除き）どこからも提起されなかった。二〇年代においては凡てが順調に見え、政府や財界はおろか一般大衆さえ産業立国観や産業助長政策に疑問を抱かなかつた。そして、その思考の転換は破局によつてもたらされる以外にはなかつた。

(一) Cf. Kimmel, *Federal Budget & Fiscal Policy*, pp. 93-94. この時期に連邦財政規模は縮小したものの、州・地方財政は道路、教育費を中心に増大し続けた（武田隆夫「一九二〇年代におけるアメリカの財政および財政政策」『大塚・武田編』『帝國主義下の国際経済』所収、一一一―一四頁、一九六七年、東大出版会。参照）。しかし大統領クーリッジはそれらの支出が公債及び税負担を増加させるとして批判的であつた（Kimmel, *op. cit.*, p. 95.）。

(2) 高木・前掲書、一七六頁以下。

(3) Ratner, *op. cit.*, p. 403.

(4) Ratner, *op. cit.*, p. 409. この見解を強力に支持したのが T. S. アダムズである。逆にヘイグやフライデーは、超過利潤税が独占利潤の除去に役立ち、社会正義に奉仕するものとして即時廃止に反対した。なお、超過利潤税存続論議をめぐる文献も *ibid.*, pp. 409-412. に詳し。

(5) メロンの減税理論は彼の *Taxation: The People's Business* (London: Macmillan, 1924). に余すところなく述べられてい

るが、彼は、税は「ある階級の納税者に報酬を与えたり、あるいは他の階級を処罰したりする手段では決してない。もしかような見解が我々の公共政策を支配するならば、自由、正義、機会均等の伝統—それが我々アメリカ文明の特色を際立たせるのである—は消滅し、そのかわりに凡ての悪の付着した階級立法を持つことになる」といふ (ibid., pp. 20-21.) (この点は、民主党が富者課税の必要を論じ、「所得税は富に對する課税として考案されたものである」と主張する (野津・前掲書、一六一頁) のとまさに正反對のものである) また、独占の招来を防止し、生産物価格を引下げられるためにも企業減税は必要とされる (ib., pp. 222-223.) 更に、個人所得税率の引下げは富裕者に脱税させる必要を失わしめ (ib., p. 11.) 取引、通商を鼓吹するが故に結局歳入増加に結びつくという (ib., pp. 20-21.) かくして「少所得者がより多く支払うことを求められているからではなく、大所得者より一層多くの歳入を確保し、少所得者への課税を減少」せしめるためにこそ富裕者減税は必要であり (ib., p. 224.) メロンは実に「富裕者を救済することではなく国を救うことを望んでいる」 (ib., p. 224.) のである。メロン自らが三〇年代に大がかりな脱税を企てた (cf. Paul, *Taxation in the U. S.*, pp. 150-152.) のも、おそらくこの重税と富裕者の脱税意欲との関連を立証せんとしたのであろう。なおこのメロンの思想及びその今日の形態に向ひられた L. Eisenstein, *The Ideologies of Taxation* (N. Y. : Ronald, 1961), chaps. 4, 5, esp. pp. 63-67 ; id., "Some Thoughts on Tax Ideologies," 20 *Tax L. Rev.* 453 (1955). の鋭利な批判を参照のこと。

- (6) Rather, *op. cit.*, p. 406. 高木・前掲書、一八四頁。
- (7) 二二年法の審議経過とその内容については、Rather, *op. cit.*, pp. 406-409. 野津・前掲書、一四二—七頁を参照。
- (8) 二四年法の審議経過とその内容については、Rather, *op. cit.*, pp. 415-421. 野津・前掲書、一四八—一六〇頁を参照。
- (9) Rather, *op. cit.*, p. 417. この減少額はしかし財界の期待よりはるかに少なかったため、彼らは「現在、我々が有する最悪のものとは連邦議会である」と不満をもちした (ibid.)。
- (10) 二六年法の審議経過とその内容については、Rather, *op. cit.*, pp. 424-430. 野津・前掲書、一六〇—一七六頁を参照。
- (11) 二八年法の審議経過とその内容については、Rather, *op. cit.*, pp. 430-433. 野津・前掲書、一七七—一八六頁を参照。
- (12) その代償として法人税率は二二%前後に維持されたが、これは逆に中小法人に過酷な負担をもたらす恐れがあった。

## 第一款 法人及び個人に対する課税

## 一 一九〇九年の「法人消費税」法

一九〇九年の「法人消費税」は、その名称にもかかわらず純然たる法人（所得）税であることは既に述べたところであるが、この法人税は後に一三年の所得税法に編入され、今日にまで至る法人税法の原型となっている。

「利潤のために組織され且つ株式で表示される資本金を有するあらゆる法人、ジョイント・ストック・カンパニー又は団体及び「中略」、あらゆる保険会社は、本法により賦課された税に服する他の法人、ジョイント・ストック・カンパニー若しくは団体又は保険会社の株式に対する配当として受け取られた額を除き、当該年度内において凡ての源泉より受け取られた五〇〇〇ドルを超える全部の純所得の<sup>(2)</sup>に相当する額において、これらの法人、ジョイント・ストック・カンパニー若しくは団体又は保険会社によって事業を運営又は行なうことに関する特別消費税を毎年支払わなければならない」。

株主に個人所得税は課されないことから、（法人―株主）関係における「配当二重課税」は発生しない。それ故にここでは法人の受取配当に対する二重（法人）課税を防止するための受取配当控除が規定されるにとまる。

- (1) ジョイント・ストック・カンパニーは「株式合名会社」と訳されることもあるが（グールド「法人税」邦訳二二三四頁、訳者注）、定訳がないので原語のままにした（参照、西山忠範「株式会社における資本と利益」九八、一四三―四頁、一九六一年、勁草書房）、村瀬玄・中島省吾「会計用語辞典」一六四頁、一九〇六年、中央経済社）。また「団体」とは association の訳である（参照、『英米法辞典一四〇頁』）。

- (2) 税率は上院案では二%であったが、両院協議会で最低の二%にまで引下げられた（Seidman, *Legislative History of Federal Income Tax Laws*, 1938, p. 1008.）の点で、この法人税が原則以上に何かを獲得したかは疑わしい。

- (3) Act of August 5, 1909, 36 Stat. 112, Ch. 6, § 38. Cf. *Legislation*, 23 *Harv. L. Rev.* 563, 563, n. 1 (1910); Seidman, *op. cit.*, p. 1008.

二 一九一三年の恒久所得税法

一三年法においては、個人と法人が対等に納税義務者とされている。<sup>(1)</sup>

「合衆国のあらゆる市民に対し前暦年度内に凡ての源泉より発生した (arising or accruing) 全部の純所得に対して、これらの所得に対する年間一%の税が毎年賦課され、査定され、徴収され及び支払われるものとする」。<sup>(2)</sup> 「普通所得税に」 加えて、あらゆる個人の純所得に対して、付加所得税が賦課され、査定され及び徴収されるものとする」。<sup>(3)</sup>

「ハートナーションを含まないが、如何に設立され又は組織されたかを問わず合衆国内において組織されたあらゆる法人、ジョイント・ストック・カンパニー又は団体及びあらゆる保険会社に対し前暦年度内に凡ての源泉より発生した全部の純所得に対して、先に個人に賦課された普通税と同じく毎年賦課され、査定され及び支払われるものとする」。<sup>(3)</sup>

以上から判明するように、税率は一%の普通税率と二万ドル以上の個人所得者に対する一—六%の付加税率からなっており、法人はそのうち普通税にのみ服する。即ち一%の比例税率である。但し個人普通税においては三〇〇〇ドルの人的控除 (exemption) が認められるが法人には認められない。<sup>(5)</sup>

(一) 南北戦争所得税法にあっては、若干不明な点があるものの、法人には法人総収入税が一般的に賦課されたにとどまり、所得税は賦課されなかったものと史料される (cf. W. A. Sutherland, "A Brief Description of Federal Taxes on Corporations Since 1861," 7 L. & C. P. 266, 266, n. 2.)。九四年法は個人とともに法人が納税義務者たることを明記していた (Seidman, *op. cit.*, p. 1020)。なお南北戦争所得税及び九四年法における「法人—株主」課税については、別に機会を得て詳しく論じたい。

(2) Act of Oct. 3, 1913, 38 Stat. 114, § II (A)(1).

(3) *Ibid.*, § II (A)(2).

(4) *Ibid.*, § II (G)(a).

(5) Cf. Seligman, *Income Tax*, 1914, pp. 686-692; Blakey, "The New Income Tax," 4 *Am. Econ. Rev.* 25, 28-29(1914).

## 第二款 受取配当に対する課税の調整

## 一 個人株主の受取配当

## 一 受取配当控除制度の採用

株主が受け取る配当所得は、法人税と個人所得税を「二重」に課されるおそれがある。そこで一三年法が、その緩和・調整措置として採用したのは、一八九四年法と同様の「受取配当控除方式」であつた。

「普通税のための純所得を計算するにあたっては、「以下のものが」控除を許される。……七、後に規定されるところに従いその純所得に課税されうるいかなる法人、ジョイント・ストック・カンパニー、団体又は保険会社より株式に対する配当として又は純利益より受け取つた額」。

注意すべきは、この受取配当控除は普通所得税のための純所得算出の場合にのみ認められるのであり、付加所得税については認められないことである。即ち受取配当は個人普通所得税のみを非課税とされるのであり、付加所得税には服さなければならない。この場合、法人税は個人普通所得税の源泉徴収として機能することになる。個人付加所得税は株主個人の他の所得をも総合して累進税率で課税されなければならないことから、法人段階で源泉徴収されるには適していない。

(一) Act of Aug. 28, 1894, 28 Stat. 509, § 28. Cf. Seidman, *op. cit.*, p. 1019; Seligman, *op. cit.*, p. 526; C. F. Dunbar, "The New Income Tax," 9 *Q. J. Econ.* 27, 41-42 (1894).

(二) 1913 Act, § II (B), 7th.

(3) この点我国では、個人受取配当には一切の個人所得税が課されていないかのように解されている節がある(吉岡二郎「法人税」四三頁、小松芳明「各國の租税制度」二〇頁、島恭彦「財政学概論」一六五頁)。なお、キンメル・大原一三訳「租税と企業」(二四頁、一九五三年、中央経済社)には正確な記述がある。

(4) H. M. Groves, *Postwar Taxation & Economic Progress*, 1946, p. 20. キンメル・前掲書、二四―二五頁、参照。

(5) Blakey, *op. cit.*, p. 32. 但し、法人段階で付加所得税をも源泉徴収して、後に追徴、還付手続をとることが不可能な訳ではない(ゲロス・アップ式方式)。

## 二 受取配当控除方式の不平等的側面とその拡大

さて、法人からの受取配当には個人普通所得税が課されないが、同額の税が既に法人段階における「分配利潤」に課されていることから(個人普通所得税率と法人税率の一致)、平等課税が実現されているようにみえる。しかしこのことは一八九四年法におけるように個人所得税率が比例税率である場合にのみ言えることであつて、個人所得税率が累進税率である場合にはそこに問題が生ずる。即ち(累進)付加所得税(一―六%)を課せられるのは「受取配当額」であつて法人の「分配利潤」そのものではないことから、その差額(即ち法人税額)は付加税をも免れることになる。そして付加税率を免れる割合は累進税率の高い高額所得者ほど大きいからである。<sup>(2)</sup>

また三〇〇ドル以下の低所得株主は、自ら直接に「分配利潤」に対して普通所得税を支払う場合には何らかの形で人的控除の恩恵にあずかれるのであるが、法人税という普通税を徴収される場合においてはその適用が全く考慮されず、その点でも低所得株主に不利となる。<sup>(3)</sup>

(1) 九四年法においては、法人税率も個人所得税率も二%の比例税率であつた。

(2) Cf. C. C. Plehn, "The Income Tax as Applied to Dividends," 9 *Am. Econ. Rev.* 771-774 (1919); D. M. Holland, *Dividends Under the Income Tax* (Princeton: Princeton U. P., 1962), p. 145. 説明の仕方が若干異なるが、C. S. Shoup, "The Divid-

end Exclusion and Credit in the Rev. Code of 1954," 8 *Nat'l Tax J.* 136, 136 (1954) ; ケード『法人税』九五―六頁も参照。  
 (3) の点については、既に南北戦争所得税法及び九四年法に於ては指摘せられた(C. F. Dunbar, "The New Income Tax," 9 *Q. J. Econ.* 27, 42 [1894] ; J. A. Hill, "The Civil War Income Tax," 8 *Q. J. Econ.* 416, 428 [1894] ; F. C. Howe, *Taxation in the U. S.*, rpt. in *Selected Readings in P. F.*, ed. Bullock, pp. 427-430, 430 ; K. K. Kennan, *The Income Tax*, 1910, p. 260 ; Seligman, *op. cit.*, p. 516.) 一三年法に於ては、この点を指摘するが、Blakey, *op. cit.*, pp. 39-40 ; J. F. Due, *Government Finance*, 1959, p. 243 ; Piehn, *op. cit.*, pp. 772-773.

### 三 法人税率と普通所得税率の分離とその影響

さて、一三年から一八年までは法人税率と個人普通所得税率は同一に保たれ、<sup>(1)</sup>その結果前記の付加所得税賦課に伴う若干の不平等を除外して法人税は基本的には個人普通所得税の源泉徴収として機能した。ところが一九年に至り、個人普通所得税率は戦時高税率より八%に引下げられたのに対し、法人税率は一〇%に引下げられたに留まった。<sup>(2)</sup>その結果二つの税率の一致は破砕し、法人税率が個人普通所得税率を上回る状態が発生した。<sup>(3)</sup>この結果、法人税は分配利潤に対して普通所得税以上の負担を課すことになり、<sup>(4)(5)</sup>法人税が「分配利潤に対する個人普通所得税の源泉徴収」であるというための厳密な前提は崩れた。この状態は結局一九三五年まで継続することになるが、ここにおいて法人税が個人普通所得税の源泉徴収的機能以上のものを果す可能性が生じた。<sup>(6)</sup>即ちそれ以降、法人税率と個人普通所得税率を一致させようとする企図は放棄され、法人税率は別個の観点より独自に決定されてゆくことになるのである。

(1) 但し一七年法は例外であって、法人税率は六%、個人普通所得税率は四%とされた。一八年法は両者を一二%としていた(但し四〇〇〇ドル以下の個人所得者は六%)。詳細は、Seligman, *Essay in Taxation*, pp. 693-694, 694, n. 1 ; Blakey, "Rev. Act of 1918," 9 *Am. Econ. Rev.* 213, 217-218 (1919), 参照。

- (2) 但し四〇〇〇以下ドル下の所得者は四%である。
- (3) 以上の経過については Groves, *op. cit.*, p. 20; Shoup, *op. cit.*, p. 36; Sutherland, *op. cit.*, p. 268. 等も参照。
- (4) このことから直ちに、分配利潤(配当所得)が他の種類の所得に比して過大課税されたと即断されてはならない。法人税額が増大すればそれだけ付加、所得税が免除されることになり、高度の付加税率に服する高所得者のもとではこの「過大前引き」が「正」(プラス)に転換する可能性があるからである。また低所得者においては人的控除の適用のない所得税額が増大することになる(さしあたりは Holland, *op. cit.*, pp. 146, 149-151. を参照)。
- (5) 戦時においては普通税率が二段階とされた外に、追加普通所得税(supplementary normal tax)が課され、配当課税における過少—過大課税の関係は複雑化したが、本稿ではそれらの特殊状況を捨象した。その点に関しては Plehn, *op. cit.*, pp. 771-775. を見よ。
- (6) *Final Report of the Committee of the National Tax Association on Federal Taxation of Corporation, Proceedings of N. T. A., 1939, pp. 577-578.* がこのことを示唆する。但し弾力的運用がなされるようになったのは三〇年代以降であり、二〇年代にはその減税効果ばかりが片面的に主張された。

## 二 法人(株主)の受取配当

一九世紀の最後半から二〇世紀初頭にかけては産業集中、独占形成が格段に進行した時期にあたるが、最も大きな威力をふるったものの一つに組織的、集中的な株式の保持とその運用を業務とする持株会社があつた。<sup>(1)</sup> 革新主義の流行は当然にそれらに対する非難を大きなものにしたことから、税法上の持株会社の取り扱いも一つの重要問題を形成した。持株会社課税の方式はかかる革新主義の要求に添うべきものであるが、しかしそこには税法上の固有の論点と政治的力関係が絡み、必ずしも整合した方向をとるとは限らない。ここではそれらの諸課税方式のうちより、前述の個人の受取配当に対する課税との関連で、法人受取配当に対する過大課税(二重課税)調整手段としての受取配当控除と、

実質的には法人間配当の非課税を結果する「合同申告制度」のみをとりあげ、説明を加えることにしよう。

(1) ここでは簡単に、古賀英正『支配集中論』(一四六頁以下、一九五二年、有斐閣)、中村萬次『会計政策論』(九六頁以下、一九六九年、ミネルヴァ書房)、フオークナー・小原訳『アメリカ経済史』(五五八頁以下、鞠子公男、『株式会社』(一七頁以下、一九七一年、商事法務研究会)、等を参照せよ。

## 二の一 受取配当控除制度

### 一 一九〇九年の法人消費税

九年法は本稿が先に訳出したところから判明するように、「本法により賦課された税に服する他法人、ジョイント・ストック・カンパニー若しくは団体又は保険会社の株式に対する配当として受取られた額」を非課税としていた。即ち、法人の受取配当に対する二重課税を防止するための受取配当控除に他ならない。この制度は上院に法人消費税案が提出された時に配当に対する二重課税を防止するための当然の措置として既に設けられていたものであるが、これに対しては持株会社の規制と課税強化を望む議員から強い批判が起り、課税を求める修正案が提出された。しかし課税方法について一致を見ず、結局課税は見送られたという経緯があった。<sup>(1)</sup>

(1) 持株会社課税を主張する議員は、(1)本税は artificial entity として事業を運営し且つパートナーシップ責任からの自由という株主により享受される特権に対する消費税なのだから、何ら二重課税ではない、(2)この国の事業を支配し独占するために組織された独占的持株法人は税によって阻止されるべきである、とした。それに対してオールドリッチ議員は本税は名目はともかく実際には所得税であり、配当二重課税となると反論した。また他に、持株会社であっても貯蓄銀行や保険会社に課税するのは不当である、あるいは独占的的目的のために保有される株式は僅かである等の意見もだされた。また独占的持株会社にのみ課税し非独占的持株会社は非課税とするとの提案もなされたが、これは実現不可能として否決された。以上の経過について、ここでは

Robinson, "Fed. Corp. Tax," 1 *Am. Econ. Rev.* 713-714(11). 以下同。下院での審議については、44 *Cong. Rec.* 4696. を見よ。他に Seidman, *op. cit.*, pp. 1010-1011. を参照。

## 二 一九一三年法による廃止

既に見たように持株会社非課税を結果する法人受取配当控除は進歩派議員の間に不満が大きかったことから、進歩派の優位のもとに制定せられた一三年所得税法においては高まる持株会社への非難を背景にこの措置は廃止されてしまった。その結果、持株会社のみならずその他一般の法人の受取る配当も完全な二重課税に服することとなった。<sup>(2)</sup> ここには「配当二重課税は不当である」という主張が決して論証不要の普遍的定理でも何でもなく、政策次第で自由に変更されうるものである、ということが示されていると言えよう。

(一) Seligman, *The Income Tax*, p. 685.

(二) Blakey, "New Inc. Tax," 4 *Am. Econ. Rev.* 25, 30(14). 残念ながら、この点についての討論箇所を議事録より抽出することはできなかった。後に一六年法審議の際、ウィリアム上院議員が、「我々は持株会社が我が税法によって助長されることを望まず、逆にそれを抑制することを望んでいた。我々は、また非常な濫用にまで至った兼任株主 (interlocking stockholders) を抑制することを望んでいた」と述べているのが参考になる (Seidman, *op. cit.*, p. 940; F. Maclhup, *The Political Economy of Monopoly* [Baltimore: John Hopkins Pr., 1952], p. 259.)。

## 三 一七年法による復活とその後

しかし、以上の二重課税措置は今度は保守派の議員の不満とするところとなった。例えば一六年にはオーゴルマン上院議員が非課税修正案を提出したが否決された。<sup>(1)</sup> 翌一七年法が審議される際、下院歳入委員会は何らこの問題を取り上げず、この点を不満として提出されたスターリング議員の修正案も下院本会議では圧倒的多数で否決された。<sup>(2)</sup> し

かし上院財政委員会に至るやこの点が問題として討議され、結局、財政委員会は、下院案においても超過利潤税の場合には控除の認められること、所得税の場合でも個人は普通税に關しては控除の認められることを理由に、受取配当控除を法人税の場合にまで拡大すべきことを提案した。<sup>(3)</sup> 結局、上院の審議においては超過利潤税や消費税に論点が移り、この提案はそのままに可決された。<sup>(4)</sup>

この改正は、一般に、所得課税は所得が最初に法人により稼得された時及び最終的に株主に所得が分配された時に株主に対してなされれば良いとの「一般的前提」に立ち返ったものと言われるが、<sup>(5)</sup> 「一般的前提」がさほどに強固なものではなかったことを本稿は既に見てきた。結局、一七年には法人に超過利潤税が課されることとなったから、その点を考慮しての課税緩和措置とみられるべきであろう。

この措置は超過利潤税廃止後も存続せられた。これによって富裕者は持株会社を通じて配当を受取り、それを留保することによって、法人税のみならず個人所得税をも免れることができることとなった。<sup>(6)</sup> この措置が持株会社設立に一つの利点を付け加えたことは疑いが無い。

(1) Cf. Sedman, *op. cit.*, p. 940.

(2) Cf. *ibid.*, pp. 939-940. 特に「それに反論したレンルート議員の発言、参照。」

(3) サイモンズ財政委員長はそれを説明していわく、「下院案の効果は、もし分配をなす法人が超過利潤税を支払った場合には、受取る法人はそれを再び支払わないということである。しかるに下院案のもとでは、もし分配をなす法人が配当に対する法人税を支払った場合には、受取る法人もまたそれを支払わねばならない。上院案のもとでは、受取り法人はいずれの場合にも税を再び支払わないであろう。このような状況のもとで、この点に關して歳入委員会のメンバーによって貴殿の委員会の行為に対してなされた批判は是認されないものである。しかし貴殿の委員会は、この修正案に対する他の理由を有する。現行法及び下院案のもとで、法人内の株式に対する配当を受取った個人は、普通所得税において法人により支払われた税の控除を認められる。一度支

払われた税を、彼は再び支払う必要がない。それならば、何故に他の法人内の株式を保有する法人が同じ控除の資格を有すべきではないのか。貴殿の委員会は、この場合個人と法人が同様に扱われるべきではないとする理由は何ら存せず、且つ両者が既に支払われた税を再び支払うべきであるとする理由は何ら存しない、「と考えた」。(55 Cong. Rec. 5967)。

(4) 1917 Act, § 4. See F. W. Taussig, "The War Tax Act of 1917," 32 Q. J. Econ. 1, 23 (1917).

(5) Cf. Groves, *op. cit.*, pp. 91-92; R. N. Miller, "The Taxation of Intercorporate Income," 7 L. & C. P. 301, 302 (1940);

R. H. Montgomery, *Income Tax Procedure* (N. Y.: Ronald, 1922), p. 761.

(6) 前註(2)のレンルト議員の発言、参照。

## 二の一 合同申告制度の変遷

### 一 合同申告制度の意義

合同申告 (Consolidated Return) とは、同一の経営者又は株主により支配・経営されている法人グループに対し、法人毎の個別申告ではなく一グループとしての所得申告を認めるものである。<sup>(1)</sup> 即ち、グループ内における法人相互間の取引は度外視しグループ全体の結果的・集合的所得に課税するためのもので、これは企業利益の正確な算定という会計上の要求に添うと<sup>(2)</sup>同時に、他方で個々の法人の申告書提出とその査定を省き、税務行政の簡素化にも資すると言われる。<sup>(3)</sup>

しかし合同申告書は他方で、①(親子) 法人間配当授受の非課税、②法人間の損益相殺による利益縮少、③法人間財産売却及び取引の非課税等の特権を法人に付与するものである。<sup>(4)</sup> そこで無制限の認容は、単に法人の税負担を軽減するだけに終って「正確な企業利益の算定」に役立てられないばかりか、むしろ複雑な組織や不必要な取引の利用による利益操作に利用される可能性も強い。<sup>(5)</sup> そこでこの特権に対する適当な規制や代償のための課税の施される必要がある。

説  
る訳である。

このように合同申告制度は長・短所両面を有することから、その時代においてその長・短所のいずれが強調されるかによって様々に扱われる可能性をそもそも有する制度である<sup>(9)</sup>、ということが出来る。

- (1) Montgomery, *op. cit.*, p. 103.
- (2) A. A. Ballantine, "The Corporation and the Income Tax," 22 *Harv. Bus. Rev.* 277, 277-278 (1943); R. J. Horwich, "A Comparative Study of Consolidated Return," 20 *Tax L. Rev.* 529, 548-549, n. 155. (1965).
- (3) S. Blitman, "Consolidated Return in the Federal Tax System," 8 *Nat'l Tax J.* 260, 261, n. 3; Miller, *op. cit.*, p. 306.  
更に Seidman, *op. cit.*, pp. 932-933. の上院財政委員会の報告書 参照。
- (4) Blitman, *op. cit.*, p. 262. なお、現行法に関するものではあるが、*World Tax Series: Taxation in the U. S.* (Chicago: CCH, 1963), p. 429. 小松芳明「各国の租税制度」一四四—一六頁、富岡幸雄「関係会社の連結税務申告制度」(『経理研究』八号、二六〇—二六六頁、一九六三年) 等も参照。
- (5) このうち特に弊害の大きいのが、子会社の損失を利用した利益(相殺)隠蔽である。この点については後に述べるので、さしあたりは大隅健一郎「株式会社法変遷論」(一三七—一四〇頁、一九五三年、有斐閣)を参照。
- (6) Cf. Miller, *op. cit.*, pp. 305-306.

## 二 一八年法による認容

合同申告制度は一三年法においては認められていなかった。その後、戦時税法による頻繁な改正と納税者の増加により税法規定と税務行政は混乱し、一七年以降は法人に対する超過利潤税が加わることによって混乱と租税回避は更に増大した<sup>(1)</sup>。そこで財務省は税務の混乱を緩和し、租税遁脱を防止し、重点的には「真の純所得、真の投下資本」に課税するために、規則によって超過利潤税につき合同申告書の提出を定めた<sup>(2)</sup>。

次いで翌一八年には法人税についても合同申告書の提出を認めるべきだとの主張が強くなり、一八年法は正式に法人税、超過利潤税、戦時利得税の三者につき合同申告書によることを定めた。<sup>(4)</sup>

(1) 戦時税法の混乱は税法規定を専門家にもみ理解可能なものにしてしまい、申告書の作成(特に大法人の場合)は多大の労力を要する作業となった。また、そのために税務行政が著しく遅滞し、「納税者は、未納の税のための巨額の要求の訪問をうけるやも知れず」という不安に苛まれることとなった。また富裕者の租税回避・遁脱も公然たるものがあつた(T. S. Adams, "Fundamental Problems of Fed. Inc. Taxation," 35 Q. J. Econ. 527-528 [1921]. cf. Blitman, *op. cit.*, p. 261.)。

(2) 規則四五の六三一条は、その理由を次のように述べる。「親子法人に合同申告書の提出を要求する法令の条文は、たとえ事業が、以上の法人により運営されている場合においても単一企業の真の純所得、真の投下資本に依りて税を賦課する、という原則に基づいている。一法人が他法人の株式を所有している場合若しくは二つ又はそれ以上の法人が同一利害関係者により所有されている場合、事態は一つ又はそれ以上の支店営業所を維持する事業のそれに非常に類似したものとなる。グループ全体の投下資本及び純所得が正確に決定されるべく合同申告を要求することが必要である。さもなければ、価格決定を通じた所得転嫁、サービスマ料及びその他のグループ内の一つ又は他の単位に所得を恣意的に割当てるような方法等による課税遁脱の機会が与えられることにならう。他方で、合同申告なくしては、被支配グループ内の法人間に存在する全くの人工的事情によつて過大課税がしいられることになる。」(Blitman, *op. cit.*, pp. 261-262, n. 3.) 中には「租税回避防止への配慮や過大課税への憂畏は窺われても、逆に合同申告の認容が別の租税遁脱と過小課税を招来することへの危惧は全く窺われない。おそらく合同申告採用の最大の理由は税務行政の円滑、迅速な執行にあつたものと思われる。なぜなら、戦時は「犠牲の時」であつて、そこでは厳格な公平の配慮よりも歳入の迅速調達と行政的能率の方が優先するからである(Adams, *op. cit.*, p. 527.)。

(3) 下院はこの提案を否決したのであるが、上院財政委が次のように述べ再提案した。「即時的効果についてみれば、合同申告はあつた場合には税を増加させ、また他の場合には減少させよう。しかし、その一般及び永続的效果は、他の方法では成功裡に防禦でき得ない遁脱を防止するものである。……ますます多くの証拠が、あれやこれやの方法での課税の遁脱の可能性が我国の納税者には馴染みのものとなりつつあるという事を明らかにしてきた。委員会は合同申告が歳入を減少ではなく保護するのに役立つと確信しているが、委員会は、まず第一にそれが租税回避を防止するのに機能するから又はその歳入に対する効果故にはな

く、実際に事業単位であるものに事業単位として課税する原則は納税者及び政府の双方にとって公平かつ便宜的であるが故にその採用を勧告<sup>(4)</sup>」(Seidman, *op. cit.*, pp. 932-933. cf. Ballantine, *op. cit.*, p. 278; Miller, *op. cit.*, p. 306.)

(4) Ballantine, *op. cit.*, p. 278; Bittman, *op. cit.*, p. 261-262; Miller, *op. cit.*, p. 305; Seidman, *op. cit.*, p. 932; Sutherland, *op. cit.*, p. 271.

### 三 二一年法による恒久制度化とそれ以降

さて、混乱した戦時税制の落し子とも言うべき合同申告制度は、二一年に至り複雑な累進構造をもつ超過利潤税の次年度よりの廃止及び法人税率の比例及び低税率化により自然にその存在根拠を喪失したように思えた。<sup>(2)</sup>そこで議会では合同申告制度の改革が討議されたが、今回は逆に合同申告制度の複雑さに批判が集中し、超過利潤税の廃止とともに合同申告書の存在根拠は喪失し合同申告を強制する理由は失われた、として合同申告の提出は「選択制」に改められた。<sup>(3)</sup>しかし、この「選択制」によって、親子会社が自己の収益・資産状態を考慮して税負担が極小となるよう個別申告—合同申告を利用することが可能になった訳であり、それだけ合同申告の恣意的利用による租税遁脱の機会が増大したことになる。二一年法は同条で(特に外国の)子会社利用による利潤操作の場合にコミッション<sup>(4)</sup>に取引、事業の勘定を合同する権限を与え、これを防止せんとしているのであるが、合同申告選択による利益縮小そのものを禁じているのではないことに注意する必要がある。かくしてこの状態は二四年法、二六年法<sup>(5)</sup>においても変更されず、継続した。

合同申告制度はしかし二七年に至り再び強い批判に曝された。即ち、二七年に税制及び税務行政の簡素化について研究・討論を進めてきた「内閣歳入に関する両院合同委員会」は合同申告にも触れ、合同申告の長所そのものは承認したものの、その解釈・適用に多数の難点が伴うことを指摘し、中止又は廃止を勧告したが、下院はそれを受けて廃止

案を可決したからである。この下院の英断に対して上院財政委員会は断然反対し、長文の「精力旺盛な」<sup>(8)</sup> 反論を展開した。その内容は、実際に一つであつて同一個人に所有されている事業単位に個別申告を強いるのは法的フィクションに拘泥したものであり、法的フィクションが事実を隠蔽すべきではない、<sup>(9)</sup> また合同委員会の報告書は行政的難点を指摘しているのであり、それは規則によって規定されることができものであるのに、下院は法人課税強化により追加的歳入を挙げることを廃止の目的としている、<sup>(10)</sup> というものであつた。結局尚院協議会で妥協が計られ、合同申告制度は二八年法においても存続されることとなつたが、行政的各種の難点を解決するための規則制定権がコミッションに与えられ、合同申告者はその規則の効力に同意することとされた。<sup>(11)</sup>

以上より判明したことは、合同申告制度は第一次大戦中の行政的必要から導入され、その後は「実際には同一である法人の真の所得に課税する」との専ら会計学上の「原則」に導誘されるままにその公平面に及ぼす影響や租税連脱の手段としての側面は軽視されてきたということであろう。そしてまた二七年の上院財政委員会が看取したごとく、合同申告の廃止は法人税負担の増大に連なることから、産業優先政策万能の当時においてかかる論議に好感の持たれるはずがなく、結局討議の条件も熟していなかつたとも言えるのである。<sup>(12)</sup>

(一) 後出註(7)参照。

(2) *Bitman, op. cit., p. 262.*

(3) 「現行法のもとで、親子法人は合同申告を行うことを要求されている。一定の場合における合同申告の複雑さのために、親子法人のうちの一つ又はそれ以上が損失を被つた場合には合同申告が親子法人を利するにもかかわらず、効果を授かる法人が合同申告を行いたがらない。合同申告は超過利潤税のもとでの通脱を防止するために必要である。しかしこの必要性は超過利潤税が廃止される時には消滅するであろう」(上院財政委員会報告)(*Saidman, op. cit., p. 87(4)*)。この報告は一瞥すると合同申告の廃止を提案しているように読めるが、本文で述べたごとく、単に合同申告を好まない法人にまで強制すべきではない、と主張している

にすぎない。

- (4) 1921 Act, § 240 (d).
- (5) 1924, 1926, Act, § 240, 26 U. S. C. A. 44, 191.
- (6) Miller, *op. cit.*, p. 306.
- (7) この規定は戦時中の利潤税の計算と執行における必要性から創設されたものである。それは法の解釈及び適用における実によくの重要なかつ困難な問題を提起してきた。これらの大部分は現在まで權威をもって解答されてこなかった問題は大量に達するとみられるので、合同申告規定の大巾な本質的修正が望ましい(下院歳入委員会報告書)(Seidman, *op. cit.*, p. 539)。
- (8) Ballantine, *op. cit.*, p. 278.
- (9) 「親子会社による合同申告書の提出の認容は、唯、企業の legal business entity とは区別された business entity を承認したからにすぎない。企業経営において親子グループが全体として純利潤を示さない限り事業を經營する個人は利得を実現してはいない。全体の企業を認識することの不首尾は、現実の認識とは反対に技術的法的区別を画することを意味する。同一株主により所有されているいくつかの法人は法的フィクションによってすれば Separate entities であるということにすぎない事実が、それらが実際には一つであり、同一株主により所有され且つ Unit として運営される同一事業である」という事実を隠蔽すべきではない (Miller, *op. cit.*, p. 307 ; Seidman, *op. cit.*, pp. 539-540)。
- (10) 「合同申告書が不健全である又は追加的歳入が合同申告書規定の廃止により挙げられるのが望ましい、というような理由によつてではなく、法の執行の簡素化が望ましい、という唯一の理由によつてこの結論〔合同委の結論―崑山〕に達したことが強調されるべきである。それ故、彼らは合同申告書の長所を保持し行政的短所を排除することを目的とする規定を提案したのである。……討論から見ると、下院の行為は追加的歳入が挙げられるのが望ましい、という事実に基づいていたように思われる。」(Ibid., p. 539.)
- (11) 1928 Act, § 141(a), (b), 26 U. S. C. A. 396. cf. Miller, *op. cit.*, pp. 305-306 ; Sutherland, *op. cit.*, p. 272.
- (12) なお、中村萬次『会計政策論』一〇三—一〇九頁、参照。一〇七—一〇八頁の指摘は二〇年代にも妥当したと見てよいであろう。

### 第三款 留保利潤に対する課税

序論で示したごとく、個人所得税率が高度の累進税構造であり、法人税率がそれよりはるかに低い比例税率である場合(これが普通の状態であろう)、法人内の留保利潤は分配利潤に比して優遇されることになる。そこでこの留保利潤に課税しなければ(法人—パートナーシップ—個人事業)及び(株主—パートナー—個人)間の課税の公平は図り難いことになり、更には個人所得稅逋脱のための利潤留保を招来することにもなる。そこで、この点に関してアメリカでは所得税法施行以来如何なる方策が採られてきたのかを考察するのが本款の課題とされる。

さてアメリカにおける留保利潤課税の系譜をみると、専ら個人所得稅を逋脱するために法人内に留保された利潤に罰則税を課しその威嚇により不当な留保を防止せんとするものと、逋脱意図に關係なしに一般的に留保利潤の得ている優遇に着目して課税せんとするもの、に二分することができる。前者は専ら「不当留保利益税」として税法上規定されているので、両者を區別して論ずることとしよう。

- (一) ここでは利潤留保による個人付加税の軽減行為を「逋脱」とした。「回避」(avoidance)と「逋脱」(evasion)の區別に関しては、一般に、前者が合法的又は法で許された方法による税の軽減行為、後者が違法又は法の欠陥を利用した軽減行為であるとされる(浅沼潤三郎「米國における租稅回避の理念」『税法学』一五四号、三四—三六頁、一九六三年)。その際法人内への利潤留保による軽減行為は、不当留保利益税の規定中の「不当に留保」あるいは初期の規定中の「詐欺的目的」の用語をもって一般には「逋脱」と解されているようである(See, e. g., H. A. Freeman & L. H. Kirshner, "An Ounce of Prevention—A Study in Corporate Tax Avoidance," 46 *Colum. L. Rev.* 951, 955, 962-963 [1946]. cf. J. Mertens, *Law of Federal Income Taxation* [Chicago: Callaghan & Co., 1943], vol. 7, p. 329, & n. 17.)。しかし「回避」の用語が用いられる場合もまみられる。そこで本稿では原文の用いるままに avoidance には「回避」を、evasion には「逋脱」の訳語をあてることとし、一般的叙述には「逋脱」の用語を用いることとした。

## 一 「不当留保」に対する課税

## 一 一九一三年法に於ける課税方式

一三年法に於ては、法人税率は一％であつたのに対して個人付加所得税率は一六％であつたから、株主は利潤を法人内に留保することにより一―五％の付加税を免れることができる。しかしこの付加税通脱の可能性は既に立法当初より了知されてお<sup>(1)</sup>り、一三年法は早々とそれに対する対策を構じた。

〔普通所得税に加えて〕あらゆる個人の純所得に対して、付加所得税 (additional income tax) が賦課され、査定され及び徴収されるものとする。……この付加税のために、いかなる個人の課税所得も、いかに設立され又は組織されたかを問わずこれらの利得及び利潤を配当又は分配するかわりに留保することによりこの税の賦課を妨げるために設立され又は詐欺的に利用された凡ての法人、ジョイント・ストック・カンパニー又は団体の利得及び利潤のうち、配当又は分配されたか否かを問わずもし配当又は分配されたなら資格を有するであろう利得及び利潤の持分を含むものとする〕「このいかなる法人、ジョイント・ストック・カンパニー若しくは団体が単なる持株会社であるという事実、又は利潤が事業の合理的必要を超えて留保されているという事実は、この税を免れるという詐欺的目的の一応の証拠 (prima facie evidence) である」 (§ II (A)(2))

本罰則税は、法人組織を利用した各種の租税通脱のうち利潤の内部留保によるもののみを対象として課される<sup>(2)</sup>。また本税適用の有無は専ら「付加税賦課を妨げる」という主観的意図の存否にかかつており、この通脱意図が存在する時には留保額の大小は問題とされない<sup>(3)</sup>。また通脱意図の存否が明確でない時には「事業の合理的必要」を超える留保利潤の存在がそのための「一応の証拠」とされることから、納税者はそれに反証しなければ賦課を免れ得ない<sup>(4)</sup>。

このように「通脱の意図」という立証に馴染みにくい要件は一応「事業の合理的必要」という客観的要件で担保されているのではあるが、しかし「事業の合理的必要」なるメルクマールが一層の混乱を招きやすい性質のものである

ことも容易に看知できよう。その範囲は、事業性格、分野、法人年齢、時期、好・不況期その他の要因で如何様にも縮小拡大し得るものである。<sup>(8)</sup> 後に見るように、本税は財務省と納税者の間に種々の適用をめぐる紛争を起し、両者にとって常に満足のゆかない存在となるが、その原因はそもそもその規定中に最初より含まれていたと言ふことができる。

さて次に分析する必要があるのは、内部留保利潤に対する課税の方式である。株主が「付加税連脱」のために法人を利用したことが認定・立証されると、株主は「配当又は分配されたか否かを問わずもし配当又は分配されたなら資格を有するであろう……持分」についてまで個人付加所得税を賦課される。即ち法人の存在は無視せられ、留保利潤は株主の所得(持分)の単なる集合とみなされ株主に課税される訳で、これがパートナーシップ課税方式であることは説明するまでもなからう。この方式は厳格な課税の平等を実現するための一方式として有効ではあるが、問題は、取締役の完全な裁量に委ねられていて決して「資格を有する」ということに基づいて利潤分配を請求することのできない株主に、現実には受取っていない所得にまで課税するのが妥当か否かという点にあらう。<sup>(7)</sup> この方式は実は南北戦争所得税法においても採られたものであったが、<sup>(8)</sup> 当時と現在とでは株主の権利状況は全く異なっているからである。<sup>(9)</sup>

さてある株主が実際に付加税連脱を企て、それが財務省に立証され、パートナーシップ方式で課税されたとする。しかし彼はもともと支払うべき付加税を追徴されただけであり、負担は加重されてはいない。<sup>(10)</sup> その過程で財務省が見落すか難儀な要件の立証に失敗すれば、それに越した事はない訳である。このようにこの罰則税は何ら威嚇的効力を有せず、またその立証の困難な要件と相俟って、かなりにもその実効力を弱められていた。

(一) S. T. Dean, "Decedence of the Corporate Device as a Means of Avoiding Surtax on Individuals," 15 *Temple L. Q.* 65, 66.

- 67(1940) : H. J. Rudick, "Sec. 102 & Personal Holding Company Provisions of the I. R. C.," 49 *Yale L. J.* 171, 172(1939).
- (2) Rudick, *op. cit.*, p. 188 ; S. J. Sherman, "Taxation of Corporations Used to Avoid Taxes Upon Stockholders," 13 *Tax Mag.* 19, 24(1935).
- (3) Rudick, *op. cit.*, p. 184 ; Sherman, *op. cit.*, pp. 23-26.
- (4) Sherman, *op. cit.*, p. 24.
- (5) Rudick, *op. cit.*, p. 185 ; Sherman, *op. cit.*, pp. 26-27.
- (6) Cf. Rudick, *op. cit.*, pp. 186-188, 189 et seq.
- (7) この点は議会においてもおおいに論じられ、上院財政委員会案には「法的に、配当又は分配を強制しうる……持分」の条項が存在した。特に上院での論議を「Seidman, *op. cit.*, pp. 984-985 参照。
- (8) A. A. Ballantine, "Corporate Personality in Taxation," 34 *Harv. L. Rev.* 573, 574(1921) ; Dean, *op. cit.*, p. 67, n. 7. たとえば六四年法二七条にも同旨の規定がみられるが、特に七〇年法七条は「いかなる個人の利得、利潤及び所得の算定にあたり……配当されたか否かを問わず凡ての会社もしくはパートナーシップの利得及び利潤のいかなる個人の持分も含まれるものとす」と規定していた。南北戦争所得税では法人税は課されなかったから、これが唯一の法人所得課税だった訳である。この点について本稿、後出二八四頁註(15)参照。
- (9) 本稿、後出三三二頁以下参照。
- (10) Dean, *op. cit.*, p. 67.

二 戦時期における役割の増大と修正

以上のように不当留利益税は始原的にその適用に伴う難点を有していたのであるが、一三年当時において付加税率も一―六%<sup>(1)</sup>の程度であったから、付加税遁脱の弊害もさほど顕著ではなかった。一六年法は法人税率を二%に、付加税率を一―三%に引上げ、両税率の格差は拡大し、付加税遁脱を誘う条件は増大した。しかし一六年法は一三年法の不当留利益税を何らの変更なしに承継したままであり、財務省もそれらの事態に即応した積極的態度をとった

形跡もない。<sup>(2)</sup>

しかし一七年に至り付加税率の上限が六三%に引上げられると、付加税逋脱の頻度も額も増大し、それを放置しておくことの不合理も顕在化した。そこで一七年法は不当留保利益税を放棄して、より積極的な留保利潤課税策を構じたのである。<sup>(3)</sup>

さて一八年に至るや個人所得税の上限は七七%にまで引上げられ、利潤留保による付加税逋脱の誘因がますます増大し、<sup>(4)</sup>また当時において法人が富裕者の付加税逋脱の手段として利用されていることは全く明らかとなっていた。<sup>(5)</sup>かかるに一八年法は付加税逋脱防止に抜本策を構じた訳ではなく、逆に一七年法の積極的留保利潤課税方式を放棄し、欠点の多い不当留保利益税を復活させた。しかしその際注目すべき改正が行なわれている。一つは、一三、一六年法にみられた「詐欺的に」という文言を削除したことで、その理由は、法的には全く合法的な内部留保による税負担軽減行為がそれ自体「詐欺的」かどうか疑わしいこと、<sup>(6)</sup>及び適用上の不必要な困難を除去するためとされた。他の一つは、一八年法も留保利潤に対するパートナリシップ方式課税を継承したのであるが、その際パートナリと全く同様に課税されるよう法人自体に対する法人税も免除したことである。この結果、不当留保利益税を課される法人の株主は、正常に分配された配当に対する付加所得税を負担する場合に比較して何ら負担加重されないばかりか、むしろ軽減されることにさえなり、<sup>(8)</sup>不平等が一段と増したとさえ言える。

これらの時期を通じて財務省はその手続の困難さ故に全く本税の適用に積極的ではなかった。<sup>(9)</sup>また「事業の合理的必要」なるメルクマールも結局は実例、判例を通じて徐々に形成されてゆくより仕方のないものであるが、これに關する連邦裁判決も未だ一件も存在しなかった。<sup>(10)</sup>

- (1) Ballantine, *op. cit.*, p. 577; Sherman, *op. cit.*, p. 19.
- (2) Ballantine, *op. cit.*, p. 578.
- (3) Ballantine, *op. cit.*, p. 578. 野津・前掲書、八七一―八八頁。
- (4) A. G. Baehler, *The Undistributed Profits Tax* (N. Y.: McGraw-Hill, 1937), p. 5; Sherman, *op. cit.*, p. 19.
- (5) 「疑いもなくこの国には、何らかの事業の要請にかまわず付加税を免れるために利益の巨大かつ不必要な部分を留保し、又は事業目的のためにそれを留保することがよく装うのを慣習とする法人が存在する。彼らの利益に対する付加税を免れるための留保の特権を自から利用することを主要な目的に組織された多数のいわゆる閉鎖法人、極少数の株主を有する法人が存在することは疑問の余地がない」(サイモンズ上院財政委員長の不当留保利益税提案理由。Seidman, *op. cit.*, p. 926.)。また財務長官もいわく、「組織の法人形式は、個人事業及び投資を法人化し且つそれによって再投資又は貯蓄された彼の所得額に対する付加税を回避している富裕者により現在利用され又は使用されてきた」と(Sherman, *op. cit.*, p. 19.)。
- (6) Mertens, *op. cit.*, p. 337; Deans, *op. cit.*, p. 68, n. 10.
- (7) 「現行法は状況に対応するに十分とみられる条項を有している。しかしそれは僅か一語の使用によって十分たるに失敗している。……法は詐欺を確証する証拠を獲得することの困難故に無力であった。我々はそれ故現行法より「詐欺的」の用語を削除した。この結果、政府の行政機関がこれらの詐欺的行為と税を遁脱するための仮装に効果的に対処できるであろう」というのが省の所信である」(サイモンズ委員長の説明。Seidman, *op. cit.*, p. 926.)。しかし本税の欠点はより本質的なところにあるのであって、「詐欺的」なる用語の削除によつてどうにかなるものではないことは明らかであろう。
- (8) Dean, *op. cit.*, p. 67; Mertens, *op. cit.*, p. 330; Montgomery, *op. cit.*, p. 839, n. 73; Tax Institute, *Income Tax Administration* (N. Y.: Tax Inst., 1948), pp. 146-147.
- (9) 財務長官いわく「一八八〇年法の」二一〇条はこの濫用に対する矯正策を構じている。しかしこの条文は「その適用を事件の小数の割合へとやむを得ず限定してしまつてであらうやつかいな特別の手續によつてのみ適用されるものである」と(Montgomery, *op. cit.*, p. 1260; Sherman, *op. cit.*, p. 21.)。
- (10) Cf. W. W. Grimes, "Surtax Rate Increase and Corporate Surplus Accumulation," 10 *Tax Mag.* 403, 404(1932); Sherman, *op. cit.*, p. 21.

二二〇年代の不当留保利益税

(一) 一八年法までの不当留保利益税に対する課税方式はパートナーシップ方式であり、それは南北戦争所得税法の留保利益課税方式と同一のものであった。この方式は、先に述べたように現実には配当を受取っておらず、また将来における配当の請求権をも有していない株主の「架空の所得」に課税する点において一三年の施行以来違憲の疑いもたれてきたのであったが、ともかくもその合憲性は一八六四年法のパートナーシップ課税方式を合憲とした一八七〇年の *Collector v. Hubbard* 判決<sup>(62)</sup> によって支持されているものと解されてきた。しかるに、この判例は一九二〇年に株式配当 (*stock dividend*) 課税の合憲性に関して下された有名な *Eisner v. Macomber* 判決<sup>(63)</sup> によって変更され、それによって不当留保利益税もその構造を一大修正せざるを得なくなった。

*Collector v. Hubbard* 判決は、次のように述べてパートナーシップ課税方式を合憲とした。

「株主は配当が宣言される以前の鉄道の純利益又はその他に対して一定の目的のための権利 (*title*) を有しない、とした判決例が引用されている。そして、これらが争いに含まれた個々の訴訟物 (*subject-matter*) に適用されたものとして正当であることは疑いがない。……これらを見て承認しても、法人の株式所有者がその凡ての付帯的権利 (*incidents*) の持分 (*a share*) を保有し、更にこの付帯的権利の中に将来の凡ての配当即ちその時は配当されなかった凡ての利潤の彼の比例的持分 (*proportional share*) を受取る権利があることもまた真実である。利潤は、所有者が配当される時まで法人のメンバーとして残った場合直ちに権利を有することになる持分に付帯しているのである。持分に付帯した権利であるが故に未配当利潤は株主の財産であり、かかるものとして売却、贈与又は遺贈の適切な対象 (*subject*) である。製造されるため不動産、機械又は原料に投資された未分配利潤は、株主が利害を有する投資であって、もしその利潤が法人の債務支払に実際に充当されたなら、応募人又は譲受人により保有されているか否かを問わず株式の市場価格の増加に資するのである」<sup>(64)</sup>

Eisner v. Macomber 判決自体は株式配当の授受に対する所得税課税の合憲性に関するもので、パートナシップ課税方式の合憲性と直接の関連はない。ところが歳入局側は「税は株式配当に賦課されるのではなく、それ以前に法人により蓄積された未分配利潤の株主の持分に課税されるものである。税は便宜上これらの利潤が株式配当を通して明らかになった時に賦課されるのである」との主張を行った。即ち、株式配当課税は未分配利潤の持分に対する課税であるとするものである。そこで、多数意見はその点に言及した。

「連邦議会が法人株式会社中の財産利子について株主に課税する権限を有することは疑問の余地がない。更に、かような利子が蓄積された未分配利潤をも含む会社の状況を観て評価されうることも同様に明白である。しかし、これは所有を理由にした財産への課税であり、それ故に憲法の条項のもとで均等配分を求められることは、当法廷の従来判決により疑問の余地なく確定されている」<sup>(6)</sup> [Collector v. Hubbard はその事件 (Pollock v. Farmers' Loan & Trust Co.) の原則と相入れない。というのは、それは州間に分配されない財産課税を支持しているからである。会社の留保利潤における株主の持分といわれるものは『資本』であり『所得』ではない。株主は配当が宣言される以前に留保利潤中に個人的持分を有せず、且つまた法人資産の如何なる特定部分をも有しない。』

判決全体を分析する余裕はないが、ここに示された部分について言えば、歳入局側の主張も判旨内容も完全に正確とは言えないであろう。歳入局側は、株主の法人資産の持分に対する課税一般が可能であり、株式配当課税はその一方式にすぎないかのごとき主張を行っている。このような主張は非常に大胆ではあるが、法人の実態にもそぐわず、且つ本判決で問題とされている一六年法がそのような前提を採っていないことは明らかであろう。問題は持分課税一般ではなくて株式配当の所得性なのだから、その点のみを論ずれば良い訳で、歳入局の主張はいささか敷衍と言わざるを得ない<sup>(7)</sup>。他方、それに対して最高裁の多数意見は、法人内への利潤留保による株式の評価益 (キャピタル・ゲイン) への課税は財産税であると反論しているが、株主の比例的持分への課税とキャピタル・ゲイン課税は同一とはみなされ得ないであろう。キャピタル・ゲインは株式の市場価格における評価益であって、持分そのものではないからである。また、それが比例的持分への課税も財産税であるとしているのであれば、その当否もいささか疑問であろう。パートナシップ課税方式はパートナシップに適用される時には所得税の一部、法人に適用される時には財産税の一部となるのであろうか。ここでも、パートナーと株主の地位はさほど異なるものではない、とのブランドイス裁判官の指摘に注意の払われる必要があろう<sup>(8)</sup>。

結局 *Eisner v. Macomber* 判決は、株式配当課税の合憲性とはやや無関係の地点でパートナーシップ課税方式を憲法違反としたのであるが、パートナーシップ課税方式は、株式配当課税の根拠としてはともかく、それ以外の理由によって法人に対する適用を認められ得ないものであろうか。特にここでは不当留利益税との関係でそのことが検討される必要がある。不当留利益税は、一般的に法人の留保利潤に課税されるのではなく、特にそれが付加税を連脱する目的のもとになされた時にのみ課税される。そうすれば配当政策を決定した株主は当然に自己の持分とそれに対する付加税額を認識していたのであり、その点で株主と持分との関係はより密になる。また一般的な所得課税権限を有する連邦議会はその課税の実効性と連脱防止のために適正な補助手段を有することができる<sup>(13)</sup>。それは所得税の基本原理である応能課税を維持する上でも必要であるに違いない<sup>(14)</sup>。

一八六四年法は法人自体には課税せず、株主にパートナーシップ方式で課税した。しかるに一三年法はそのような体系を改め、法人自体に課税すると同時に「例外」としてパートナーシップ課税方式を規定した。このように例外的場合に法人格を否認して直接株主に課税する方法は、実務、学説、判例上例を見ないものではなかった<sup>(15)</sup>。一八六四年法のごとき一般的なパートナーシップ課税方式の復活は、当時と一九二〇年前後とでは法人の規模も株主数も大きく異なるところから不可能に違いない<sup>(17)</sup>。しかし不当留利益税のごとき、例外的場合に限ってパートナーシップ課税をなすことの妥当性は、それとは別により個別的具体的に吟味される必要性があったように思われる。多数意見は *Corporate Entity* の強調のあまりその点への考慮を欠いていると言わざるを得ない<sup>(18)</sup>。しかしながら、*Eisner v. Macomber* における中心問題は株式配当課税の合憲性であって、パートナーシップ方式課税の合憲性は単なる付け足しにすぎなかったことから、かかるきめ細かい判断がなされていないのも、止むを得ないと言えるかもしれない。

- (1) 本稿、前出二七八頁、註(8)参照。
- (2) 12 U. S. (Wall.) 1, 20 L. ed. 272(1870).
- (3) 252 U. S. 189, 64 L. ed. 521(1920).
- (4) 20 L. ed. 277.
- (5) 最高裁は以上では理由不十分と感じたのか、最後に「しかし問題に対する決定的解答は、連邦議会は、租税、関税、間接税、消費税を賦課し、徴収する権限を有するとういうことであり、連邦議会が後に株式所有者間に分配される以前であっても年度利得及び利潤に課税することは適法であるとういうことである。連邦議회가……[そのように一島山]指令したとういうことは明白である」(20 L. ed. 277) なる立法裁量論を付け加えていた。
- (6) 本稿三三二頁以下参照のこと。
- (7) 252 U. S. 217, 64 L. ed. 533.
- (8) *Ibid.*
- (9) 252 U. S. 218-219, 64 L. ed. 533.
- (10) この点に於ては、ブランドイス裁判官の反対意見参照(252 U. S. 231, 64 L. ed. 538-539.) Cf. C. E. Clark, "Eisner v. Macomber and Some Income Tax Problems," 29 *Yale L. J.* 735, 742(1920)。
- (11) この点の問題については、"Taxable Net Income Under the Corp. Inc. Tax Law of 1909," *Colum. L. Rev.* 149(1917) ; Note, "Accumulated Corporate Earning and the Income Tax," 18 *Colum. L. Rev.* 152(1918). を参照。
- (12) 252 U. S. 231, 64 L. ed. 538-539. Cf. Clark, *op. cit.*, p. 744.
- (13) 同じくブランドイス裁判官の少数意見(*ibid.*)参照。
- (14) 息子セリグマンは、この点から株式配当課税の根拠付けを行つてゐるが、(E. Seligman, "Implications and Effects of the Stock Dividend Decision," 21 *Colum. L. Rev.* 313, 321-322, 329-330 [1921].) この点既に述べたやうな若干無理と思われるが、更に公平課税の見地から一般的に、パートナーシップ方式が認められるべきとする(*ibid.*, p. 323)。
- (15) 大セリグマンは、それ故、六四年当時はパートナーシップ課税方式が唯一の法人所得課税手段であつたが、現行法では法人自体に課税がなされているのだから、個人に再度課税する正当性はないとする(E. R. A. Seligman, "Are Stock Dividends Income.,"

9 *Am. Econ. Rev.*, 532-533, n. 6. [1919].)

(9) Cf. A. A. Ballantine, "Corporate Personality in Income Taxation," 34 *Harv. L. Rev.* 574 (1921); Clark, *op. cit.*, p. 741 et seq.; E. Seligman, *op. cit.*, pp. 329-330.

(17) Ballantine, *op. cit.*, pp. 574, 586; E. R. A. Seligman, *loc. cit.*

(81) Cf. Ballantine, *op. cit.*, pp. 580-582; Clark, *op. cit.*, p. 742.

(11) *Eisner v. Macomber* ケースは決して不当留保利益増税そのものを対象としたものではなかったが、パートナーシップ方式による留保利潤課税を合憲とした *Collector v. Hubbard* の判例を正式に変更した以上、少くともそのパートナーシップ方式に関する合憲性の根拠は失われた訳である。議会はこの最高裁の干渉により、単にパートナーシップ方式の部分のみならず不当留保利益税全体が違憲とされ遡脱防止手段を喪失することを恐れ、直ちに法改正に取り掛った。かくて改正されたのが二一年法の次の規定である。

「(a)いかに設立され又は組織されたかを問わず、いかなる法人もその利得及び利潤を配当又は分配するかわりに留保することに  
より株主又はメンバーに対する付加税の賦課を妨げるために設立され又は利用された場合には、そのような法人の純所得に対して、  
その額の二五%に等しい税が各課税年度について賦課され、徴収され及び支払われるものとする」。(b)「一応の証券に関する規定であるが従来と  
同じものを略し出す」(二二〇条)<sup>(2)</sup>

さて従来のパートナーシップ課税方式は、正当に利潤分配がなされたならば株主が負担すべき税額を追徴し、国庫に同額の歳入を確保するという「不足額追徴」「穴埋め」方式であったと言える。即ち付加税遡脱額と不当留保利益税額の間には数量的連関があった。<sup>(3)</sup>しかし二一年法による方式は法人自体を納税義務者とし、法人純所得の二五%をも<sup>(4)</sup>って不当留保利益税額とするもので、構成株主の付加税遡脱額との間に数量的連関は存在しない。かくして二一年法

の不当留保利益税こそ、付加税遁脱額を追徴するのではなく、純粹に法人に罰則による威嚇を加えて配当を強制することを目的とした penalty tax であると言うことができる。<sup>(8)</sup>しかしその際パートナーシップ課税方式が全く放棄された訳ではなく、付加税遁脱のために設立又は利用された法人の株主は、全員一致の同意でパートナーシップ課税方式を選択できることに注意すべきである。<sup>(9)(10)</sup>

かくして二一一年法によって改正された法人自体に賦課される不当留保利益税は二〇年代を通じて維持され、更に根本的修正なしに今日にまで至っている。しかしこの方式に於いても従来方式の根本的難点とされた「付加税の賦課を妨げるため」という主観的要件と「事業の合理的必要」なる不確定要件はそのままであって、これによりその実効性が大きく損われていることは明白であった。

しかるに議会の保守派はもとより財務省もそれに対する積極的改善策を講じた訳ではなく、そのことは常々議会の進歩派の不満とするところであったが、二四年法の審議にあたり、上院財政委員会の少数メンバーはこれらの議会の保守派やメロン長官の消極的態度に激しい非難を加えた。<sup>(11)</sup>しかし同年にはより抜本的な解決策とされた留保利潤課税案が結局否決され、<sup>(12)</sup>威嚇的效果を高めるために本税率が五〇％に引き上げられたに留まった。<sup>(13)</sup>また二七年の「内閣蔵入に関する両院合同委員会」の報告書も適用に伴う種々の困難を指摘し改善を促したのであったが、この税に替わる具体的妙案がある訳でもなく、二八年法においても歳入局側の情報、資料不足を幾分かでも解消し適用強化を図るため、経営者に「事業の合理的必要」についての意見書の提出を求める特別質問権をコミッションに与える規定が付け加えられたにすぎなかった。<sup>(14)</sup>

既に指摘されたように財務省のこの罰則税に対する態度は二〇年代を通じて相変わらず代り映えのしないもので、適用状況も捗捗しいものではない。その理由は先に述べた本税の根本的難点にもあるのであるが、他に本税の適用が

閉鎖的で資金源の大部分を留保利潤に依存する中小法人に集中しがちであり、且つまた税率が五〇%にまで引上げられた結果、本税の適用はそれらの法人に壊滅的打撃を与える恐れがあったからでもある。財務省はこの点の不平等からも適用に気乗り薄であったといわれている。<sup>(6)</sup> 本税の適用件数は二六―七年の間に大きく増加したことが認められる。<sup>(6)</sup> しかし全体的に見て、本条文は「空文」<sup>(7)</sup>であった。<sup>(8)</sup>

- (1) B. I. Bittker & J. S. Eustice, *Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders*, 2nd ed. (Branford, Conn.: Federal Tax Press, 1966), p. 210; Dean, *op. cit.*, p. 68, n. 14; Rudick, *op. cit.*, p. 173; Seidman, *op. cit.*, p. 852.
- (2) 1921 Act, § 220, 42 Stat. 247.
- (3) Sherman, *op. cit.*, p. 20.
- (4) *Ibid.*, pp. 20-21.
- (5) *Ibid.*, p. 21.
- (6) 「もし、この法人の全株主又はメンバーが以下のことに同意した場合には、コミッションナーは、課税年度内において法人に賦課される凡ての法人税、戦時利得税及び超過利潤税にかえて、二一八条a項に規定されたパートナーシップのメンバーの場合と同じ方法により、課税年度内において法人の純所得における株主の配当可能持分 (distributive share) に対して課税することができ (may)」(同条)。この場合、「株主の全員一致」と「できむ」という用語法に違憲判断を回避するための苦心が窺われる (cf. B. Graham, "The Undistributed Profits Tax and the Investor," 46 *Yale L. J.*, 1, 2, n. 7; Mertens, *op. cit.*, p. 331)。この場合、高度の負担をもたらしていた超過利潤税、戦時利得税も免除されるから法人の負担はかなり軽減される。また付加所得税率の低い株主より成ると思われる中小法人に有利な点が多いであろう。民主党進歩派のジョンズ上院議員はそこで、このような特権を遁脱目的の法人にのみ与えるのはおかしく、全法人に拡大すべきであるとする修正案を提出したが、否決された経緯がある (Seidman, *op. cit.*, p. 853)。
- (7) 他にパートナーシップ方式による課税として注目すべきものに Personal Service Corporation に対する課税があった。「Personal Service Corporation は本条のもとでの課税に服さないものとする。かわりに、その個々の株主は、パートナーシッ

プのメンバーと同様の方法により課税される。本条のパートナシップ及びそのメンバーに関連する凡ての条項は、實際的である限り Personal Service Corporation 及びその株主に適用される」(一八年法二一八条(d))。

「Personal Service Corporation の用語は、その法人の所得が主として継続して法人の業務のうちの活動的行為に自分自身が従事する主たる所有者又は株主の諸活動に起因するような法人であつて、且つそこでの資本が(投資か借入かを問はず) material income producing factor でないような法人を言う」(同法二〇〇条(5))。

この条文の意義は、財務省規則によれば、所得が(a)原則として人的サービスの提供からなり、(b)利益が主として主要所有者又は株主の活動に起因し、(c)資本の使用が必要ではないか又は単に付随的にすぎない職業、事業から生ずるような法人をさすものとされた。典型的には保険代理店、建築家会社、lawyers' guaranty title company 等がこれに該当し、その法人税、超過利潤税及び戦時利得税の負担を緩和するのがわらうであつたと言われている(だが Personal Service Corporation は三〇年代に至り租税回避の典型的手段として、強い非難を受けることになつた点に注意すべきである)。

本条は一八年法により導入されたが、二〇年の *Eisner v. Macomber* 判決の余波をうけ、二一年をもつて廃止された。中小法人に対するパートナシップ方式課税として注目されるものである。(本注の記述は全面的に *Montgomery, op. cit.*, pp. 813-826, esp. 824-825, に依つた。他に *Rudick, op. cit.*, p. 220, n. 303 ; *Sutherland, op. cit.*, p. 269, 参照)

(oo) 1921, 24, 26 Act. ca. § 220, 1928, 32 Act. ca. § 104. パートナシップ選択課税方式は二四年法により廃止されたが、二六年法により再び限定的に認められた。即ち株主は自己の総所得内に法人利潤の持分的割合を包めて申告することができた。その際に配当がなされたものとして課税され、後に実際に配当された場合には免税される。その際法人は不当留利益税を免除されるが、通常法人税は免除されない(1926 Act, § 220[e]. cf. *Dean, op. cit.*, p. 68 ; *Mertens, op. cit.*, p. 331 ; *Selman, op. cit.*, p. 605-606 ; *Sherman, op. cit.*, p. 21.)

(o) 本不当留利益税の合憲性が争われた事件としては *United Business Corporation of America v. Comm'r.* 62 F. (2d) 754, 等があるが、それらの争ひに決着をつけた最も著名な判決が *Helvering v. Nat'l Grocery Co.*, 304 U. S. 282, 82 L. ed. 1346 (1938), である。 *Eisner v. Macomber* において少数意見を述べたフランゲイス裁判官が裁判所の見解を述べたが、「法は、単に、その株主への付加税の賦課を阻止するためにその権限を使用するような法人に税を負担させるにすぎない。連邦議会は歳入を調達するにあたり、賦課することを選択した税の範囲内にあつて妨害物を打ちくだく付随的根拠を有する」。それ故に法人の

権限を侵害するものではない。また個人事業主、パートナーシップに対し留保利潤課税をなしうると同様に株主にも課税のできるのであって、「事業の単独所有者たるコール (Kohl) 被告 (人) は、もし連邦議会が選択したとすれば、事業を法人として運営することによって年度利潤について個人的に彼に課税することを妨げることはできない」とした。

この判決は法人に対する罰則税を合憲したもので、個人への罰則課税 (即ちパートナーシップ方式課税) をも合憲としたものではない。しかし *Eisner v. Macomber* 判決当時とは異なる最高度の態度を窺わしめるに十分な判決といふことができる (一九三八年という時期を想起せよ)。そこで例えば一九三九年の *Final Report of the Committee of the N. T. A.* (本稿「前出」一六五頁注〔6〕) は当判決を引き合いに出し、「もし論争が現在の裁判官のものとの最高裁に再度提出されたならば、判決は法人一般にパートナーシップ方式を適用する連邦議会の根拠を支持するであろう」と述べている。なお本判決については、33 *Ill. L. Rev.* 236 (1938) : 37 *Mich. L. Rev.* 344 (1938)。のコメント参照。また *Collector v. Hubbard* → *Eisner v. Macomber* → *Helvering v. Nat'l Grocery Co.*, 274 *U.S.* 311 (1927) における判例変遷及びその間の立法については、*McCaughey v. McCaughey*, 17 *Cal.* (2d), 110 *P.* (2d) 1051, 133 *A.L.R.* 806. の注釈が詳しい。

(10) 「財務長官と上院財政委員会の多数派は、高い付加税から免れるための最大の路 (avenue) を提供している現行法の条項を変更しようとしたことはない。現行法のもとで法人に対する税は二・五%の比例又は普通税である。これは委員会の多数により一四%に引き上げられた。この組み合わせのもとでは平均一四%以上で課税される所得を有する個人が法人を組織し、そして彼の全所得造出資産を法人に譲渡することを阻止するものはない。法人は比例普通税のみを支払い、且つまた法人所有者は、そこから彼の実際の生計費に足るだけの金額のみを配当として引き出す必要があるであろう。それ故に、提出された法案中には個人として一四%以上の額で自己に課税される純所得を有するあらゆる者が法人を組織し、そして税率以上の支払を連脱することへの直接的刺激があるということになる。単なる課税連脱のための法人組織化に対する罰則税が現行法には含まれており、且つまた提出法案ではそれが引き上げられていることは真実である。しかしながら、実際の結果として、そのような罰則条項は凡ての実際の目的にとっては無効であったし、将来もそうであろう。「財務」長官は委員会で、法人が課税の減少を結果するために利用されてきたことはない」と証言した。上院の他の委員会で、ニューヨークの著名な弁護士 (attorney) は、そのような事は一般的になされてきた、と証言した。我々は、法の中にそのような刺激がある限り、それは利害を有する納税者により利用されるであろうと信ずる」(Seidman *op. cit.*, p. 743.)。

- (11) 本稿、後出二九七一八頁参照。
- (12) Cf. Mertens, *op. cit.*, p. 330 ; Seidman, *op. cit.*, pp. 742-743.
- (13) 「根本的な難点は、当然のことながら二二〇条が不可避免的にその用語法において曖昧であるという事実から生ずる。事業の必要性は大部分がその発展についての所有者の意図に基いている。事件のかなり後になってこれらのケースを決定するにあたり、コミッションナーは事業の処理のための……企業の将来の必要に関する判断を代行することを求められる。……凡てのケースにあたって満足に解決をもたらすべく適用されうるごとときテストを、より特定して定義することはほとんど不可能に近い。……全所得に対する分配の要請パーセンテージを定めるがごとき恣意的ルールは、二つとして法人が同一状況にないということからしても明らかに不満足なものである」(Julius E. W. L. Cary, "Accumulations Beyond the Reasonable Needs of the Business : the Tax Dilemma of Section 102(c)," 60 *Harv. L. Rev.* 1282, 1285[1949]. からの引用による)。
- (14) 詳しうな' Cary, *op. cit.*, p. 1286, n. 17. を参照。
- (15) Mertens, *op. cit.*, p. 338. 野津・前提書、三三八頁、参照。
- (16) 一九二六年一月一日までの内国歳入局の査定件数はわずかに七八件にすぎない。しかし一九二六年一月一日―二七年六月二五日の間に一五八件が査定された(Rudick, *op. cit.*, p. 174, p. 24)。しかしB T A判決は二九年に至るまで一件も下されていなく(Sherman, *op. cit.*, p. 21)。
- (17) Graham, *op. cit.*, p. 2. なな「空文」(Dead letter)という表現はジョンズ議員(後出)の演説の中に頻繁に使われている。
- (18) グリーン判事は不当留保利益税を合憲とした判決において、一九二七年四月の *National Tax Magazine* の著者は一九二二年―二五年の三年間の法人内への利潤留保による付加税通脱により政府は一億八千ドルを失っていると述べているが、その額を見積るのは困難ではあるがおそらくその数倍に達するだろうとしている(Williams Inv. Co. v. U. S., 3 F. Supp. 225, 236[1933]. cf. Rudick, *op. cit.*, p. 172, n. 3)。ちなみにグリーン判事は共和党革新派の指導者で、特に、政府、共和党、財界の企てた遺産税廃止運動を二四年、二六年、二八年の三度にわたる失敗させた立役者であったため、二八年春にクーリッジ大統領によって請求裁判所(Court of Claims)の判事に指名され、就任していった[cf. Ratner, *op. cit.*, pp. 420, 424, 428, 431, 432-433.]。

## 二 留保利潤への一般的課税

不当留保利益税は、既にみたように、あくまで付加税逋脱のための「不当」な法人の利用を規制し、利潤留保による付加税逋脱のありえないパートナーシップ、個人事業との間の税負担の公平を計らんとするものであった。それ故に、例えば法人が「事業の合理的必要」に基き利潤を留保した場合には、それが如何に多額であり株主の付加所得税額を軽減していても不当留保利益税の対象とはならない。<sup>(1)</sup>しかし、個人事業の場合にはともかくパートナーシップの場合には、如何に「事業の合理的必要」に基き利潤留保であっても、パートナーはその持分に対する高度付加所得税賦課を免れることはできない。かくして「事業の合理的必要」に基き留保利潤については、依然法人形態の方が個人事業形態、パートナーシップ形態よりも優遇されることになる。<sup>(2)</sup>即ち「万が一、この手段（不当留保利益税—崑山）によって凡ての『不当な』剰余の留保を妨げることが可能であるとしても—明らかにそうではないであろうが—、凡ての又は大部分の当期利益又は利潤を再投資することに正当な活路を見出しうるような法人の富裕株主には実質的な税の優遇が残ることになる」<sup>(3)</sup>。

更にまたかくまで厳格な公平課税を期さずとも、不当留保利益税が「逋脱の意図」と「事業の合理的必要」の立証の困難故に頓挫しているとすれば、その打開策としてそれらの要件とは無関係に課税しうる一般的留保利潤課税が当然にも提起されてきたということができよう。

- (一) Sherman, "Taxation of Corp.," 13 *Tax Mag.* 24.
- (二) Taussig, "The War Tax Act of 1917," 32 *Q. J. Econ.* 24-25.
- (三) Graham, "The Und. Profits Tax," 46 *Yale L. J. Z.* Cf. Groves, *Postwar Taxation & Econ. Progress*, p. 43.

その嚆矢は戦時の富裕者課税の強化とともに顕現しはじめた付加税連脱を防止するため民主党ジョーンズ上院議員により提案され、<sup>(1)</sup>一七七年法に規定されるに至ったジョーンズ修正法として知られる未分配利益税である。

上院財政委員会は、現行法及び下院通過案には利潤の分配を強制する規定の存しないこと、その結果法人が個人事業に比較して軽い税負担で済まされていること、及び法人が過去において不必要に巨額の未分配剰余を蓄積してきた、とのジョーンズ議員の熱心な主張に動かされ、公平課税及び国庫への適正額の税収の確保を目的とする未分配利益税を提案した。<sup>(2)</sup>その内容は、会計年度又は暦年度終了後六か月以内に分配されない二〇%を超える留保額に一五%で課税するというものであったが、委員会で審議するうちより実業界のあらる反対運動が開始され、<sup>(3)</sup>結局「実際に事業に投資され及び使用され、又は事業の合理的要請 (reasonable requirement of the business) に応じた使用のために留保された部分」を超える留保額に一〇%で課税し、同時に二%の法人付加所得税を課すという緩和された案を本会議に提出した。<sup>(4)</sup>しかしこの提案は実業界の当時の要請に応じたものではあつても、不当留保利益税の根本的難点とされた「事業の合理的必要」と同旨の基準が設置され、またこの基準は不当留保利益税の場合とは異り、凡ての納税義務ある法人に適用され、その範囲が確定されなければならないのだから、その実行の困難は容易に想像される<sup>(5)</sup>ところである。そこでジョーンズ議員は、このような規定は実行不可能であるとして、<sup>(6)</sup>控除額を五〇〇〇ドル+連邦税支払のための留保額に限る修正案を本会議に提出し、<sup>(7)</sup>多種の調査資料や実例を駆使した熱論を展開したが、結局三五対四で否決されてしまった。<sup>(8)</sup>一方、上院財政委員会は両院協議会で連邦公債と租税公課の控除が付け加えられたものの議会で可決され、一七七年法に規定されるに至った。参考<sup>(9)</sup>に条文を掲げよう。

「あらゆる法人、ジョイント・ストック・カンパニー若しくは団体又は保険会社の凡ての純所得のうち各曆年又は会計年度の終了後六か月以内に分配されずに残された額に対して一〇%の加算税が毎年賦課され、査定され、徴収され及び支払われるものとする」。

「賦課される税は、これらの未分配純所得のうち実際に事業に投資及び使用され、又は事業の合理的要請に応じた使用のために留保された……部分には適用されない。もし財務長官が、事業の使用のためいかなる時であれ留保された額のいかなる部分もそのようには使用されておらず又は合理的に要請されてはいない、という事を確認し及び発見した (ascertains and finds) 時には、それに対して一五%の税が賦課され、査定され、徴収され及び支払われるものとする」。

条文より判明するごとく、この未分配利益税は後に実際に事業に投資、使用された部分はもとより、事業の合理的要請に応じた使用のために留保された部分にも適用されない。その点で実際には不当留保利益税のベースに近似する。しかし不当留保利益税は一般の留保利潤には課税されず不当留保部分のみに課税されるのに対して、本未分配利益税は六か月を超えて留保された利益一般に課税され、そこより合理的留保額の控除のみが許されるのであるから、<sup>(9)</sup>前者とでは一般と例外を逆転させているわけである。それ故、財務着は適用にあたって「付加税遁脱の意図」の存在や「事業の合理的必要」を超過した留保の事実を立証する必要がない(但し一五%過重課税の場合には必要)。しかし本税は「事業の合理的要請」という基準を置いており、財務省はその範囲を本税の適用される凡ての法人について確定する義務を命ぜられていることから、その適用の困難はおおいに予想される<sup>(10)</sup>ところである。

かくして本未分配利益税は実施段階でどの程度の実効性を発揮し得たのか疑わしいのであるが、他方で事業界の猛反対を<sup>(11)</sup>被り、翌一八年には法人にのみ超過利潤税を課すのと引き替えに廃止されてしまった。かくして留保利潤課税としては、旧来の効果の疑わしい不当留保利益税が再導入された。<sup>(12)</sup>

(1) Andrius A. Jones of New Mexico. 上院財政委員会のメンバー。

(2) 財政委員会報告書はその点を「下院案及び現行法のいずれにおいても法人の普通税と個人の普通税とは同一である。この条件のもとで、法人の利益は株主間に分配されるまで付加税を免れる。この状況は、貴殿の委員会には、實際的な限り是正されるべき法人と個人の間の不公平をもたらしているように見受けられる」と述べるが (Seidman, *op. cit.*, p. 947)。サイモンズ委員長は更に加えて「現行法及び下院案のいずれも法人に利益を分配することを要求せず、また利益のうちの分配されずに残された部分に対していかなる付加税若しくは罰則税をも課していない。その結果我國の法人は、未分配で残される限りは付加所得税を免れる巨大な未配当剰余を蓄積してきた。このような状況にあって、個人付加税が大きくなればなるほど法人がその剰余を分配するを躊躇しようとする誘因が大きくなるのは明らかである」と説明している (Seidman, *op. cit.*, p. 949; 55 Cong. Rec. 7615 [1917])。

(3) ショーンズ議員によれば、法人の代表者が全国中からワシントンに押しかけ、(1)このような税は全所得の分配を促し法人を破産に導く、(2)株主がより多くの配当を求めて騒ぎだす、(3)株主が浪費にはしる、(4)現在の奮闘を要する時期には金銭が必要であり、事業の振興が望まれている、(5)負債に当てる減債基金が必要である、等々の反対理由を述べたといわれる。しかしショーンズ議員はこれに、(1)法人経営者は事業必要資金は課税の有無にかかわらず留保する、(2)破産を招いてまで配当を要求する株主はいない、(3)株主は自分自身の資金処理の機会を持つべきである、(4)(5)不公平に法人にのみ慈悲を与える必要はない、と各々反論し、更に我國の法人は既に巨大な剰余を蓄積しており、或いは法人設立の際に株式を大量に水増しし、實際の現金投下額に等しい債券を発行し、しかる後水増部分を圧搾するために剰余利益を保存するような事が広く慣習と化しているが、このような状態が放置されるべきなのか、と結んでいる (55 Cong. Rec. 6174-6175)。なおショーンズ議員の指摘する一九〇〇年前後のアメリカにおける混水株発行の事実及びそれと利潤留保との関係については、石崎昭彦「アメリカ金融資本の成立」(二八〇、二九一—二九三頁)、橋本輝彦「自己金融と金融資本」(東北大学「経済学」三〇巻二号一九五頁、一九六八年)、等を参照。

(4) サイモンズ議長はその辺の事情を次のように述べる。「第一の提案は、法人に現在パートナーシップに適用されているルールを適用し、剰余金を実際に分配されたか否かを問わず所得税目的のために分配されたものとして取扱う、というものである。しかし研究の結果、この方法は憲法上の異議に当面することが判った。重ねてその方法は、受取っていない所得に対して税を支払うことを要求され、及び彼の財産権にもかかわらず法人に配当宣言を強制することのできない特に少数株主に対して非常に大き

- な不利益となる。……結局、我々は年度利益の二〇%の控除を認めた未分配法人利益に対する一五%の比例税に一致した。……貴殿の委員会は、直ちに、この国の大法人、小法人又は中庸法人の代表者ではなくて、国中のあらゆる部分から攻め立てられた。この国の法人関係者は、私の知る限り例外なしに抗議し、彼らの抗議を擁護するための信服に足る諸事実を提示した。即ち、現在法人に剰余金を分配せよ又はもし留保されたならそれに対して一五%の税を支払えと要求することは公開市場の金銭相場の数倍のものとなる。それは現在の条件のものとは法人として活動する事業に深刻な不利益を課す、等。彼らは一層強力に、過去において年度利益の大部分を維持、改善、拡張及び補給のために留保することは法人の全く普遍的なルールであった、内外を問わず年度利益の全部を分配するような実務をとる法人が破算の路を歩むことは法人が存在した当初よりの実業界の体験である、と主張した。利益の留保は付加所得税を遁脱及び回避するためであると提案がなされてきた。しかし我々の法によって所得税が賦課される以前より、かかる実務から得られる何らかの利点のあり得る以前より、それは普遍的慣習であり実務であった、ということが判った。……今日この国の企業に課せられた巨大な需要に応じ、単に内外の平時及び戦争により膨張した需要に対する供給をなすためにだけではなくして、企業が事業を拡張させ資本を巨大に増加させることは必要であったし、この需要に応じた資本を使用するためにも、企業が可能な限りその年度利益を留保することは必要である、と彼らは主張し、また我々もそれが真実であると知った。……以上のことを凡て考慮に入れて、貴殿の委員会は、状況の公平は留保剰余金のうちの事業の合理的要請のために必要ではない部分に付加税を課することによって最も良く調整される、と結論した」(原文一部省略、段落を削除・鼻山)。(55 *Cong. Rec.* 5966 : *Seidman, op. cit.*, pp. 947-948.)
- (5) ショーンズ議員は、国中に四〇万もある法人の合理的要請額をいちいち確認するのはその作業量からして絶対に不可能であり、またある法人が一切の活動を事業範囲としている中で事業の合理的要請を確認することなどあり得ないと *Id.* (55 *Cong. Rec.* 6173 : *Seidman, op. cit.*, p. 948.)
- (6) See, 55 *Cong. Rec.* 6175.
- (7) *Ibid.*, pp. 6169-6183. 彼の立証の中心は、アメリカの法人は平均すると少くとも五〇%は留保にまわし、その総額は四・五ピリオンに達する、というところにおかれる (*ibid.*, pp. 6169-6171, 6175.)。彼は、またその際、委員会の二%の法人付加税案にも、留保率が高まるほど負担が軽減するとして反対している (*ibid.*, p. 6174.)。
- (8) *Ibid.*, p. 6869.

(5) 1917 Act, § 1206(2), 40 Stat. 334. なお一七七年法は、配当を戦後の税率引下げの時まで延期して戦時の高率付加所得税を免れるのを防止するために、同時に、留保利潤から分配がなされた時には配当の時ではなく留保された時の付加税率で課税することとし、分配は最も近い未分配利潤及び剰余金よりなされたものとみなす旨の規定をおいた (§ 1211. cf. Ballantine, "Corporate personality," 34 *Harv. L. Rev.* 578; Taussig, *op. cit.*, pp. 26-27. 野津「米国税制発達史」: 八八頁)。

(6) Blakey, "The War Rev. Act of 1917," 7 *Am. Econ. Rev.* 805. なお、野津・前掲書「八七—八八頁」も参照。

(7) Ballantine, *op. cit.*, p. 578. 及び後注(13)参照。

(8) 理由は前注(5) (4)に要約したところに尽きよう。なお同旨の見解を展開すると思われるものに、H. L. Dillon "The Taxation on Undistributed Surpluses," *The Analyst*, July 23, 1917, p. 102. があるが (cf. Buehler, *op. cit.*, p. 5.) 参照できなかつた。なお次注(13)の簡所のフォードネー議員の発言も参照。

(9) この一八年の不当留保利益税の再導入にあたり、マンデル及びフォードネー両下院議員は、不当留保利益税においても「合理的要請」額の控除が認められるべきだと、主張したが、キッチン歳入委員長(民主党進歩派のリーダー)は、「財務省がある一定額が合理的に事業に要請されているか否かの証拠を得る方法は存在しない」、「そのような規定は時代おくれで不適當である」と述べている。ここにも一七七年法の未分配利益税の根本的欠陥が承認されている訳である。

## 二 二〇年代の留保利潤課税提案

第一次大戦の終結とともに直ちに戦時の過重され、混乱・複雑化した税制を整備する必要が生じたが、その際、法人留保利潤課税は、次節に見るごとくまさに所得税改革の中心問題であった。ここではまず、立法過程に現われた論議のみを見ておくことにしよう。

さて二〇年代において最初に留保利潤課税を提案したのはウィルソン政権の財務長官ヒューストンであろう。彼は一九二〇年の年次報告において、T・S・アダムズの見解を容れ、超過利潤税を廃止し、その代替として二〇、二五%の未分配利潤税を法人に課すべしとする提案を行った。<sup>(1)</sup> 彼はその際、へ法人―株主〕課税における問題の所在を明確に指

摘し、この税が超過利潤税廃止に伴う歳入減少を補うためのみならず、税負担の公平と正義を確保するためにも必要であるとした。彼の提案は更に高度付加税率の引下げ、法人の利潤留保の便宜に応じた「法定」配当の認容等のかなりに注目すべきものを含んでいた。しかしこの検討に値すると思われる改革案も、共和党議会の何ら注目するところはならず、結局立ち消えとなつてしまつた。

二〇年の共和党政権の成立とともに、政府が留保利潤課税を提案する可能性は失われた。かくして、留保利潤課税実現に一人執念を燃やしたのが、一七年における未分配利益税の提案者であつたジョンズ上院議員である。彼は二一年法の審議に際して、全純所得の一〇%を超える未分配所得に対し八%課税をなし、以後留保率が一〇%増大するごとに八%きざみの累進税率を課す、との過激な提案を行い、一七年当時以上の熱弁をふるつた。その理由とするところは、彼によれば税法においては課税公平(同一所有者は同一税額を支払うべし)と課税正義(累進税構造の維持)が実現されねばならず、そのためには未分配所得も分配された場合と同額の累進税に服すべきであり、特に超過利潤税の廃止(二一年法案に盛り込まれてゐた)はそれを火急の課題とし、比例的法人課税は両者を実現することはできない、というものであつた。しかしこの提案も結局進歩派の支持を得ただけに留まり二四対四五で否決されてしまつた。

このように行政府や議会の多数派は留保利潤課税には全く消極的で、僅かに不当留保利益税の存在で満足して来た。しかし後者が空文であることは明らかであつた。そこで二四年法の審議の際、上院財委員会の少数意見書がこのような同意員会及び財務省の優柔な態度に激しい非難を加えたことは既に見たところであるが、それを受けて、ジョンズ議員が再び上院本会議に留保利潤課税案を提出した。その理由は例によつて「個人事業—パートナーシップ—法人」の公平課税に置かれたが、今回は更に一律一二・五%(同法案では一四%)の法人税を弱少法人に課すことの不当性、法人利用による富裕者の付加税遁脱、利潤留保又は株式配当の利用を通じてのキャピタル・ゲインの取得等に強い批

判が加えられており、一〇%を超過する未分配純所得に対する〇・二五%—四〇%の累進課税<sup>(16)</sup>の他に、九%への法人税率の引下げ<sup>(17)</sup>、パートナーシップ方式課税の選択認容も<sup>(18)</sup>同時に主張された。この留保利潤課税案は二四年歳入法の審議を支配した進歩的気運の中で、民主党及びノリス議員<sup>(19)</sup>に率いられる共和党急進派に支持せられ、上院では三二対二四で可決されたものの、業界の反対運動とメロンの圧力が強くなり、遂に両院議会において否決され、葬り去られてしまった<sup>(20)</sup>。

さて税制改革運動と進歩派の意気の盛り上ったのが繁栄の二〇年代の末期の二七、二八年である。二七年のNational Tax Associationの所得税簡素化に関する報告書は、法人は配当を引延ばすことにより得ているプレミアムとして一〇%の未分配利潤税を支払うべきであるとした<sup>(21)</sup>。また翌年には内国歳入課税委員会の数名が、不当留保利益税を全廃し、法人がその受取り配当額以上に分配した配当額の一定割合を法人税課税の際に控除するとの案（即ち支払配当控除—留保利潤課税）を提案したが、これは委員会自体の容れるところとならなかった<sup>(22)</sup>。ここでも正当な事業拡張への悪影響や合理的資金源の確保という実業界の主張が勝つたのである。

(一) *Annual Report of the Secretary of the Treasury, 1920*. 但「」は 61 Cong. Rec. 6843-6844. (1920). より引用。 Cf. Buchler, *op. cit.*, pp. 9-10.

(2) 「個人（及び実際のところ、パートナーシップも）は、消費されたか、貯蓄されたか又は納税者の事業中に留保されたかを問わず、凡ての純所得に対する普通税及び付加税を支払う。法人は、なるほど配当として分配された法人の利潤に対する付加税を加えて株主が支払うが、その所得に対する普通税のみを支払う。しかし分配されなかった利潤に対して又は関しては何らの付加税も支払われない。それ故に、超過利潤税が廃止される場合には、他の納税者によって支払われた再投資所得に対する付加税の替りに何らかの等量の又は補正的な税が法人に課されるべきである、ということとは明白であろう。もしこれがなされなければ、大きなプレミアムが法人形態の事業に与えられることになろう」(ibid., p. 6843)。

- 「いくつかの点で、現在定式化されている歳入法は、法人を優遇し不正に個人を差別している。しかし他の点で、それを個人を優遇し不当に法人を差別している。……法人の株主は法人を通して個人より高い普通税を支払うことを余儀なくされている。彼らは人的控除 (Personal exemption) に関してこの普通税に対する何らの控除も受けない。そして一現行法のもとでは一法人税及び重い超過利潤税が支払われた利潤は、配当として株主に分配された時には、ある場合には六五%にまで達する付加税に再度服さなければならぬ。後者の場合、差別は法人及び株主に対するものである」(ibid., p. 6844)。
- (3) 「超過利潤税は廃止されねばならない。単に廃止されるだけではなく、私はそれが何らかの法人利潤税形式によって大部分が置き換えられるべきである、と信ずる。この結論は政府の歳入に対する必要性ばかりではなく、公平及び正義の理由にも基いたものである。法人以外の納税者が現在七〇%にまで達する累進所得税に服する限り、法人利潤が僅か一〇%の比例税で免れることが許されるべきではない」(ibid., p. 6843)。
- (4) 「更に、所得税課税の最もめんどむな問題は、法人及び非法人納税者の両者の場合に同一である。即ち貯蓄及び再投資された所得に適用される重税率の抑圧的効果である。その問題並びに他の法人及び個人所得課税の諸問題は相互に結びついた時に最良に決定されるであろう。我々は現在個人の再投資所得に、七〇%を超える税率で課税している。この措置の誤りは我々がその税率を法人の場合に適用しようと試みる時に明白となろう。法人の貯蓄所得に七〇%で課税するなどということは考えられないであろう」(ibid., p. 6844)。
- (5) 実際には分配されずに留保されている部分についても、株主の全員一致の合意によってパートナーシップ方式課税の選択を認めるもの。彼は Personal Service Co. (本稿二八七頁以下参照) を例に引いている (ibid.)。
- (6) Cf. Kahn, *op. cit.*, p. 405.
- (7) 61 *Cong. Rec.* 6833 (1921). Cf. Baehler, *op. cit.*, p. 13.
- (8) See *ibid.*, pp. 6833.
- (9) 彼の論議は例によって非常に詳細なものであるが、その論理構造は既に十分明確と思われるので、ここでは概略のみを記そう。まず彼は、一七年法の未分配利益税の導入経過を辿り、更に翌一八年法が超過利潤税を法人のみに課することとしたのは個人事業、パートナーシップに対する付加所得税の替りであったとし、超過利潤税は状況を満足させるものではなく、また公平課税の原則を侵害するが、少くとも担税力課税の原則には適合していたとす (ibid., pp. 6834)。しかるに現在提案されている超過

利潤廃止——一五%の比例法人所得課税案は、まず、大法人よりも中小法人に現在に比較して重い税を課し (p. 6834-6837)。法人内部の株主相互間では高所得株主よりこの国の株主の大部分を占める零細大衆株主に重税を課し、また本来ならば免税点以下の株主にまで課税し (pp. 6837-6838)、更に個人事業・パートナーシップよりも法人を、それも利益をより多く留保する法人の富裕株主ほど優遇する (pp. 6838-6839)、等の点で担税力課税の原則に全く反する。彼はまた、「法人及び配当の支払いは最大の株主又はそれを代表する者——即ちもし彼が法人の純所得を配当として分配したならばその際高度の付加税をそれに対して支払うことを要求される者によって支配されている。そして法人の未分配利益に対する税額が、配当の持分に対して分配された時にこれらの取締役が支払わねばならない個人税 (付加税のみならず普通税も) を超過するまで、いかなる分配も強制されないであろう。」と述べ (p. 6842)。

なお彼は一七年当時は比例税率による留保利潤課税を主張しながら、今回それを累進税率に改めた理由を *Report of the Committee on Federal Taxation of the National Association of Credit Men, "The Undistributed Profits Tax,"* 1920. (A pamphlet) に啓発されたためとして (p. 6841)。この報告書は当時の改革案のうちで最も注目すべきものの一つで、「委員会は、公平と簡素の両者の考慮に重点を置きつつ、この未分配利益税がベースとすべき最も望ましい要素は未分配で残された全部の当期純所得のパーセンテージであると感ずるし、この要素が平等に繁盛している相異なる個人人間の公平を捜求する際に最も重要であると考ふる」として、法人が二五%純所得を分配した場合と七五%分配した場合の株主の税負担の格差を示し、更に「未分配利益に対する税は、法人がわずかに二五%しか分配せず、彼に代って残りの七五%に対する税を支払った時にその人によって負担される税を可能な限り公平 (平等) にするために勧告される。もし個人が彼自身の税を支払うならば累進的に増大する税率で支払うことから、法人が彼のために彼の税を支払う時の税率はそれに匹敵しうるほどのものであるべきである」として、留保率の上昇に伴う四一・二八%の累進税率をモデルとしてあげた。なおこの報告書の全文は 61 *Cong. Rec.* 6846-6855 (1921)。に抜粋が 11 *Am. Econ. Rev. (Supp.)* 165-167 (1921)。に引用されてゐる。

- (10) 61 *Cong. Rec.* 6865. なお Buchler, *op. cit.*, p. 13. の簡略な記述も参照のこと。
- (11) 本稿二八九頁注 (10) 参照。なお Seidman, *op. cit.*, pp. 743-744. に抜粋されたシモンズ議員の発言も参照されたい。
- (12) See 65 *Cong. Rec.* 8011 (1924).
- (13) 「しかしごく少数の株主を有し、地味な事業を営み、彼らの投下資本に対して少しの額しか稼得していない非常に多くの小法

人が存在する。多数によって提出されている法案のもとで、彼らはその全純利益に対して一四％で課税される。彼らは年間五四〇〇〇ドルの個人所得を有する個人と同率で課税される。……私は、それは不正であると言おう。……何人も、と私は信ずるが、法人に対する何らの悪意も有してはいない。それはこの世における非常に有用なフィクションを演じている。……それ故私は、我々がこの国の市民から法人を通して営業する権利を剝奪することを望んでいないと思う。我々はそれを賞賛すべき目的のために実行する人々を処罰することを望まない。しかし少額の利益を有するこれら凡ての法人の場合、各々の法人はその純所得に対して年間五四〇〇ドルの個人所得を有する個人と同率で税を支払っている。他方、もし株主自身が大金持で税を遁脱するために法人を使用した場合、上院で可決された法案のものでは四六％にまで達する額の最高付加税及び通常の普通税をさもなくば支払うはずの者が僅かに一四％のみを支払わねばならないだけである。これは単なる臆測ではない。我々はこれがなされてきたことを知っている〔以下具体例の提示〕(ibid., p. 8014)。

- (14) 「法人ブランは、法人純所得に賦課される一箇の税を超える課税を遁脱する目的のために利用されている。法人を所有する個人が、彼の現実の生計費を支払うための必要額を超えてその法人から所得を引き出すべき何らの理由も存在しない。その個人にとっては、不動産及び個人財産を彼の家族のメンバー間への株式に分割するよりも、彼の死亡時に彼が所有する株式持分を彼の相続人に分配する方がずっと容易である。そこで、彼自身の法人を通じて自ら事業を行う個人が、かりそめにも彼の現実の必要性を超えて何らかの配当を宣言すべき何らの理由も存在しない。これらの現実の必要性は、実際のところ彼が彼自身のために投票を行なうであろう給与によってカバーされるかもしれない。このような場合には、何らの配当も宣言する必要がないであろう。これは、課税を遁脱するために法人組織を使用するという方法を供給するものである」(ibid., p. 8012)。

- (15) See, *ibid.*

- (16) See, *ibid.*, pp. 8032-8033. 「これらのパーセンテージは、多額の所得を有する人々が法人を組織し個人付加税を遁脱するといふ現在存在する誘因を除去するために、個人所得に対する付加税と同等の高さに達しなければならない」(ibid., p. 8015. のジュズ議員の発言)。

- (17) これは、小法人の負担を軽減し、個人普通税率(六％)との格差を是正するものであるが、差額の三％は特許税(Franchise Tax)にあつた (ibid., p. 8014)。

- (18) See, *ibid.*, pp. 8014, 8033.

- (19) *Ibid.*, p. 8019 ff ; Seidman *op. cit.*, pp. 746, 747. 等の彼の発言参照。
- (20) 65 *Cong. Rec.* 8033.
- (21) 反対の要旨は、ウォルシュ議員の要約したところによれば、上院修正案は、(1)既に貯えてある法人の全剰余金に課税すること  
をわらったものである、(2)法人による剰余金の蓄積は増進されるべきであり、剰余金への課税は最も健全で、最も安全且つ最も確  
実な方法で事業を行なうことを阻止する、(3)事業拡張のために剰余金を貯えることを妨げる、の三点であった (*Ibid.*, p. 9410)。
- (22) 以上の全般について、Buehler, *op. cit.* p. 13 ; Ratner, *op. cit.*, p. 418. の簡略な記述を参照にせよ。
- (23) Buehler, *op. cit.*, pp. 13-14.
- (24) *Ibid.*, p. 14 ; Rudick, "Sec. 102 & Personal Holding Co.," 49 *Yale L. J.* 171, n. 2.

### 三 小 括

結局、以上まで留保利潤課税の立法史を扱ってきたところから明らかになったことは、連邦所得税法導入以来、留保利潤に対する合理的課税は実施されたことはなかったということである。それは不当留保利益税に見られるように、多分に制度的及び税務執行上の技術的限界に基くものであった。しかし更に加えて、二〇年代に至るや、その合理的課税方式の探求の努力さえ放棄されてしまった。この点は二〇年代に特徴的な富裕者・企業優遇政策の一つの現れであつて留保利潤課税に専ら特徴的なことではないが、留保利潤に対する課税は後に見るように、二〇年代の繁栄を支える企業活動の最大且つ直接の資金源の規制を意味したが故に、論議以前の感情的反撥を招いたのであつた。

## 第二節 第一次大戦後の法人税改革論議

これまでは、初期税制における〈法人—株主〉課税の具体的諸相を沿革的に見てきた。ここでは、それらの制度的

変遷を踏まえながら、具体的諸制度や規定に具現されるには至らなかつたが様々に討議された税制改革論のうちで、本稿の分析課題である「法人—株主」課税に関係の深いものに若干留意しておくことにしよう。結局、最大の問題は留保利潤課税にあつた訳で、各問題点は本稿が既に検討したジョンズ議員の優れた提案と論議の中に十分に示されていた。ここでは、それらの論議の締め括りと整理を行う意味でいささか理論的検討に立脚した要約を置き、合わせて二〇年代の法人課税論議の地平を確定しておくことにしよう。その中に、我々は「法人—株主」課税問題への一定の到達された解答を見るが、更にその解決策に示された反応や受容の程度から、逆に当時の時代的特質を明らかにすることができらるであらう。

### 一 第一次大戦後の法人税改革の課題

ここでは、第一次大戦後の法人税改革に関して対照的な論議を展開したT・S・アダムズ(Thomas S. Adams)<sup>(1)</sup>とフエアチャイルド(Fred R. Fairchild)<sup>(2)</sup>の二名の論議を取上げることになしよう。そこで、まず両者に従い当時の法人税制の直面していた問題状況を明らかにすることから始めよう。

- (1) イェール大学教授で、財務省顧問。ここで取上げた論議は、“Federal Taxes Upon Income and Excess Profits,” 8 *Am. Econ. Rev. (Supplement)* 18 (1918) ; “Fundamental Problems of Federal Income Taxation,” 35 *Q. J. Econ.* 527 (1921) ; “Evolution vs. Revolution in Federal Tax Reform,” rpt. in *Selected Readings in P. F.*, ed. Bullock, pp. 967-982. 以下を各(A), (B), (C)と略称引用する。なほ他にBuhler, *The Undistributed Profits Tax*. 41補(1)がある。
- (2) イェール大学教授。取上げた論議は“Suggestion for Revision of the Federal Taxation of Income and Profits,” 10 *Am. Econ. Rev.* 785 (1920) ; “Federal Taxation of Income and Profits,” 11 *Am. Econ. Rev. (Supp.)* 148 (1921). 〇二稿は前者を(1)、後者を(2)と略称引用する。

### 一 法人税制の改革を必要とする一般的状況

既に述べたごとく、第一次大戦中の増税において中心的役割を果たしたのは、法人税、個人所得税及び超過利潤税、戦時利得税であった。それは真に「弾力的かつ驚くべき生産性」<sup>(1)</sup>を示した。しかし戦時は言わば「犠牲の時」<sup>(2)</sup>であつて、そこでは歳入の迅速な調達と行政的能率が国家の存命に係わるものとして、厳格な公平の考慮に優先する。戦時という緊急事態の消去とともに、この価値観は転倒されねばならなかつた。<sup>(3)</sup>しかしこの事は、所得税の役割を縮小せしめ、再び間接税、財産税への依存を深めることによつて達成されることはできない。なぜなら、民主主義と資本主義維持のために不可欠の安定した政府が富の不平等分配と集積を防止する手段として累進所得税を保有することは望ましい、という観念は既に広く行き渡つていたからである。<sup>(4)</sup>そこで、所得税が恒常的税制として耐えうるような種々の課税原則に基づく修正が施されねばならなかつた。<sup>(5)</sup>

次に考慮されなければならないのは、戦時税制の混乱、複雑化と行政のはなはだしい遅滞である。<sup>(6)</sup>また、各種の優遇規定が乱入され、その混乱に乗じた富裕者の租税回避が顕著になりはじめた。<sup>(7)</sup>アダムズは一〇万ドル以上の申告者の純所得額が一七年には一六億ドルであつたものが、二〇年には六億ドルに激減したことをもつて、「明らかに所得税には、何らかの問題がある」<sup>(8)</sup>としてゐる。その奥深い多くの欠陥が発見され、是正される必要があつた。

最後に所得税、なかんずく法人税制の改革を促したのが、超過利潤税の廃止とその代替的課税の必要性であつた。<sup>(9)</sup>以上のような要因が結びつき、大戦後の各界では税制改革がおおいに論じられることとなつたのである。

(一) T. S. Adams, (B), p. 577.

(二) 超過利潤税導入にあつたつての、英国首相ロイ・マ・シール氏の言葉 (Plenn, "War Profits & Excess Profits Tax," 10 Am. Econ. Rev. 284.)

- (3) Adams, (B), p. 527 ; D. R. Fairchild, (E), p. 148.
- (4) Adams, (C), p. 968-969.
- (5) Fairchild, (E), p. 148.
- (6) Adams, (C), p. 975 et seq.
- (7) Cf. Adams, (B), p. 529 et seq.
- (8) *Ibid.*, pp. 528, 530.
- (9) Adams, (Buehler, *op. cit.*, pp. 8-10) ; Fairchild, (D), p. 785.

## 二 法人税制改革の具体的課題

では、かかる一般的状态において、法人税制において何が具体的に改革されるべきであったのか。

まずアダムズによれば、「事業課税の困難な課題のまさに核心へと我々を運ぶのは、この未分配利益課税の問題である<sup>(1)</sup>」。即ち「パートナー又は単独事業者は、その利潤が事業内に残存したか否かを問わず彼の凡ての利潤の持分につき付加所得税を支払うことを余儀なくされる。しかし法人はその純所得に対する普通所得税のみを支払い、株主は彼の配当に対してそれを受取った時にのみ所得税を支払う<sup>(2)</sup>」。「法人の未分配利潤については何らの付加税も支払われない<sup>(3)</sup>」。「この法人と非法人事業との相違は、二重に不当である。もし法人の株主が些少な資力しか有しない人々であるなら、彼らは法人を通して事業や投資を行なうことに対して、パートナーシップを通じて行なう場合以上の高い税を支払わねばならない。即ち、法人により支払われる普通税が、未分配利潤に対する逓脱付加税を償うかもしれないから。しかし、もし法人利潤が分配されたならば高度の付加税に服すであろうような大株主又は大所得株主は、法人を通じて投資することにより利得を得る状態にある。かくして、我々は法人の未分配利潤に対して加算税を課するためのあらゆる種類の提案を生み出した<sup>(4)</sup>」。なるほど不当留利益税が存在するが、それは彼によれば「空文<sup>(5)</sup>」である。

他方、彼は超過利潤税廃止の最も熱心な提唱者であった。その面からも彼の留保利潤課税は提案される。「もし超過利潤税法が廃止されるならば、法人課税と法人化されない事業への課税とを平等にするために、法人に税が賦課されるべきである」。

かくしてアダムズの結論はこうである。「財政的必要！そして個人的に私は論理的にも同様と信ずるが、再投資されたか否かを問わず凡ての利潤に対する課税を要請している」と。

次にフェアチャイルドの場合を見よう。彼においても、超過利潤税は弊害の多いもので廃止されるべきである。しかる後に、個人の担税力に基づく税体系が確立されなければならない。しかし、現在の法人税制は未分配所得にからまる問題を捨象し、法人税と個人所得税とを素朴な形で結合させているにすぎず、担税力課税の理想からはほど遠い。次に、彼は具体的に法人と非法人事業形態との税負担の格差を指摘し、「明らかに、ここには個人事業又はパートナーシップに敵対し、法人投資に好意的な不公正な差別が存在する」、「法人成り事業に税を放免にし未分配利潤を保持するのを許すことは公正ではない。それ故に、未分配法人所得に対する何らかの税が必要とされている」とし、また不公正は、その税によって是正せらうとする。

また超過利潤税は、一定程度この法人の課税上の優遇をチェックするためにとり入れられ、実際その役割を果たしてきた。しかし既知のごとく、技術的欠点故に未分配利潤税に取ってかわられねばならない。

かくして、アダムズとフェアチャイルドの覚知した問題点は同一である。現在の法人税制は留保利潤課税に失敗し、それ故に法人事業形態を優遇し、富裕者の致富を促している。超過利潤税はその代用物の役割を担っていたが、多くの技術的欠点と行政的煩雑からとうてい維持に耐ええない。かくして適正な留保利潤課税が施される必要がある。

この事は、決して二〇年代に至り始めて了知されたものではなく、既に一三年の所得税施行当初より了知されてい

たものである。しかし第一次大戦は一方に重税を、他方に巨大な富の集積を生み出した。その中で本来富の不平等分配を是正し、再分配機能を果たすはずの個人所得税、法人税は何ら有効に機能せず、むしろ課税の不平等を生み、富裕者を優遇するに至った。<sup>(16)</sup>ここに観念的ではなく、現実的にも「法人—株主」課税の再検討を促す条件があったと言える。大戦後に財務省や連邦議会のみならず、学界や民間団体においてこの問題が広く論じられたのは、そのことの一つの左証であらう。<sup>(17)</sup>

- (一) Adams, (A), p. 25. しかし他所で彼は、「法人課税とハートナッシュ及び個人課税の調和は、累進所得税の最も significant な (一) かつ最も important (二) はなう」問題である」との表現も用いている ([C], p. 969.)。
- (二) Adams, (A), pp. 24-25. cf. (C), pp. 969-970.
- (三) Adams, (C), p. 970.
- (四) Adams, (C), p. 970. 同旨を別になわく、「多数の富裕者が彼の財産を法人化し、持株会社が所得を受取り、そして消費したいと望む所得の一部のみを所有者に分配することにより付加税を回避してゐる」と (Adams, [B], p. 533. see also *ib.*, p. 540.)。
- (五) Adams, (B), p. 533.
- (六) Buehler, *op. cit.*, pp. 8-9. See also Adams, "Immediate Future of the Excess Profits Tax," 10 *Am. Econ. Rev.* (*Supp.*) 16; "Should the Excess Profits Tax be Repealed?" 35 *Q. J. Econ.* 363 (1921), rpt. in Bullock, *op. cit.*, pp. 943-967. esp. p. 966-967.
- (七) Adams, (A), p. 26; Buehler, *op. cit.*, p. 6.
- (八)(九) Fairchild, (D), pp. 785-786.
- (10)(11)(12) *Ibid.*, p. 789.
- (13) *Ibid.*, pp. 789-791.
- (14) Fairchild, (E), p. 158.
- (15) See Buehler, *op. cit.*, p. 7.

(16) 例えは、前出の *Annual Report of the Secretary of the Treasury for 1921* の他、National Industrial Conference Board, *National Association of Credit Men, Chamber of commerce of the U. S.* の各報告書が問題点を論じ、各種の提案を行つてゐる (Adams, "The Excess Profits Tax," rpt. p. 966.)

## 二 留保利潤課税の具体的方式

留保利潤課税の必要性を強調する点で、アダムズとフェアチャイルドは同一の立場に立っていた。次に両者の具体的提案の内容を検討したいと考へるが、その際、両者は顯著な対比を示してゐる。そして、その対比は両者の依拠する所得税視及び「法人」税視の対立と分ち難く結びついてゐるよう思われる。そこで具体的提案の内容を検討する以前に両者の提案に含まれるイデオロギーとも言うべきものを抽出し、しかる後具体的提案の内容に立ち入ることにしよう。

### 一 アダムズの提案及びその前提

(一) アダムズは、(1)貯蓄所得は理論的には非課税又は優遇課税されるべきである、(2)法人は独立の課税主体である、という二つの前提を定置してゐるよう思われる。

前者に関して彼は言う。「我國の最優秀の法人はおそらく我々の最大の且つ最も効果的な貯蓄者であろう。注意深くみると、一九一七年だけで法人の未分配利潤は五ビリオンダラーを超え、実際にそれらの凡てが生産的産業に再投資されている。このファンデに一般所得税で認められた重い付加税 (super-tax) を適用することは、非常に深刻な問題をもたらずであろう」。「理論的には、即ち『長期的』という言葉で意味されるが、貯蓄所得は、付加税より完全に免除されなくてもほとんどそれに等しくされるべきである。この原則に従えば、普通税以外の何物も法人に賦課される

べきではない。即ち、法人の分配所得は株主のもとで付加税に服し、未分配利潤は貯蓄所得として実際上免税される資格を有するからである。しかし、連邦議会は今もこの理論に従おうとはしない。注目すべき重い付加税が、貯蓄されたか消費されたかを問わず大所得の上に残されている。<sup>(3)</sup> かかる付加税が残されている限り、法人に関する実際的問題は満足に解決されえない。然り、問題が誤りより出発しているからである。その最初の前提が誤りである。それ故、如何なる解決策もその誤謬を分有せねばならないのだ<sup>(4)</sup> (傍点―島山)、と。

彼の前提に従うと、留保利潤は貯蓄所得であり、「理論的」には非課税とされねばならない。では、何故に彼は留保利潤課税を提案するのか。「しかし、雌がちょう用のソースは雄がちょう用のソースでもあるべきである。単独事業者及びパートナーシップは、法人と同等の特権を享受してはならないのか。不幸にして、我々はこの質問に軽々しく肯定的に解答することはできない。あらゆるビジネスマンに対して、所得税は彼の事業より回収された額にのみ適用される、と告げることは、所得税の生産性を著しく損う。更に、もし法人、パートナーシップ及び活動的ビジネスマンは消費のために回収された額に対してのみ課税されるべきであるとするとすれば、我々は再投資又は貯蓄された凡ての給与及び他の個人所得をも免税とすることを論理的に強いられるであろう……」<sup>(5)</sup> (傍点―島山)。即ち理論的には法人の留保所得は課税されてはならない、しかし他のビジネスマンや給与所得者の貯蓄所得までも免税とすることは歳入調達の必要上とうてい問題となりえない、してみれば残る公平課税を図る論理的手段は理論的な節を曲げて法人留保所得に課税する他はない。かくして「財政的、必要は、―そして論理的にもまた然り、と私は個人的に信ずるが―、再投資されたか否かを問わず凡ての利潤への課税を要求する。簡単に言えば、法人の未分配利潤は、もしその利潤が株主に分配されたなら適用される税率で課税されるべきである」<sup>(6)</sup> (傍点―島山)。彼はここで、未分配利潤課税は「論理的」要請であるとしている。しかしその内容が、せいぜい、他のビジネスマンや給与所得者の貯蓄が課税される以上

法人貯蓄も課税されるべきである、という程度のものにすぎない事は明らかであろう。しかして前者が財政的の必要によつてしか根拠づけられなかつた以上、法人未分配利潤課税も財政的の必要から消極的に根拠づけられているにすぎない。そしてこの「理論」と「論理」の違背が、次に見るように彼の提案を非常に曖昧かつ妥協的なものにしてしまつてゐるのである。

次に、後者に関して彼は言う。「英国、合衆国及びその他の諸国に存するがごとき所得税の二元的構造（即ち法人税—個人所得税構造—崑山）は偶然ではない。それは単に源泉徴収の副産物ではない。それは、法人及び他の business unit は事業を営む地域において利益を享受し unit として競争していること、個々の business unit における利益所有の状況を確かめるのは不可能であること、business entity は個性性を有しそれ自身が支払能力を有すること並びにこれらの事実からして business entity は何らかの方法及び範囲でそれ自身税を支払うべきであること、等の多かれ少なかれ不完全ながらの承認なのである」と。

注目さるべきは、ここで彼がはっきりと所得税制における法人の独立的存在の意義を認め、法人課税の根拠を受益説に求めている点である。即ちこの視点は、法人税を単に個人所得税の付属物（源泉徴収制度）とみなし、法人税固有の位置づけと機能の分析を放棄して来た従来の租税理論を凌駕したアダムズの先見的立場を示すものとして、積極的に評価されてよいであらう。<sup>(8)</sup>彼のこの主張は、第一次大戦期において法人税（含超過利潤税）が個人所得税の源泉徴収としてではなく独自に巨額の歳入を調達し、税制上独立の性格と機能を有するに至つた、という税法（制）発達史上の現実と、巨大産業の現出と株主の地位の零落によつて、法人がもはや単なる株主の寄せ集めからそれ自体分離した独自の存在性を有するに至つた、という株式会社発達史上の現実への直面から、それに即応した理論構成への脱脚をめざしたものであるといふことができるように思われる。

(1) また「法人利潤の完全分配にプレミアムを与えることは得策ではない。我々は、法人がその利潤を事業に貯蓄し、再投資し、すきかえす (plow back) 事を望んでいる。我々は、高度の付加税を法人によってなされた貯蓄に適用するのは望ましくないという事を承認する。貯蓄、再投資は有益である。それは事業の活力である」(Adams, [C], p. 971.)、とも述べる。

(2) Adams, (B), p. 25.

(3) この点については、「現行の付加税は、大部分が、今日及び従来、長きにわたり成功裡に回避又は遁脱され続けてきた。高い付加税は、我々がそれを貯蓄又は再投資された所得に適用しようと試みる限り、回避又は遁脱され続けるであろう。現在の付加税がいかなる目的にとつてもあまりに高すぎる、ということは考えられうる。現在の付加税があまりに高すぎて、所有者が使用を禁じ、事業の危険にかけた所得に適用されることなどできない、ということは全く確定的だ。それは一般的にも、また貯蓄及び再投資された所得に適用される場合にも、根本的に引下げられねばならない。もし我々が累進所得税を保持するのならば、我々は貯蓄所得の全部又は一部を付加税から免除するか、又は所得に対する付加税を消費に対する税に置換しなければならない」と、他所で述べる (Adams, [C], p. 972.)。

(4) Adams, (B), p. 544.

(5) Adams, (A), p. 25.

(6) *Ibid.*, p. 26.

(7) Adams, (B), p. 543. See also, (C), p. 975.

(8) 例えば、P. Studenski, "Toward a Theory of Business Taxation," 48 *J. Pol. Econ.* 621, 622, 627 (1940). がこの点を指摘する。なお、吉國『法人税』八一―九頁も参照。

(二) さて次の問題は、アダムズが以上のような前提から納得のゆく合理的な留保利潤課税方式を導き出し得たか否かにある。

彼は「法人―株主」課税案としては、(1)五、六%の法人付加所得税、(2)法人に二〇、二五%の課税をなし更に株主の全(配当を含む)所得に課税し、しかる後個人所得税額のうち二〇、二五%を控除する、(3)みなし配当(constructive

Dividend)方式により株主に全額課税、(4)投下資本額に対する留保利潤の割合に応じた又は他形式による累進留保利潤税、の四つをあげ、各欠点を指摘する。即ち彼の法人實在説的観点よりすれば、法人税は個人所得税の源泉徴収ではありえないから(2)がまず否定され、更に(3)(4)は法人貯蓄に課税すべきではない、という彼の言う「理論」に抵触するが故に「実業家の深い、しかし多くの点で正当な憤慨」を惹起する。かくすれば、彼が「最も害毒が少なく」最も便宜的且つもっともらしい解決策」とするのは(1)以外にありえない。しかし、この五、六%の法人付加所得税は「法人―パートナ―シップ―個人事業」間の税負担格差を若干是正することにはなっても、結局のところ「株主―株主」、株主―パートナ―個人間の税負担格差を何ら是正しない。即ち、法人税率以上の付加所得税率に服する富裕株主の利潤留保による付加税連脱を防止しえない。これは、アダムスの自認することく、「間接的負担において小株主にはあまりに重く、個人付加所得税を回避するために法人という方法の貯蓄をなす富裕株主にはあまりに軽い妥協である」と言うことになる。しかし、アダムズは彼の提案を「原則のいくらかの妥協が不可避であり且つ「少なくとも簡潔平明であるというメリットを有する」として弁護して済ましている。

彼は現実認識を根拠に法人独立課税主体説より出発した。彼がアメリカ電話会社を例にして法人自体に対する課税は株主に対する課税ではない、とした点は明らかに正しい。しかしもし法人独立課税主体説への固執が「法人―株主」課税においても法人自体への課税以外を認めない立場に連なっているとしたなら、そこでは「法人―株主」課税問題の（おそらくは最も）重要な側面は軽視され放置される結果が助長された、という点が留意されなければならない。へ「法人―株主」課税（アダムズの言う未分配利益課税問題も当然ここに含まれる）はあくまで法人税と個人所得税の交錯の中に生じるのであり、法人税の独自の役割が認識されつつ常に担税力に応じた課税という個人所得税原理が討議されなければならないからである。その点で、法人独立課税主体説を根拠に個人所得税原理を完全に締め出すのは方法

論、問題認識として誤りであるとされねばならない。アダムズは意識的にそのような論議を展開した訳ではないにしても、各所にその安易な援用が看取されるのである。

- (1) Adams, (B), pp. 544-545.
- (2) *Ibid.*, pp. 545-546.
- (3) *Ibid.*, p. 546.
- (4) パートナリーシップ方式については、次のようにも述べる。「この解決法は何度も提案されたが、常に拒否された。この拒否は、この解決法がやかいで膨大な事務的調整及び還付額を含んでいるという事実に基づいていない。提案は、連邦議会及び人々がこの国の法人によって毎年影響される巨大な貯蓄額に五〇%の付加税を適用するという光景に立ちあいたがらないが故に拒否されてきたのである。私はこの声明を繰返えそう。我々は、それが行政的に煩雑だからではなく、論争に正面から面した時、我々は法人利潤の完全分配にプレミアムを与えることは得策ではないと結論したが故にこの問題の敢密な解決法〔即ちパートナーシップ選択課税方式―畠山〕を拒否する。……〔以下本稿三一頁註(一)に続く〕」(Adams, (C), pp. 970-971.)。アダムズは、行政的煩雑さではなく、端的に資本蓄積の観点からパートナーシップ課税方式を否定するのである。
- (5) Adams, (B), p. 546. 彼によれば、もともと四つの提案のうちいずれかの選択は、choice between these evil alternatives でしかなく (*ib.*, p. 546.)。
- (6) *Ibid.*, p. 548.
- (7) なお彼は(1)を選択する以前に、貯蓄所得に対する個人付加税率が最高二〇%に引き下げられるならば、法人貯蓄(留保利潤)に対する二〇%課税も可能であるとすることが(これは彼が財務長官ヒューストンに提案し、ヒューストンが二〇年に連邦議会に勧告したものに一致する〔本稿前出二九六頁。Buehler, *op. cit.*, pp. 910.〕)、もし付加税率が現在の二〇%と四〇%前後に維持されるならば、四〇%の留保利潤税を課することは全く不可能であるとして(Adams, (B), p. 547.)。
- (8)(a) *Ibid.*, p. 548.
- (10) *Ibid.*, p. 546.

## 二 フェアチャイルドの提案及びその前提

(一) 現実的解決策を望んだが故に立場を曖昧にし、且つ妥協的な課税方式しか提示し得なかつたアダムズに比較し、フェアチャイルドの提案はあくまで論理的に構成されたもので、そこに理論的牙えとも言うべきものを示している。

さて、フェアチャイルドは次の前提より出発する。「連邦税法系の基礎は、現在もそして将来もおそらく必ずや個人所得税であるであろう。法人利潤課税は個人所得税に基礎を置く恒久税法系に丸味をつけるために存すべきである。課税正義に関する凡ての問題は最終的に個人納税者に降下してくるのでなければならぬ。法人課税は、投資家及びその他の利害関係人の担税力にまで到達することを目標に存在すべきである。この点で現行税法系は完全からは程遠い<sup>(1)</sup>」。彼の立場は明快である。即ち彼は、アダムズが法人独立課税主体説のもとに一括捨象した株主個人の担税力に執着し、そこに累進個人所得税を厳密に適用すべきであると主張するのである。「所得税の最大の長所は、他のいかなる税にも増して政府の負担を市民の間に支払能力に応じて分配するために依拠しうるといふ点にある。いかなる他の税もこれをうまくなし得ない。しかし、この結果も所得税の人的性質が維持される限りにおいてのみ達成されるのである<sup>(2)</sup>」。この人的性質は当然へ法人―株主<sup>(3)</sup>課税においても維持されねばならず、そのための一手段が法人課税なのである。

さて、法人税制は従来個人の受取配当に対する普通所得税の源泉徴収として機能してきた。即ち個人の受取配当は個人普通所得税を免除された。この受取配当控除方式は、彼によれば、確かに財産税の二重課税を防止するものとしては優れていたが、所得税にそのまま適用するのは正しくない。即ち所得税は人的控除と累進税率を有することから、受取配当控除は株主間に不正義をもたらす<sup>(4)</sup>。彼はそれを詳かく例示するが、要するに(1)低所得株主の人的控除の権

利が失われる、(2)法人税率が普通所得税率より高いことから配当所得は高い普通所得税を課される<sup>(5)</sup>の二点である。では最善の解決策は何か。彼は、そこでアダムズが拒否した法人税全廃論<sup>(6)</sup>を直截に主張する。「最も簡明な解決策は、法人所得への課税を完全に中止し、個人所得へ全配当を含めることである<sup>(7)</sup>」。しかし言うまでもないことながら、法人税を廃止すれば法人の留保利潤は全く課税されないことになる。かくしてこの隘路を打破するために提案されるのが、彼の留保利潤課税に他ならない。

(一) Fairchild, (D), pp. 785-786.

(二) Fairchild, (E), p. 154. 更に同旨をいわく、「所得税に関する最も基本的事項はその人的性質である。もしこの税が我々の歳入体系の基本として奉仕すべきだとするなら、それは必然的に嚴格に個人所得税たることを保たねばならない」(ibid.)と。

(三) *Ibid.*

(四) Fairchild, (D), p. 786 ; (E), pp. 154-155.

(五) Fairchild, (D), pp. 786-788 ; (E), pp. 155-157.

(六) Adams, (B), p. 543.

(七) Fairchild, (D), p. 788 ; (E), p. 157.

(二) 彼の留保利潤税案は次のようなものである。<sup>(1)</sup>その目的は、(a)へ法人への投資家―パートナーシップ―個人との間に正義を生み出し、(b)政府に未分配利益からの公正な歳入を確保させる点に存するのであって、(2)決して法人利益の分配を強制したり、利益の事業への返還 (putting back) を処罰するためではない。<sup>(2)</sup>(3)法人の未分配所得は個人、パートナーシップの未分配所得と等しく課税される。(4)凡ての未分配所得は少くとも個人所得税の普通税率又は最低税率を課されなければならない。(5)しかし大部分の株主はより高度の税率に服するのが当然であり、この最低税率は法人未分配所得のうちのみ適用される。(6)(a)税率は投下資本に対する未分配所得の割合に応じた累進税率

とされるが、目標は同時に分配を強制することなく税を免がれるための配当の留保 (withholding) を処罰することであり、また留保を許される額はおおまかに投下資本額に比例し、合理的留保額には最低税率のみが適用され、それ以上が累進税率とされる。(6) (b) 小規模法人には緩和措置が施こされる。<sup>(3)</sup> このように税率は簡潔性を犠牲にしても公平の実現に合致するよう二本立てとされている。<sup>(4)</sup> (7) 小規模法人は個人、パートナースhipより不利に課税されぬよう個人所得税の最低税率が適用される。

かくして彼はこう結論する。「私は、このプランが現在の法人税及び超過利潤税に対する公正な代替物を提供し、必要以上に法人の取締役による最も賢明な事業経営に干渉することなく、政府には合理的歳入を、多種の納税者には正義を、という目標を達成するものと信ずる」<sup>(5)</sup>と。

彼の提案を若干検討しよう。彼はまず個人所得税を恒久税体系の根幹とし、端的に法人税の全廃を主張した。しかし留保利潤課税の必要性から結局法人未分配所得税なる法人課税の設置を認めた。このように個人所得税一元化が慣き得なかつた点が第一に留意さるべきである。しかしフェアチャイルドにおいても、法人課税は「個人所得税に基礎を置く恒久税体系に丸味をつけるため」に存在することを許されるから、第二の問題は、その「法人課税が投資家及びその他の利害関係人の担税力にまで到達すること」に成功しているか否かにある。しかし、彼の提案もまた「法人パートナースhip個人事業」間の課税不平等の是正を目的としたもので、〈株主―株主〉、〈株主―パートナ―個人〉という個人々々における課税不平等問題を捨象していることが指摘されうる。即ち、彼の提案のもとでは同額の所得を有する法人とパートナースhip・個人事業の税負担は同額となる。<sup>(6)</sup> しかし、法人に賦課された未分配所得税は内部的には株主の持分に比例した平等な負担となるものと思われるから、高度累進付加税を利潤留保により免れて高い所得株主に有利である。これはアダムス提案の場合と同じ不合理に他ならないが、これは彼が自認するように、

「個々の株主の事情が考慮されずに法人、自体に課税される限り避け得ない」(傍点—島山)宿命と言わざるを得ない。フェアチャイルドは個人所得税を税法系の中心とすべきことを主張したが、もはや現存する法人の意義と役割とを税法上完全に否認することは不可能であり、法人の存在とそれに対する課税を通じてしか公平課税の実現を語ることはできなかつたと言えよう。そしてそのことは「法人—株主」課税の完全な解決を不可能にせざるを得ないものであつた。この点においてアダムズとフェアチャイルドは、一方は法人税存続を主張し他方は端的な廃止を主張したが、法人存在に独自の意義を与え、それに対する課税の独自の意義を論じている点において、実はきわめて類似しているという言い方も許されよう。第三に(第二点に結びつくが)、彼の提案では法人の規模の拡大に伴つても税率は累進的に増進することとされているが、大法人の株主が常に高所得者ではなく、小法人の株主が常に低所得者ではない以上、大法人の株主に一般的に重く課税するのは、これまた彼の自認することく「巨大法人の多数の小投資家に重大な不正」をもたらすこととなる<sup>(8)</sup>。このようにして彼の提案もパートナーシップ課税方式のもつ完全性にはほど遠いと<sup>(9)</sup>言わざるを得ない。第四に、それではこの未分配所得税を、多くの利潤を留保する法人に累進的に高い罰則税を課すことにより配当を強制し、配当がなされた段階で公平に付加所得税を課することを目的としたものと解することはできないであらうか。このような手段の選択は一般に可能である。しかし、彼は再々にわたり未分配所得税の目的は配当強制にはないことを強調し、その可能性を自ら否定している。結局、彼は付加税連脱の原因である利潤留保行為には目をむけず、事後的な課税調整のみによって公平課税を図らんとしているのである<sup>(10)</sup>が、それは彼が「税法は最良の事業判断の行使に必要な以上に干渉すべきではない」として二〇年代の常識に従っていることの現れであらう。

(1) 以下は Fairchild, (D), pp. 791-794. に于て。

(2) この点は彼の強調してきまなごといひゆる<sup>(9)</sup>。 Cf. Fairchild, (D), p. 158 ; Baehler, *op. cit.*, p. 12.

(3) 彼の提案する税率表を参考に掲げよう。

投 下 資 本	投下資本に対する未分配利益の割合 (%)			
	10	20	30	40
100万ドル以下	10	20	30	40
100万ドル以下	10	25	40	50
1000万ドル以下	10	30	50	50
1000万ドル以上	10	30	50	75

(Fairchild, [D], p. 974 ; id., [E], p. 159.)

(4) Fairchild, [D], p. 792. この点はアダマスが簡易平明のために公平を犠牲にした (Adams, [B], p. 548.) のと対照的である。

(5) Fairchild, [D], p. 798.

(6) See *ibid.*, p. 794.

(7) この点から法人留保利潤課税の難かしさを指摘したものととして、例えば、E. F. Donaldson, *Business Organization and Procedure* (N. Y. et al. : McGraw-Hill, 1938), p. 133 ; H. L. Jome *Corporation Finance* (N. Y. : Henry Holt, 1948), pp. 555, 559. 等を参照。

(8) 以上の事情を説明して彼は次のように述べる。「富裕者は、法人投資による未分配利益に対する税負担を、彼が個人事業又はパートナーシップのかかる利益に対して支払うものに比較して減少させる機会をもつ。これは、未分配法人利益に対する税に対して提案された税率が現行法における個人所得税率程に高くはなっていないからである。提案税率は妥協である。税率は、巨大人における多数の小投資家に対する重大な不正なものはそれ以上高くされ得ない。かかる差別は、個々の株主の事情が考慮されずに法人自体に課税される限り避け得ない。提案税率は凡ての株主階級にとり全体的にはかなり公平だと信ぜられる。……「高所得に対する個人所得税の」最高税率が全く普通に遁脱されていることは良く知られている。法人に対する税をあたかも凡ての利益が個人的 (Personal) であるかのごとく凡ての株主に同等に影響するようにするための可能な方法は存在しない。ここで

提案されたプランは、実際に現在の個人所得及び法人税法体系以上に個人的正義の方向へ一層歩を進めたものである」(Fairchild, [D], pp. 796-797.)。

(9) 彼自身、「法はある会社に対してパートナーシップと同様に取扱われるべきである。この選択は、株主一人一人パートナー間の絶対的平等を生み出すだろう。これは第一に提案されたプランに優る長所を有する」と述べている(*ibid.*, p. 797.)。

(10) そもそも「配当を強制することなく、しかし同時に税を免れるための配当の留保を処罰する」(*ibid.*, p. 792.)<sup>1)</sup>ということが可能かどうかが問われなければならないように思われる。

### 三 小 括

アダムズとフェアチャイルドは法人税観に関しては全く対照的な前提から、今日的に言えば法人実在説と法人擬制説の立場から各々出発した。その帰結は如何なるものであったか。アダムズは法人利潤全体に対する五、六%の法人付加税を、フェアチャイルドは高度の累進税率よりなる留保利潤税を提案した。ここに両者の前提の差異が具現しているという言い方は許されるかもしれない。しかし、法人税全廃を主張したフェアチャイルドにしても未分配所得税という法人課税の必要性は認めざるを得ず、これはアダムズが改善の案とした二〇%の留保利潤税と税率においてのみ異なるものである。<sup>2)</sup> そうすれば、両者の出発点の差異にもかかわらず具体案を近づけることは可能なように思われる。<sup>2)</sup> むしろ両者の結論の差異を導いた要因は「貯蓄、再投資は有益である。それは事業の活力である」、「我国の最優秀の法人はおそらく我々の最大且つ最も効果的な貯蓄者である」、「理論的には貯蓄所得は、付加税より完全に免除されなくてもほとんどそれに等しくされるべきである」として曖昧且つ妥協的にしか留保利潤課税を位置づけなかったアダムズと、「所得税の最大の長所は、他のいかなる税にも増して政府の負担を市民の間に支払能力に応じて分配

説 するために依拠しうる、という点にある。しかしこの結果も所得税の人的性質が維持されうる限りにおいてのみ達成されうる」として法人留保利潤への課税をむしろ積極的に主張したフェアチャイルドとの間の所得税の役割についての認識の差違、政策的志向方向の差違に存するのではあるまいか。<sup>(3)</sup>

しかし、この点についても本稿はアダムズとフェアチャイルドの各種の論稿を広く渉獵した訳ではないので、早急な判断を下す愚を避けたいと思う。本稿が客観的に明らかにしうることは、両者の提案が当時あってどのよう<sup>(4)</sup>に感応受容され、且つその時期が如何なる時代的特色を有していたのか、ということであろう。アダムズの提案は具体化された。但し税率は彼の主張した五、六％ではなく、二、三％ではあったが、<sup>(5)</sup>それ故アダムズの提案は二〇年代という時代が包摂しうるものであった。また彼の提案は単なる技術的思考ではなく、基本的租税観というべきものを十分に反映したものであった。そこで二〇年代に支配的だった租税観もまたアダムズのそれと異質ではなかった事が窺知されるのである。しかしそれ故に、アダムズの危惧したごとく、二〇年代税制が「小株主にあまりに重く、富裕株主にはあまりに軽い」ものではなかったか、という疑問は依然として残っているのである。では、アダムズの提案を受容した二〇年代という時期は如何なる特色を有していたのか。その解答の一部は次節で与えられるであろう。

一方、フェアチャイルドの提案は、主としてその投下資本額の確定に伴う技術的難点が克服されなかった事にもよるが、<sup>(6)</sup>遂に実現には至らなかった。彼の主張する未分配所得税の議会における推進者はジョンズやサイモンズをはじめとする民主党、共和党の進歩派であった事は既に見たとおりである。それらの主張は、付加税逋脱を防止し公平課税を図るものとしてよりも、むしろ法人の健全な事業判断に干渉し、法人拡張の資金源である留保利潤を奪掠するものと評価され、そして常に反対され続けた。<sup>(7)</sup>しかしその提案は一九三六年に至り同じ姿で浮上する。そしてその具体的過程とそれを取り巻く状況は本稿の第三章で明らかにされるだろう。

- (1) そしてこの点で、両者とも「株主—ハートナー—個人」間の公平課税に失敗していた。
- (2) この点からも、問題解決の際に法人実在説、擬制説の立場をあまりに強調することは不当のように思われる。
- (3) むしろ常に問われるべきは、基本的租税観や政策的志向の質であろう。それは税法や租税政策を論ずる際の「原点」とも言うべきものであると思われる。
- (4) 彼の提案が具体化されたのは二一年法であるが、この場合には、超過利潤税の廃止という事情が強く働いたと言うべきである。しかし二四年法においてはジョンズ議員の果進未分配利益税は結局否決されたが、その代替として法人税率が二・五%に及び法人資本税が維持されたことは確かである (Kahner, *op. cit.*, pp. 411, 418)。
- (5) See Farchild, D), pp. 798-799 ; *id.*, (D), 160-170 (Discussion).

### 第三節 二〇年代法人税制と経営財務の関係等

さて、これまで一三年の所得税法施行以来二〇年代の後半に至るまでの法人税制の制度的、立法的な諸特徴を検討してきた。そこで次には、それらの税制がアメリカにおける株式会社発展史、更には広く資本主義全体の発展史との関連で具体的に如何に機能し、それ故如何に位置づけられるべきか、という問題が残っている。しかし、現在の私はそれらの問題を広く社会過程全体との関連で論じる能力も資料も欠いている。そこで、ここではその輪郭を明らかにするために、その最も特徴的な一面を抽出しヒントに替えることにしよう。即ち、そこで明らかにするのは二〇年代の法人税制の全くの無効性とそれに対応した企業金融構造の際立った特色である。その総反省形態が三〇年代のニューディール税制に他ならない。その意味で、本節は本第一章の結びであるとともに第二章への橋渡しの役割を果すものである。

## 一 二〇年代の株式会社の構造

1 *Eisner v. Macomber* 判決の歴史的意義

さて、*Eisner v. Macomber* 判決を再度取り上げ、ここでは特にそこに示された「法人—株主」関係を中心に判決の意義を検討することしよう。多数意見は、株式配当の所得性を論ずるにあたり、「形式ではなく、その実体を直視」すべきことを強調し、更に株式配当が所得たるためには持分が明確に法人の財産より分離し、株主の用途と受益に充てられうるものでなければならぬ<sup>(2)</sup>、としたのであるが、続けて次のように述べていた。

「我々は暴露された本質的な真実を無視し、法人と株主間の実質的差異を捨象し、完全なる組織を実在しないかのごとく扱い、しからざる場合に株主をパートナーのごとく看做し、しからざる場合に彼らが会社財産への参加の権利を平等に有するかのごとく扱い、実際には受取り又は実現しないにもかかわらず彼が会社利潤持分を受取り又は実現したかのごときフィクションに拘泥することはできない。我々は法人を株主から分離した substantial entity<sup>(3)</sup> として取り扱わねばならない」<sup>(3)</sup>。

では、最高裁多数意見の言う「本質的真実」とは如何なるものであったのか。

「清算の場合を除いて、又は配当が宣言されるに至るまで、株主は通常企業 (Common enterprise<sup>(4)</sup>) から資本又は利潤のいかなる部分も回収する権利を有しない。逆に、彼の利益 (interest) は、可分か不可分かを問わず、いかなる部分ではなしに会社全体の資産、事業及び業務に属する。それは資産自体の中における所有者の利益 (interest) となるものでもない。というのは、会社は全部について完全な資格 (title)、即ち法律的及びコモンスロー上の資格を有するからである。株主は上記の付随的権利 (incidental right) とともに企業に利用されている資産の所有権を有する。しかし彼は株主としても回収の権利を有せず、僅かに企業の危険に服しつつ及び彼の報酬 (return) を唯、配当のみ頼りつつ頑張る (boast) 権利を有するにすぎない。もし彼が会社より関係を断ちたいと望むならば、彼はそのことを彼の株式を売却することによってのみなしうる」<sup>(4)</sup>。

「もし利潤が造出されたがしかし配当されない場合、それは「利潤と損失」「未分配利潤」「剰余金勘定」、その他、の項目のもとの加算簿記債務 (additional bookkeeping liabilities) を形成する。しかしながら、これらのうちいずれも機関としての株主 (stockholders as a body) に、ましてやそれらのうちのいかなる者にも、取締役が配当がなされるべしと決定し、そのために通常の資金より分離される会社資産部分を決定するに至るまでは、且つそれなくしては、継続企業に対する特定金額の請求権又は継続企業中のいかなる資産の特定部分若しくは株式に対する権利を与えるものではない。」

*Eisner v. Macomber* 判決の歴史的な意義とは、おそらく、上記のごとき実体把握を前提に、税法上も「法人を株主から分離した substantial entity として取り扱わねばならない」とした点に求められるだろう。既に一八七〇年の *Collector v. Hubbard* 判決中に示されたように、株主よりの法人の分離と独立化は株式会社法上は既成の事実であった。<sup>(6)</sup>しかし、税法上は租税政策的考慮から、corporate entity の原則的承認の上に impersonal entity 的取扱いも同時に承認されてきた。たとえば、不当留保利益税、personal service corporation 課税、合同申告制度、あるいは税法適用の際の法人格否認等である。<sup>(7)</sup>*Eisner v. Macomber* 判決はこれらの具体的措置の妥当性に言及することなく、専ら「法人の株主よりの分離」という「暴露された本質的真実」を強調した。*Eisner v. Macomber* 判決はこれらの措置に対して大きな制限を課したことになるであろう。<sup>(8)</sup>さて、ここではこの判決の個々の論点に入ることなく、鳥瞰的な立場からの批判的な観点を、二、三、提示するに留めよう。第一に、多数意見は確かに株主の紛う方なき無権利状態を明らかにしはしたが、当然のことながらそれに何らかの解決策を示した訳でなく、専ら税法上もかかる状況を是認すべきこと、即ち現時点での株式会社構造をそのままに承認すべきことを説示するに終っており、その点で一般大衆の焦躁感を逆撫でにしたものでしかないことである。第二に、多数意見は「形式ではなく実体を直視」すべきことを強調したが、そこにおける実体把握ははたし

て十分なものであろうか。即ち株式配当ははたして株主に何物もたらさないのか。キャピタル・ゲインは発生しないのであろうか。<sup>(10)</sup> また株式配当は現金配当の後に新株引受権を行使した場合と実際にどれほど違うのか。<sup>(11)</sup> この点に対する多数意見の解答は十分でないばかりか、単に持分の未分離と配当請求権の不存在がその理由とされているにすぎない。第三に、多数意見は、法人が *substantial entity* であるというのは「暴露された本質的眞実」であるとするが、これは大法人と中小法人、富裕株主と大衆株主を不当に同一視し、パートナーと株主の地位を事実以上に区分視する画一的把握ではないのかとの疑問がある。第四に、株式配当課税及び留保利潤課税の放棄が株式を多量に保有し、法人の経営財務を支配する富裕株主を優遇し、更に遁脱の機会を与えるのではないか、という危惧が存する。株式配当を全く非課税とすることは、それがいかに緻密な理由付けに基づいていようと、一般大衆の課税正義の感覚にマッチするものではないであろう。<sup>(12)</sup> 即ち「判決は疑いもなく各々の理論的、実務的公平の観点から見ても正当である。しかし……判決に対する人々の苛立ち<sup>(13)</sup>」を引き起こさざるを得ないものであり、むしろ人々に留保利潤課税の必要性を一層強く印象付けるだけに終るのではなからうか。<sup>(14)</sup>

以上を要約すれば、*Eisner v. Macomber* 判決は確かに一方で大衆株主の無権利状態と法人の株主よりの分離・独立立という眞実を暴露した。しかし他に、更に暴露されるべき多くの眞実が存在したのではないのか。判決(多数意見)は前者については繰り返しこれを強調したが、後者の点は法人が *substantial entity* であるということを強調するあまり不問に付されてしまった。しかし後者の暴露を伴わない前者の確認だけでは、結局一般大衆には何物ももたらされないものであった。*Eisner v. Macomber* 判決は巨大法人をますます一般大衆から遠ざけ、そのフィクションの背後で富裕者が自らの致富の手段としてそれを利用することを許した。<sup>(15)</sup> それはまさに二〇年代という時代が望んでいた判決であったと言ってよいであろう。

- (1) 252 U.S. 211, 64 L. ed. 530.
- (2) 一般に分離説 (separation or segregation test) と呼ばれる。その内容は、所得税を有するためには条文に示されたとおり、derived-from-capital, 「即ち受領者(納税者)により彼の分離した用途、受益及び処置のために受領又は引き出された (received or drawn) もの、それが財産より派生する所得である」とするものである。そして株式配当について見れば、「株主は会社資産より彼の分離した用途と受益のための何物も受取っていない」(ibid., p. 211.) 「株式配当は会社の財産を実際には何ら減少させず株主の財産に何物をも付加しないばかりではなく、株式配当により立証された従前の利潤留保は、なるほど彼の資本の増加故により富裕ではあるが、同時に彼が取引においていかなる所得をも表現しないし、また受領しなかったことを示すものである」(ibid., p. 212.) とするものである。この判決内容の適切な要約に関しては、竹内昭夫『剰余金の資本組入れ』(一六九頁以下、一九六二年、東大出版会) R. Magill, *Taxable Income* (N. Y. : Ronald, 1938), pp. 31-36. を見よ。
- (3) 252 U.S. 214, 64 L. ed. 531.
- (4) *Ibid.*, ea. pp. 208-209, 529.
- (5) *Ibid.*, ea. p. 209, 529.
- (6) See, e. g., *Ballantine on Corporation*, rev. ed. (Chicago : Callaghan, 1946) p. 550 et seq ; *Stevens on Corporation*, 2nd ed. (St. Paul, Minn. : West, 1949), p. 442 et seq ; A. S. Dewing, *The Financial Policy of Corporations*, 5th ed. (N. Y. : Ronald, 1953), p. 91 et seq. ; H. G. Guthmann & H. T. Dougall, *Corporate Financial Policy*, 3rd ed. (Englewood Cliffs, N. J. : P. H.) pp. 513-514.
- (7) Cf. Ballantine, "Corporate Personality," 34 *Harv. L. Rev.* 573, 573-579('21) ; G. E. Cleary, "The Corporate Entity in Tax Cases," 1 *Tax. L. Rev.* 3, 4(1945) ; E. Seligman, "Effect of the Stock Dividend Decision," 21 *Colum. L. Rev.* 313, 321-323 ('21).
- (8) Ballantine, *op. cit.*, p. 580 ; Cleary, *op. cit.*, p. 5.
- (9) 本件に関する多くの文献については、Magill, *op. cit.*, p. 47, n. 81. の他に、D. Kehl, *Corporate Dividend*(N. Y. : Ronald, 1941), p. 335, n. 81 ; Mertens, *Law of Fed. Inc. Taxation*, vol. 1 p. 600 et seq., 601, n. 69. 竹内・前掲書、一六九頁以下、等を見よ。

- (10) この点の批判については、E. H. Warren, "Taxability of Stock Dividends as Income," 33 *Harv. L. Rev.* 885, 886-888 (1920). 参照。
- (11) ブランドイス裁判官の反対意見 (252 U. S. 224, 64 L. ed. 535-536.) 参照。
- (12) この点の批判については、E. Seligman, *op. cit.*, pp. 330-331. 参照。
- (13) Fanchild, "Suggestions for Revision of Fed. Taxation," 10 *Am. Econ. Rev.* 785, 789-790 ('20).
- (14) Cf. Clark, *op. cit.*, p. 743. ラットナーは、「最高裁判決の実際の効果は、少数の富裕者を多額の課税から救済し、そして未分配剰余に対する課税の運動を強めたことであつた」と言う (Kahner, *op. cit.*, pp. 393-394.)。しかし、その課税運動が結局成功するに至らなかつたことを本稿は既に見てきた。
- (15) この株式会社の二重構造を指摘するものとして、島恭彦、「財政学概論」一五九一—一六〇頁、林栄夫、「財政論」三二七—八頁、を参照。法人実在説の限界もここに設定されるべきであらう。

## 二 「所有と経営との分離」

このような一九〇〇年前後より二〇年代を通じて顕現した大衆株主の各種の法的権利の喪失とそれと対照的な大株主、経営者への諸権利、政策決定権の集中を、バリーとミーンズが三二三年に著わした著書において「所有と経営の分離」と要約したことは遍く知られている。株主は *Eisner v. Macomber* 判決に示されたごとくに単に利益分配請求権を行使でき得ないに止まらず、経営者が自由に駆使する議決権信託、無議決株式、新株引受権、株式買受請求権、自己株式、株式配当、等々の手段に翻弄され、会社の機関及び一切の決定システムより疎外されている。<sup>(2)</sup> 株主とはシムペーターの言つたごとく、「利潤にあずかる権利と引換えに、普通の債権者に与えられている法律的保护の一部を手放した債権者」<sup>(3)</sup>、又は「公開市場での価値を有する紙片を持ち、この紙片の持主として、経営者の恣意のままに定期的な配当を受取る」者<sup>(4)</sup>にしかすぎなくなつてゐる。

この現実に対して「経営者革命」「株式会社革命」という希望的意義を与え、新時代の株式会社経営とその社会的役割を強調する論者もアメリカには少なくなく、またそれに対する反論が多く提出されていることも、これまた過く知られている。ここではそれらの統計資料の操作方法や結論の是非を云云する余裕はない。<sup>(5)</sup> 唯、ここでは、株式会社の経営権が最終的に所得権より分離することはありえず、それが原理的に措定されつつその範囲内で諸権限の集中が引き起されるのにすぎないのではないか、との疑問を記すにとどめよう。<sup>(6)</sup>

税法上重視すべきは、経営権が所有権より分離し、なかんずく経営財務における裁量の範囲が拡大することによって、富裕株主や経営者の税務対策を考慮した配当政策や経営財務が一層頻繁化するのではないか、という点である。その端的な事例としては、本稿が既に分析してきた大衆株主の利益状況を無視し専ら富裕株主の税負担を減少させるための内部留保政策があげられよう。そこで、更に一例として株式配当の持つ経営上及び税務対策上の意義を具体的に見ることにしよう。

- (一) A. A. Berle, Jr. & G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property* (N. Y. : Macmillan, 1932) 北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』(特に二〇五頁以下、一九五七年、文雅堂銀行研究会)。
- (二) バリーとミーンス・前掲書、第二編。馬場克三『株式会社金融論』(一九九頁以下、一九六五年、森山書店)。大隅健一郎『株式会社法変遷論』(二二四―二二九頁)、等を参照。
- (三) グード『法人税』一九頁に引用されたものによる。
- (四) バリーとミーンス・前掲書、三六六頁。
- (五) この点に関する文献は非常に多いが、簡単には、バリーとミーンス・前掲書、「訳者まえがき」、馬場・前掲書、二一七頁以下を、更に新しいものとして、村田稔『経営者支配論』(一九七一年、東洋経済新報社)、等を見よ。
- (六) 例えばコルコは、「アメリカにおける経営者と大株主の分離について語ることは明らかに全然不可能である。彼らは実際には

同一人なのだから」と言う（G・コルコ佐藤定幸訳「アメリカにおける富と権力」〔八六頁、一九六三年、岩波書店〕）。他にも同様の指摘をするものは多い。なおグールド『法人税』一五―三頁、も参照のこと。

二 内部留保政策と株式配当

一 株式配当の経営財務上の意義<sup>(1)</sup>

株式配当とは *Eisner v. Macomber* 判決にも示されたように、配当可能剰余金を資本金に組入れ、その際増加せられた株式を株主に「配当」として賦与するものである。法人経営者は将来の経営上又は企業拡張の便宜で安価な資金源として利潤留保に傾心しがちであるのに対し、株主は定時及び臨時の高額配当を望む。<sup>(2)</sup> 株式配当の賦与は株主の法人資産に対する割合的持分を何ら増大させないが、<sup>(3)</sup> 剰余金の存在及びその資本組入れの公示は株主を安心させるとともに証券市場における法人の信用を増大させ、それが株価の上昇を呼んで結局株主にプレミアムをもたらすとされている。<sup>(4)</sup> 即ち、株式配当は「株主の配当に対する絶えざる要請を充足しつつ、しかも会社の収益を巧みに留保する必要に迫られているという二律背反的命題の矛盾を克服する有力な財務方法」<sup>(5)</sup> であって、むしろ経営者が「積極的に利用しないのが不思議」<sup>(6)</sup> なのであった。<sup>(7)</sup>

(1) この点については一般的に、細井卓『配当政策（第二増補版）』（特に第六章、一九六九年、森山書店）、を参照のこと。アメリカの経営財務の教科書でこの点に触れないものはないが、最近のものとしては、P. van Aysdell, *Corporation Finance* (N. Y. : Ronald, 1968), p. 1080 et seq. がある。

(2) この点も、株主が安定配当を望むか投機的利益を望むか、また付加税脱税を望む大株主か否か等で差異が生ずるであろう (cf. A. S. Dewing, *The Financial Policy of Corporation*, 5th ed. [N. Y. : Ronald, 1953], pp. 746-747)。

(3) むしろ剰余金の取りくずしに比較して減資手続は厳格であるだけに、「配当」というより「永遠に剰余金を事業に捧げるもので

ある」(A. C. Whitaker, "The Stock Dividend Question," 19 *Am. Econ. Rev.* 24, 25[1929]). Cf. S. N. Siegel, "Stock Dividends," 11 *Harr. Bus. Rev.* 76, esp. 80-81 (1932).

(4) これが通常の理解であるが、但し株式配当が必ずしも株価の上昇を伴うものではない、との批判がある(細井・前掲書、二二頁 Siegel, *op. cit.*, pp. 76-77.)

(5) 細井・前掲書、一九七―八頁。同旨 Dewing, *op. cit.*, p. 781; Siegel, *op. cit.*, p. 76.

(6) 細井・前掲書一九八頁に引用された C. J. Bothwell の言葉。

(7) ちなみにホークランドによって株式配当の利点とされたものを挙げておくと、(1)売却目的に疑わしい価格の株式を有する会社が配当を保証するがとき外観を与えて取引減退を防止する。(2)市場性―価値高株の取引減少を防止する。(3)現金の保存、(4)株主の慰撫(5)利潤隠蔽(6)租税回避の六点である(H. E. Hoagland, *Corporation Finance*, 3rd ed. [N. Y.: McGraw-Hill, 1974], p. 590.)。細井・前掲書(二〇〇頁)は更に支配権の確保を挙げる。シーゲルは(3)が最も重要な機能だとするが(Siegel, *op. cit.*, pp. 77-78.)。デューニングは「しばしば、市場価格の投機的且つ不当な騰貴に影響を与えるという欲求が、取締役を株式配当へと導く隠された、しかし重要な動機である」と述べている(Dewing, *op. cit.*, pp. 781-782.)。

## 二 *Eisner v. Macomber* 判決の株式配当の流行に与えた影響

かくして、株式配当は時期に関係なく経営裁量権の拡大とともに株主を慰撫しつつ利潤留保を図る絶好の手段たる要素を内包させていたのであるが、それに更に税法上の優遇を付け加えたのが *Eisner v. Macomber* 判決に他ならない。一般に経営財務に与える税法の効果・影響は直接的なものではなく、むしろ税法以外の種々の要因に左右される度合が大きいものと解されているが、<sup>(1)</sup>株式配当の流行に与えた *Eisner v. Macomber* 判決の影響は一時的であれ、むしろ決定的なものであった。ホークランドが「*Eisner v. Macomber* ケースにおける所得税判決は、この国における株式配当の使用に重大な影響力をもった。……この判決は、株式配当宣言の真正正銘の洪水を呼び起こした」<sup>(2)</sup>と指摘するがごとく、二〇年代における株式配当の流行と *Eisner v. Macomber* 判決とを結びつけるのは、広く承認され

たところとなっている。<sup>(3)</sup>

株式配当の流行を促したのは、しかしこの *Eisner v. Macomber* 判決による非課税宣言のみではない。一九二一年歳入法は従来のキャピタル・ゲインに通常の個人所得税を賦課する方式を改め、キャピタル・ゲインを二年以上保有された資産の売却によって得られたか否かによって長期キャピタル・ゲインと短期のそれに区分し、前者には一二・五%の低率課税を持つて足るものとした。<sup>(4)</sup> その結果、株主は現金配当よりも株式の売却により利益を獲得する方が有利となり、その際、株式配当は未分配利益をキャピタル・ゲイン・ベースで現金化する容易な手段を提供するものであった。<sup>(5)</sup> キャピタル・ゲインの幻惑は低所得株主までも利潤留保政策に好意的ならしめたが、この場合にも高い累進附加税率に服する高所得株主が低いキャピタル・ゲイン税率による恩恵を独占することは明白であり、<sup>(6)</sup> 彼らは積極的に利潤留保——株式配当政策を押し進め、事実、キャピタル・ゲインの大部分を取得したのである。<sup>(7)</sup>

また、株式配当は剰余金を正式に資本に組入れて分配可能剰余金を減少させるものであるから、法人は不当留保利益税に悩まされることなく安心して「事業の合理的必要」を超えて利潤を留保することもできた。<sup>(8)</sup>

このように二〇年代の税制は様々の優遇と利点を株式配当に与え、その流行を助けていた。

(1) 例えは、グード『法人税』一三〇頁、キンメル『企業と租税』四三一—四四頁、J. K. Butter, "Taxation Incentives and Financial Capacity," *Papers & Proceedings of the 66th Annual Meeting*, 44 *Ann. Econ. Rev.* 504-506, 514(1954). 等を参照。

(2) Hoagland, *op. cit.*, p. 593.

(3) 例えはデューイニングは、「合衆国において最も早く且つしばしば論ぜられる株式配当は一八六九年に Hudson River Railroad と合同する直前に New York Central Railroad により分配されたものであった。しかし株式配当は一九一〇年を下る迄特異的出来事にすぎず、第一次大戦を下る迄は比較的稀であった。その時以来、株式配当が異常な頻度で生じる時代が続いてきた」と述べるし (Dewing, *op. cit.*, pp. 79-780)、「ヴァン・アースデルも、「株式配当の使用は英国及び米国会社間に長く存在していた

ものであったが、その人気(popularity)は一九二〇年の *Eisner v. Macomber* 判決までは顕著なものではなかった。F・T・Cは *Eisner v. Macomber* 判決以降株式配当の驚くべき増加があった」と結論した」と指摘している(van Arsdell, *op. cit.*, p. 1081)。他にも例えば、馬場前掲書・一九八一頁、細井・前掲書「二二九—二三〇」、二三—三五頁、等を参照。

(i) 第一次大戦に至るまでの株式配当宣言数

1871—1915 (44 years).....	23
1915.....	4
1916.....	7
1917.....	13

(Dewing, *op. cit.*, p. 779, n. 17.)

(ii) 一九二七年のF・T・Cの統計による判決前後の株式配当宣言数の比較

判決前の五年	判決後の五年
。現金——82.15%	52.78%
。株式——14.45%	46.86%
。その他——3.40%	0.36%
100.0%	100.0%

(*ibid.*, p. 780, n. 18a.)

(iii) 判決以降の年度別統計

年次	総額 (単位 100万ドル)	対全 体比 率 (%)
1922	3,167	49.9
1923	787	17.1
1924	467	10.5
1925	503	9.5
1926	716	11.5
1927	642	10.0
1928	510	7.2
1929	1,194	13.0
1930	250	3.5
1931	78	2.0
1932	90	3.7
1933	80	3.2
1934	173	4.3
1935	112	2.4
1936	335	4.5

(細井・前掲書「二三〇頁より」)

- (4) A. Wells, "Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1914-1948," *2 Nat'l Tax J.* 12, 13-15 (1949); L. H. Seltzer, *The Nature and Tax Treatment of Capital Gains and Losses*, 1951, pp. 158-159.
- (5) Hellerstein, *Taxes, Loopholes and Morals*, pp. 69-70; Seltzer, *op. cit.*, pp. 222-223; *Final Report of the Comm. of N. T. A.*, 1939, p. 540, n. 6. 市村昭三「アメリカ株式会社社の資金調達源泉の変貌と」それを規定する諸要因に関する実証的研究」(西南学院大学『商学論集』一巻一号、四六、四九、五二頁註(1)、一九六四年)及びそこにあげられた文献を参照せよ。
- (6) 「優遇的税状態が、高度税率の面前では保証されていなかった投機的及び投資的營業を魅惑的ならしめ、他の状態が生じた以上の実現 (realization) を促進したことは、合理的に思料されうる。優遇的税率は疑いもなく最高所得グループに最大の影響を及ぼした。他の源泉より巨大な所得を得、潜在的キャピタル・ゲインがもし実現されたならば彼を最高所得グループにすえるのにそれだけで十分な者は、自然彼らのキャピタル・ゲインの税の処遇の特質に最も敏感であると予期される。……二〇年代の税の処遇は「これらのグループのメンバーによる莫大な規模の利得の実現を伴うべき高所得株主に十分好意的であった」(Seltzer, *op. cit.*, p. 164)。
- (7) 二〇年代の中、後期にキャピタル・ゲインが未曾有の額に達し、その大部分を高所得者が取得したことについては、小松聰『アメリカ経済論』(六七—六八頁、一九七二年、ミネルヴァ書房)及びそこに指示された Seltzer, *op. cit.* の当該箇所を参照。
- (8) Hoagland, *op. cit.*, 1st ed. (1933), p. 263; E. Seligman, "Effects of Stock Dividend Decision," *21 Colum. L. Rev.* 322 (21).

### 三 小 括

ジョームによれば、一九二〇年代は南北戦争後—一八九三年、一八九七年—一九〇四年に続く第三期の大合同の時期であるとされているが、更に一大投機熱がその特色であった。「高賃金、巨大な投資可能剰余、国をあげての株式熱 (whole country going stock-minded) 等から、証券市場は新規合同による新規証券又は高額証券以外には投機需要を満足させることは困難となった。新規合同は既にオーバーヒートしたポットに高尚に呼応し、且つ沸騰させた。新規合同による新規証券は投機の火に油を注いだ。そしてより一層広範な投機熱の伝播が、新規合同による新規証券に対する

一層多くの需要を造出したのであった<sup>(2)</sup>。そして、この投機と合同の巨大な資金源がまさに法人企業の内部留保利潤であった。

法人貯蓄は一九二三—三〇年の間で純利潤の四五%平均に達し、新規法人資本の四九%を、公益事業会社と鉄道を除けば新規資本のまさに六〇%を供給した<sup>(3)</sup>。その際注目すべきことは、利潤率、利潤留保率、減価償却率、投資率の凡てにわたり大企業が中小企業を上回っていたことであり、このことは中小企業がより困難な条件の下で安定配当を維持したこと<sup>(5)</sup>、及び大企業において巨大な利潤の獲得→内部留保→再投資の連関が強かったことを物語る<sup>(6)</sup>。

また利潤留保が大企業に大きいことから、株式配当もより多く大企業によって利用された。即ち「大企業は第一次大戦中のきわめて高い利潤率の下で剰余金を累積した上、二〇年代にもすでにみたように利潤留保力が高かったから剰余金は発行株式残高にたいして『過大化』する傾向があった。しかもこれまたすでにみたように二〇年代に大企業の利潤率は上昇傾向にあったから収益力の面でも大企業はストック・デビデンドを行う条件を備えていたといえる。……大企業の場合、その自己金融化の進展は社債発行減退の主因をなすと共にストック・デビデンドの形態で株式発行増大の一翼を担った<sup>(7)</sup>」のである。

このようにして留保された巨大な利潤は結局、自己企業や証券市場に再投資されたが、それはしかし「当然に幾分無差別な基準に基づく凄まじい自動的企業拡張をもたらした。財務的窮境に導いたこれら特別の無能力又は悪しき判断の露呈は一樣に唯一つの方向―即ち過大拡張の中に見られる<sup>(8)</sup>」。また「大企業は結果的には証券市場を設備資金などの『生産的』目的のための資金調達のためというより、むしろ他企業の系列化、従属会社にたいする支配権強化、遊休資金の運用のために利用した<sup>(9)</sup>」。こうして二〇年代には独占の拡大と中小企業の系列化がますます進行した<sup>(10)</sup>。

株式配当の二〇年代における流行は基本的には大企業の剰余金の累積、収益力の増大によって準備され、更に経営

説  
者の安易な内部留保金への依存、再投資欲求、投資ブームの中の株主のプレミアムへの期待、等々の諸要因によつて惹起せしめられたものであつて、専ら *Eisner v. Macomber* 判決の非課税宣言がそれをもたらしたと見るべきではない。<sup>①</sup>しかし本稿が見たごとく、その加速的効果は決して小さなものではなかつた。またキャピタル・ゲイン軽率課税、累進税率の引下げ、不当留保利益税の空文化、留保利潤課税の放棄、合同申告制度、法人受取配当控除、持株会社

社の非規制、等々の二〇年代の税制は、株式配当≠利潤留保→再投資政策を促進するものであれ、決して阻止するものではなく、またそれ自体税負担の不公平という大きな欠点を有していた。これらに対する是正は民主党や共和党急進派の議員により粘り強く主張された。しかし、財界、政府、共和党はもとより、一般大衆も「永遠の繁栄ブーム」の中でこれらの声に耳をかそうとはしなかつた。これらの政策の転換は一九三三年のローズヴェルト大統領の登場によつてもたらされることになる。しかしそのためには、あの未曾有の悲劇が介在しなければならなかつたのである。

(1) *Jome, Corporation Finance*, pp. 311, 314-315. See also Hoagland, *op. cit.*, 3rd ed., pp. 60-62, 617-618.

(2) Hoagland, *op. cit.*, p. 617. せよ。ショームも次のように言う。「第一次大戦の自由と勝利の抱き合わせキャンペーンは一般公衆に証券意識をもたらした。我々の貯蓄は巨大であつた。我々は証券、特に普通株を求めた。そしてプロモーターはそれを我々に食らわすことを望んだ。ビジネスは新規の領域での計画を建てるにあたり新規の金銭を求めた。我々は、多くの点で資源搾取の限界に到達したようにみえた。そこでプロモーターは従来比較的手付かずであつた分野における合同や既に存在する合同の提携や再編に頼つた。連邦政府は再び合同に寛容であつたばかりか同情的でさえあつた。二〇年代を通じて我々は『巨大さ』の聖堂を礼拝した。巨大さが有効性と同義となつた。水ぶくれが成長と取り違えられた。……」(*Jome, op. cit.*, pp. 34-35.)

(3) Hoagland, *op. cit.*, p. 606. この点については、我国においても文献が多い。例えば鎌田正三「両大戦間のアメリカ大会社の企業金融」(北海道大『経済学研究』一三卷三・四号、一九六四年)、中村通義「株式会社と自己金融」(同上)一五卷三・四号、一九六五年)、西川純子「一九二〇年代アメリカの企業金融分析」(『社会科学研究』二二卷二・三号、一九七〇年)、橋本輝彦「自

己金融と金融資本 (東北大学『経済学』三〇巻二号、一九六八年)、平田喜彦「一九二〇年代のアメリカにおける産業金融」

〔証卷研究〕二七号、一九六九年)、等。公益会社と鉄道が内部留保に頼らず、外部資本に頼った事情については、西川・右掲論文、一一一—二頁、平田、右掲論文、五七頁以下を参照。

(4) 詳しくは、平田・前掲論文、一八頁以下、参照。

(5) 平田・前掲論文、二二—二三頁。

(6) 平田教授は、以上を次のように要約している。「第一に、大企業部門における高い自己金融化率は、高投資率の下で実現されたが中小企業のそれは低投資率の下で達成された。しかもこの場合、常識的理解とは逆に高蓄積型の大企業の自己金融化率はより高かった。第二に、この大企業型の自己金融化(高蓄積—高自己金融化率)は何よりも大企業の内部資金形成力が大だったからであるが、とりわけ利潤留保による内部資金形成力が高かったためであった。……ごく単純化して言えば、大企業部門における高い自己金融化率は、高利潤率—高留保利潤率に支えられていたのである。それにたいし、中小企業部門では大企業とは逆に減価償却による資金形成力が利潤留保による資金形成力を上まわっており、そのいみでさきに指摘したように中小企業の自己金融化は『減価償却依存型』であったが、といって減価償却による資金形成力が大企業に比して高かったのではなく、むしろそれは大企業に比して低かった。従って利潤留保による資金形成力が低かったにもかかわらず中小企業部門で高い自己金融化率が実現されたのは、決して減価償却による資金形成力が高かったためではなく、何よりもその低投資率にあったといえるのである」

(前掲論文、三三—三三頁)。

(7) 平田・前掲論文、四四頁。

(8) C. A. Ashley, *Corporation Finance* (Tronto : Macmillan, 1949), p. 187. See also Siegel, *op. cit.*, p. 76.

(9) 平田・前掲論文、四五頁。更に、鎌田・前掲論文、三四五—六頁、鎌田・森・中村『アメリカ資本主義』(帝國主義の研究)三、二六〇—二七二頁、青木書店、一九七三年)、等も参照。

(10) 最近のものとして、鎌田・森・中村・前掲書、一三九頁以下を参照せよ。

(11) 平田・前掲論文、七九頁註(9)、参照。